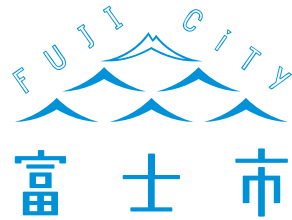


ふじパワフル85計画VI

第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

ふじ
パワフル
85計画
VI



富士市行政資料登録番号
R2-60

富
士
市



支え合い思い合い、安心して暮らし続けられる地域づくり

令和3年3月 富士市

はじめに



この度、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「富士市第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定いたしました。『支え合い思い合い、安心して暮らし続けられる地域づくり』を基本理念として掲げ、目標とする高齢者像は、今までの計画を受け継ぎ「活力と魅力ある85歳」とし、その名称を『ふじパワフル85計画VI』といたしました。

本市においては、高齢化率が27%を超えており、これからも上昇していくことが見込まれます。高齢化の進行に伴い認知症高齢者の増加も予想されることから、認知症は誰もがなりうる身近なものとして、その対策の重要性は以前より高まっております。また、新型コロナウイルス感染症が流行したり、毎年のように大規模な自然災害が発生したりしていることから、緊急時においても、円滑に高齢者福祉施策を実施できる体制づくりが求められます。

このため、本計画では、従来の「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」「医療・介護の提供体制の整備」「地域包括支援センターの機能強化」に加えて、新たに「認知症施策の推進」と「緊急事態時の対応体制の整備」を重点的な取組として位置づけました。

本計画の取組により、住まい、医療、介護、介護予防及び生活支援の包括的な支援、地域社会への参画を促進する体制整備など、重層的な支援が進み、「地域包括ケアシステム」の構築、ひいては「地域共生社会」の実現にまで広がることを期待しております。

結びに、本計画の策定にあたり、様々な視点からご審議いただきました「富士市介護保険運営協議会」の委員の皆様をはじめ、各種調査にご協力いただきました市民の皆様並びに関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

富士市長 小長井 義正

目 次

第1章 計画の考え方	1
1 計画の背景と趣旨	1
2 法的な位置付け	2
3 計画期間	2
4 他計画との関係	3
5 策定の方法	4
(1) 策定体制	4
(2) 実態把握	4
(3) パブリック・コメントの実施	4
第2章 高齢者を取り巻く状況	5
1 人口と高齢化率	5
2 計画策定基礎調査の結果	7
(1) 要介護リスクの傾向について	7
(2) 高齢者の生活状況について	7
(3) 健康状況について	9
(4) 介護予防活動の状況について（要介護認定を受けていない高齢者のみ）	10
(5) 認知症施策について	10
(6) 介護保険サービスについて（要支援・要介護認定者）	11
3 介護保険制度の現状	13
(1) 認定者数と認定率	13
(2) 介護保険サービス利用者の状況（「見える化システム」データより）	14
(3) 第1号被保険者1人あたり給付月額（「見える化システム」データより）	15
(4) 認知症高齢者に係る状況	16
(5) リハビリテーションサービスの利用状況	16
(6) 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の整備状況	17
4 日常生活圏域別の状況	18
(1) 日常生活圏域の考え方	18
(2) 日常生活圏域ごとの高齢者の現状	19
吉原東部	20
吉原中部	22
吉原北部	24
鷹岡	26
吉原西部	28
富士北部	30
富士南部	32
富士川	34

5	前期計画（ふじパワフル85計画V）の評価.....	36
	（1）施策の実施状況、目標値の達成状況（総括）.....	36
	（2）各事業の実施状況評価.....	38
	基本目標1 生きがいづくりと介護予防の推進	38
	基本目標2 医療と介護の連携	39
	基本目標3 生活支援サービスの充実	40
	基本目標4 介護給付の適正化	41
	基本目標5 暮らしやすいまちづくり	42

第3章 高齢者保健福祉施策の課題.....44

1	高齢者、地域社会のニーズに合った介護予防事業の実施.....	44
2	高齢者の活躍の場の確保、活動促進.....	44
3	医療と介護の連携.....	45
4	認知症予防、認知症支援体制の整備.....	45
5	地域包括支援センターの充実.....	45
6	支援が必要な高齢者の把握と効果的な支援.....	46
7	適正な介護保険事業の運営.....	46
8	高齢者の外出手段の確保.....	46
9	緊急事態に対応する体制の整備.....	47

第4章 基本目標と施策の体系.....48

1	富士市が目指す理想像.....	48
2	基本的視点.....	49
3	基本理念.....	50
4	基本目標.....	51
	基本目標1：生きがいづくりと介護予防の推進	52
	基本目標2：医療と介護の体制充実、連携の充実	52
	基本目標3：生活支援サービスの充実	52
	基本目標4：介護給付の適正化	53
	基本目標5：暮らしやすいまちづくり	53
	基本目標6：地域資源の活性化	53
5	本市の日常生活圏域と地域包括ケアシステム.....	54
6	施策体系.....	57
	（1）施策体系の考え方.....	57
	（2）施策体系図.....	58
7	重点的な取組.....	60
	（1）自立支援、介護予防・重度化防止の推進.....	60
	（2）医療・介護の提供体制の整備.....	60
	（3）認知症施策の推進.....	60
	（4）地域包括支援センターの機能強化.....	60

(5) 緊急事態時の対応体制の整備	58
-------------------------	----

第5章 施策の展開.....60

基本目標1 生きがいくりと介護予防の推進.....	60
推進施策1-1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進.....	60
(1) 介護予防・重度化防止	60
(2) 介護予防・生活支援サービス事業を通じた自立支援.....	63
推進施策1-2 生涯にわたる心身の健康づくり.....	66
(1) 健康に対する意識の啓発	66
(2) 地域ぐるみの健康づくり活動の推進.....	67
推進施策1-3 生きがいくり	68
(1) 生涯学習支援	68
(2) 世代間交流の推進	72
(3) 思いやりの心の醸成	74
推進施策1-4 地域力の活用と育成	76
(1) 地域の活動団体の育成・支援	76
(2) 各種団体活動への支援	77
(3) ボランティアの育成・支援	78
(4) 地域の社会資源としての人材活用.....	81
基本目標2 医療と介護の連携	82
推進施策2-1 医療・介護の提供体制の整備.....	82
(1) 在宅医療と介護の連携	82
(2) リハビリテーションサービスの提供体制の構築.....	84
推進施策2-2 認知症施策の推進	85
(1) 地域見守り支援体制の推進	85
(2) 早期診断・早期対応の取組	87
(3) 認知症の人と家族への支援	88
推進施策2-3 保健・医療の充実	90
(1) 保健サービスの充実	90
(2) 地域医療体制の充実	95
推進施策2-4 介護人材の確保及び資質の向上.....	97
(1) 研修の充実	97
(2) 助成制度の普及・拡大	98
推進施策2-5 介護保険施設の計画的整備.....	99
(1) 地域密着型サービスの整備推進	99
(2) サービスの質の向上に向けた取組.....	100
基本目標3 生活支援サービスの充実	101
推進施策3-1 地域包括支援センターの機能強化.....	101
(1) 地域ケア会議の充実	102
(2) 職員の配置	103

(3) 地域包括支援センター運営協議会の開催	103
(4) 高齢者地域支援窓口の増設	104
推進施策3-2 在宅高齢者への支援	105
(1) 日常生活支援	105
(2) 家族介護者支援	109
(3) 高齢者の見守り支援体制の充実	110
推進施策3-3 人権の尊重と支援	111
(1) 高齢者虐待の防止	111
(2) 成年後見制度の普及・利用支援、利用促進	113
(3) 日常生活自立支援事業	115
基本目標4 介護給付の適正化	116
推進施策4-1 介護給付適正化計画の推進	116
(1) 要介護認定の適正化	116
(2) ケアマネジメントの適正化	118
(3) 介護報酬請求の適正化	119
推進施策4-2 介護保険サービスの環境整備	121
(1) 指導監督に関する取組	121
(2) ケアの質の向上に向けた取組への支援	123
推進施策4-3 情報提供の充実	124
(1) 市民への情報提供	124
(2) 介護サービス情報の公表	125
基本目標5 暮らしやすいまちづくり	127
推進施策5-1 住居・生活環境の整備	127
(1) 高齢者が安心して生活できる住宅の整備	127
(2) 高齢者等が外出しやすい環境の整備	128
推進施策5-2 安心して暮らせる環境の整備	130
(1) 防災・防火対策の推進	130
(2) 防犯対策の推進	132
(3) 交通安全対策の推進	133
(4) 緊急時における連携体制の強化	133
推進施策5-3 緊急事態時の対応体制の整備	134
(1) 緊急事態時の対応体制の整備	134
推進施策5-4 地域共生社会の実現に向けた取組	136
基本目標6 地域資源の活性化	137
推進施策6-1 生活支援体制整備の推進	137
(1) 住民主体の支え合い活動の仕組みづくり	137
(2) 住民主体の支え合い活動の推進	138
推進施策6-2 重層的支援に向けた地域住民の体制充実	139

第6章 介護保険サービス量の見込みと保険料..... 140

1	被保険者数・要介護認定者数の推移及び見込み.....	140
	(1)被保険者数の見込み.....	140
	(2)要介護認定者数の見込み.....	141
2	介護保険給付の状況.....	142
	(1)施設・居住系サービスの利用状況.....	142
	(2)居宅サービス利用状況（介護給付）.....	143
	(3)居宅サービス利用状況（予防給付）.....	144
	(4)地域密着型サービスの整備状況.....	145
	(5)広域型サービスの整備状況.....	145
3	介護保険サービスの必要量の見込み.....	146
	(1)施設・居住系サービスの利用者数の見込み.....	147
	(2)広域型サービスの整備の見込み.....	147
	(3)地域密着型サービスの整備の見込み.....	148
	(4)居宅サービス利用量の見込み（介護給付）.....	149
	(5)居宅サービス利用量の見込み（予防給付）.....	150
4	介護保険サービス事業費の現状と見込み.....	151
	(1)介護保険サービス事業費.....	151
	(2)標準給付費.....	153
5	地域支援事業の見込み.....	154
	(1)地域支援事業費.....	154
6	第8期介護保険料について.....	155
	(1)介護保険制度の費用負担構造.....	155
	(2)給付費・介護保険料の推計について.....	156
	(3)保険料設定の基本的な考え方.....	157
	(4)所得段階別介護保険料率.....	158

資料編..... 159

1	関連法令.....	159
	(1)老人福祉法第20条の8.....	159
	(2)介護保険法第117条.....	160
2	介護保険制度改正の概要.....	162
	(1)医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律.....	162
	(2)地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律.....	162
	(3)第8期計画において配慮すべき記載事項.....	163
3	計画策定の経過.....	165
4	富士市介護保険運営協議会.....	166
	(1)富士市介護保険条例（抜粋）.....	166
	(2)富士市介護保険に関する規則（抜粋）.....	167

	(3) 富士市介護保険運営協議会委員名簿（平成30～令和2年度）	168
5	介護保険サービス一覧	169
6	介護予防・日常生活支援総合事業	171
	(1) 一般介護予防事業（65歳以上の全ての人）	171
	(2) 介護予防・生活支援サービス事業	171
7	用語解説	172

第1章 計画の考え方

1 計画の背景と趣旨

介護保険制度は、平成12年の創設から20年が経過し、現在は介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

その一方で、令和7年（2025年）には、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となるほか、令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となるなど、高齢化は着実に進行しています。なかでも、後期高齢者の大幅な増加が予想されます。

本市において、令和2年4月1日現在での高齢化率は27.6%となっており、市民の4人に1人以上が高齢者となっています。今後もこの傾向は続き、令和7年（2025年）には29.2%、令和22年（2040年）には36.2%に上昇することが見込まれています。

高齢化の進行に伴い、地域社会では高齢者をめぐる様々な問題が表れています。一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の増加や孤立化、認知症高齢者の増加、医療的ケアを必要とする重度要介護者の増加、介護する家族の負担増や介護離職の増加、介護職員の人材不足等の問題への対応が課題となっています。

これらの課題に対応するため、平成27年度（2015年度）から「地域包括ケアシステム」の取組が始められました。これは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営んでいくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護給付サービス等の充実を図るとともに、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に確保するためのものです。また、「地域包括ケアシステム」の必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方は、高齢者だけでなく子どもや障害者に対する支援等にも応用することが可能な概念であり、近年の地域住民が抱える複雑化・複合化した課題の解決のための基盤となります。

これまで、「地域包括ケアシステム」の構築、強化を進めてきましたが、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）が間近なものとなりました。さらに、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）には、より複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を実施する取組を通じた重層的支援体制の構築が求められます。

計画策定においては、これまで進めてきた取組の点検・見直しを進め、より効果的・安定的な取組を進めていくことが必要です。

本計画は、前計画の『ふじパワフル85計画V』で目指した目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの着実な実行、改善を進めていくとともに、社会情勢に沿った取組を推進するための計画として策定するものです。

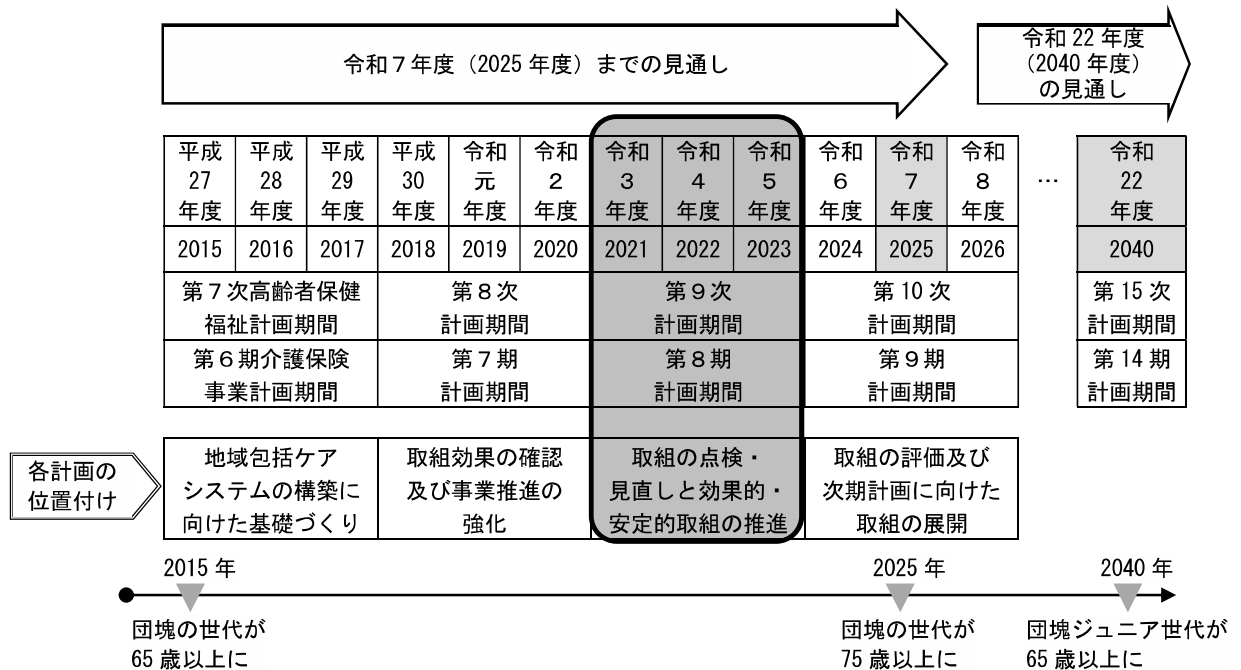
2 法的な位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」に保健の視点を取り入れ、また、介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」として、市町村の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指して一体的に策定するものです。

3 計画期間

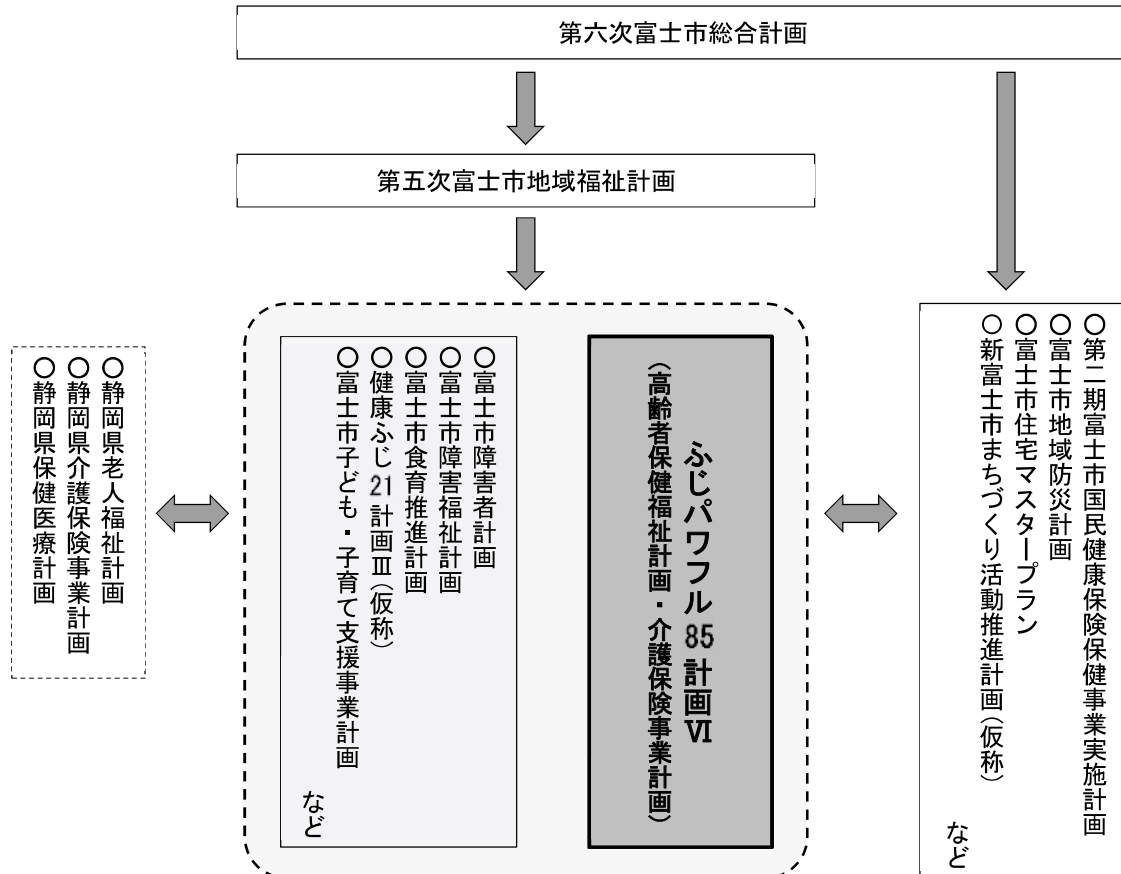
計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間です。地域包括ケアシステムの強化を進めていく計画の中間段階として、その基礎づくりを進めてきた前期の計画を引き継ぎ、本計画ではこれまでの取組を強化・推進していきます。

今後も進行する高齢化に対応するため、令和7年度（2025年度）の高齢者のあるべき姿、令和22年度（2040年度）の長期的な地域の高齢化を念頭に置き、3年ごとに計画を策定していきます。各計画期間において、地域包括ケアシステムの構築に向けて段階的に目標を設定し、その位置付けに沿って取組を進めていきます。



4 他計画との関係

本計画は、本市における最上位計画である第六次富士市総合計画（策定中）をはじめ、福祉分野の上位計画である富士市地域福祉計画（策定中）、（仮称）健康ふじ21計画Ⅲ、富士市障害者計画（障害福祉計画）等の関連する各分野の計画との整合性に配慮しました。



5 策定の方法

(1) 策定体制

計画の策定にあたり、被保険者や介護保険事業者、保健・医療・福祉の学識経験者、公募の市民等で構成する「富士市介護保険運営協議会」を計画策定委員会に位置付け、ご意見やご提言をいただきながら検討を進めてきました。また、庁内関係各課で構成する「高齢社会対策庁内連絡会」において、前計画の評価と課題の抽出、施策の検討を行いました。

(2) 実態把握

本計画策定にあたって、令和元年度に以下の内容で「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係る基礎調査」（以下「計画策定基礎調査」という。）を実施しました。

図表 1-1 計画策定基礎調査について

調査区分	一般高齢者	要支援認定者・事業対象者		要介護認定者
調査対象	在宅生活の65歳以上の方	65歳以上の在宅生活の要支援認定者及び総合事業対象者		65歳以上の在宅生活の要介護認定者
調査内容	回答者の属性、日常生活の状況、健康状態、介護予防の取組、地域での活動・つながり、住民同士の支え合い、自動車の運転状況、認知症施策、家族からの支援・介護、施設入所の希望、介護離職、介護保険料 等			
調査件数	3,195	要支援認定者 994	総合事業対象者 500	2,271
回収数	2,378	732	370	1,287
回収率	74.4%	73.6%	74.0%	56.7%
実施時期	令和元年12月～令和2年1月			
調査方法	郵送による配付・回収			

図表 1-2 介護人材・施設整備に関するアンケート調査について

調査名	調査対象	発送数	回収数	回収率
介護人材確保に係る実態調査	市内の介護保険事業所	360	160	44.4%
施設整備等意向調査	市内に介護保険事業所を運営する法人	132	107	81.1%

(3) パブリック・コメントの実施

富士市パブリック・コメント制度実施要綱に基づき、令和2年12月15日から令和3年1月15日まで意見を募集し、市民から17件の意見等が寄せられました。

第2章 高齢者を取り巻く状況

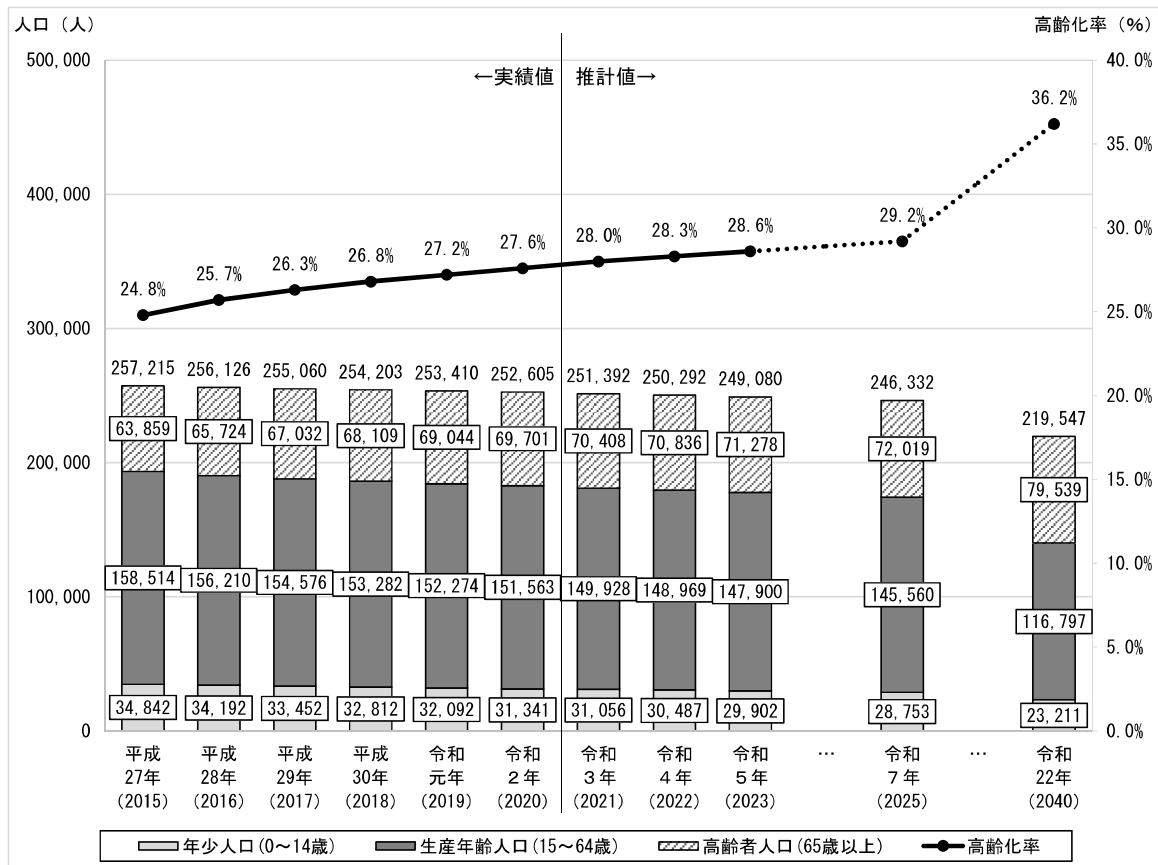
1 人口と高齢化率

本市の総人口は年々減少傾向にあり、平成27年（2015年）の257,215人から令和2年（2020年）の252,605人へと、5年間で4,610人、約1.8%減少しました。

今後の人口推移について、第六次富士市総合計画（策定中）策定にあたり推計された中位推計を基に算定したところ、今後も減少傾向は続き、令和5年（2023年）に249,080人、令和7年（2025年）には246,332人と3年間で1.4%、5年間で2.5%減少する見込みです。

年齢構造別に見ると、高齢者人口は年々増加しているのに対し、年少人口及び生産年齢人口は年々減少しており、高齢化率の上昇につながっています。高齢化率は平成27年（2015年）には24.8%でしたが、令和2年（2020年）には27.6%へと上昇しています。今後、令和5年（2023年）には28.6%、令和7年（2025年）には29.2%に上昇する見込みです。

図表2-1 総人口の推移、高齢化率の変化



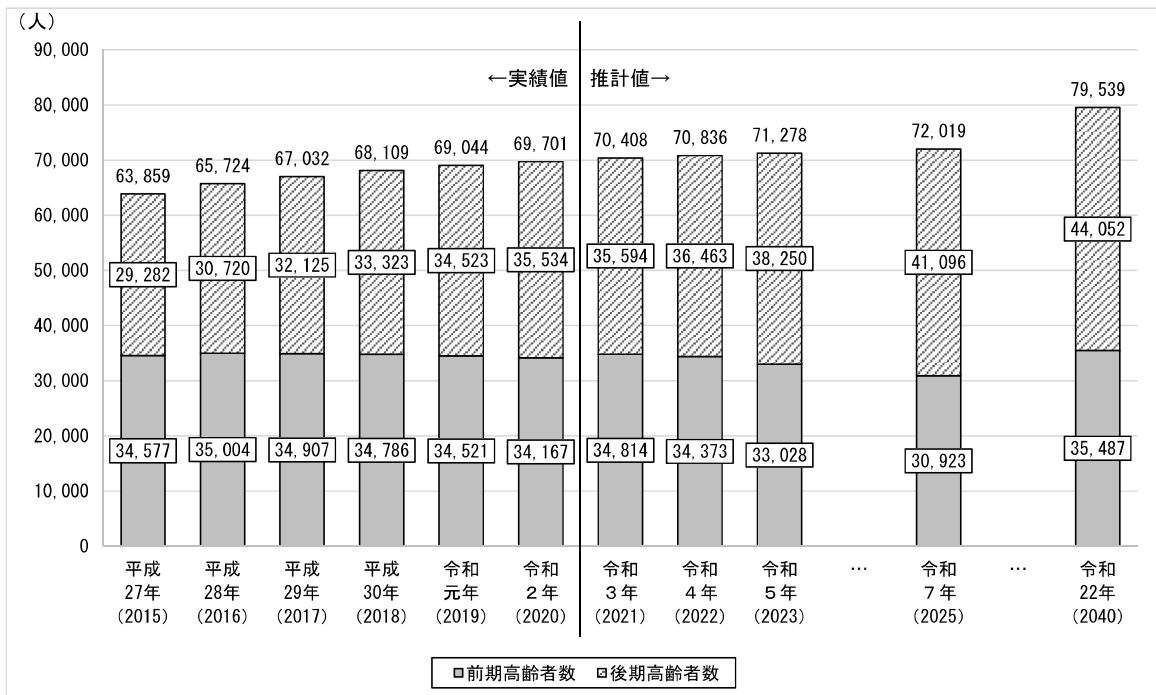
出典：住民基本台帳（各年4月1日）

高齢者人口の内訳を見ると、前期高齢者（65～74歳）は増加傾向が続いていましたが、平成28年（2016年）にピークを迎え、その後は減少傾向に転じています。今後は、令和3年度には一時的に増加するものの、当面は減少傾向が続くことが見込まれます。

また、後期高齢者（75歳以上）は年々増加しており、この傾向は令和22年（2040年）まで続くと見込まれています。

なお、後期高齢者の増加により、高齢者の中でも後期高齢者の占める割合が上昇しており、令和元年（2019年）に後期高齢者数が前期高齢者を上回りました。今後は、後期高齢者の割合がさらに上昇し、令和5年（2023年）には53.7%、令和7年（2025年）には57.1%になると見込まれます。

図表2-2 前期高齢者数・後期高齢者数の変化



出典：住民基本台帳（各年4月1日）

2 計画策定基礎調査の結果

計画策定基礎調査は、厚生労働省及び県が作成したアンケートのモデル調査票に市の独自項目を加えた調査票を作成し、行いました。調査票は、調査対象に合わせて「一般高齢者」、「総合事業対象者・要支援認定者」、「要介護認定者」の3種類作成し行いました。

なお、集計分析にあたっては、集計結果を集約し、市の高齢者の全体的な傾向の把握に努めました。

(1) 要介護リスクの傾向について

要介護認定を受けていない高齢者のうち、「うつ傾向」が42.2%、「転倒リスク」が36.9%該当

- 一般高齢者、要支援認定者・総合事業対象者の要介護リスク（5項目）について、「うつ傾向」の42.2%が最も割合が高く、次いで、「転倒リスク」が36.9%となっています。また、「運動器の機能低下リスク」で28.6%、「閉じこもり傾向」で20.9%となっているほか、最も割合が低い「手段的日常生活動作（IADL）が低い（0～3点）」でも12.8%みられ、8人中1人以上が該当しています。
- 「運動器の機能低下リスク」、「転倒リスク」、「閉じこもり傾向」、「手段的日常生活動作（IADL）が低い」の4項目では、年齢階層が上がるとともに該当者の割合も増加しており、年齢の上昇とともにリスクが上昇しているとみられます。

吉原中部では「手段的日常生活動作（IADL）が低い（0～3点）」、吉原北部では「運動器の機能低下リスク」では市全体より20%以上高い

- 要介護リスクを日常生活圏域別でみると、吉原中部では「手段的日常生活動作（IADL）が低い（0～3点）」では28%、吉原北部では「運動器の機能低下リスク」では20%市全体より高い割合となっています。
- 吉原東部では、要介護リスク5項目全てにおいて、市全体を下回っており、要介護リスクの高い高齢者が少ない傾向となっています。
- 日常生活圏域によって、要介護リスクの傾向に特徴がみられるため、地域の状況に応じた取組の検討が必要です。

(2) 高齢者の生活状況について

一人暮らしの高齢者は要介護認定を受けていない高齢者では15.9%、要介護認定者で11.1%

- 要介護認定を受けていない高齢者の15.9%、要介護認定者の11.1%が一人暮らしをしています。
- 要介護度別でみると、「総合事業対象者」、「要支援1」、「要支援2」では、1/4以上、「要介護1」、「要介護2」では、1割以上が一人暮らし高齢者となっています。

- 要介護認定を受けていない高齢者の「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」は、要介護認定を受けていない高齢者では29.5%となっています。また、要介護認定者の「夫婦のみの世帯」は18.3%となっています。
- 特に支援の必要な要介護認定者でも一定割合の一人暮らしの高齢者がみられることから、一人暮らし高齢者の状況把握、生活支援の充実が必要です。

**高齢者の31.5%が経済的な苦しさを感じている
その理由として「年金などの収入が少ない」が80.8%**

- 経済的な困窮の状況は、「やや苦しい」が23.6%、「大変苦しい」が7.9%となっています。また、「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計は31.5%となり、回答者の3割以上が苦しさを感じているとみられます。
- 居宅の種類別でみると、「民間賃貸住宅」、「公的賃貸住宅」、「借間」では、「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計が6割以上となっています。
- 困窮の理由は、「年金などの収入が少ない」が80.8%となっています。なお、「要介護4」と「要介護5」では「年金などの収入が少ない」が60%台ですが、「医療・介護にかかる出費が多い」もほぼ同率となっています。
- 生活困窮の要因として、低収入と併せて医療・介護費用、賃貸住宅の家賃・光熱費の負担が重くなっていることから、低収入の高齢者、経済的負担が大きい高齢者の生活支援策の検討が必要です。

**外出の手段は、前期高齢者では「自動車（自分で運転）」、80歳代以上では「自動車（人に乗せてもらう）」が最も多い
なお、80歳代前半の「自動車（自分で運転）」は23.1%**

- 「自動車（自分で運転）」の割合は、「65歳～69歳」で71.5%、「70歳～74歳」で62.7%と半数以上となっています。この割合は年齢層の上昇とともに低下し、「75歳～79歳」で41.8%、「85歳以上」で7.3%となっています。なお、「80歳～84歳」でも23.1%が自分で自動車を運転しています。
- 外出手段として、「75歳～79歳」では「徒歩」、「80歳～84歳」以上では「自動車（人に乗せてもらう）」が最も多くなっています。
- 要介護度別でみると、「自動車（人に乗せてもらう）」は要介護1から要介護3で1～2%みられますが、要介護4と要介護5では0%となっています。
- 高齢者の自動車運転は事故のリスクが高くなることから、運転免許返納の促進に努めるとともに、高齢者が利用しやすい公共交通機関の充実が必要です。

誰かと食事をする機会がほとんどない人は、要介護認定を受けていない高齢者では9.7%、要介護認定者では10.4%

- 要介護認定を受けていない高齢者では、誰かと食事をする機会がほとんどない回答者が9.7%となっています。このうち、「1人暮らし」では24.1%が該当しています

- が、その他の家族構成でも5～6%みられ、同居人がいる高齢者でも5～6%は孤食の傾向があると考えられます。
- 同様に、要介護認定者では、誰かと食事をする機会がほとんどない回答者が10.4%となっています。このうち「単身世帯（ひとり暮らし）」では30.9%が該当していますが、「夫婦のみ世帯」で9.4%、「その他」で6.7%みられ、同居人がいる要介護認定者では、孤食の傾向がある方が一定数いると考えられます。
 - 一人暮らし高齢者はもちろん、同居家族がいても一人で食事をする機会が多い高齢者を対象に、家族そろっての食事の促進や食事会、お茶会など、多くの人とふれあいながら食事をする機会の確保が必要です。

(3)健康状況について

低栄養の高齢者は9.0%、肥満傾向の高齢者は19.6%

- 要介護認定を受けていない高齢者のBMI（[体重(kg)]÷[身長(m)の2乗]）は、「低体重」（BMI：18.5未満）が9.0%、「普通体重」（BMI：18.5以上25未満）が62.4%、「肥満」（BMI：25以上）が19.6%となっています。
- これを男女別でみると、「女性」は「低体重」が11.3%、「肥満」が18.3%となっており、「男性」と比較して「低体重」の割合が高く、「肥満」の割合が低くなっています。
- 年齢層別でみると、「低体重」は年齢層が上がるとともに該当者の割合が高くなり、「85歳以上」では14.4%となっています。
- 年齢の状況とともに食事と運動が減り、低体重の高齢者が増える傾向があるため、自身の食事と栄養に関心を持っていただき、低栄養状態の改善に向けた情報発信・啓発が必要です。

健康状態は、年齢層が上がるとともに「とてもよい」の割合が低下 要支援2では、健康状態がよくない回答者が半数以上

- 現在の健康状態について、「まあよい」が57.1%で最も割合が高く、次いで「あまりよくない」が24.0%、「とてもよい」が6.6%となっています。
- これを年齢層別でみると、「とてもよい」は、「65歳～69歳」で10.7%みられますが、年齢が上がるとともに割合は低下し、「85歳以上」では3.9%となっています。
- また、要介護度別でみると、「要支援2」では「あまりよくない」が46.6%となっており、「よくない」の13.0%と合わせると半数以上の59.6%が「健康状態がよくない」と回答しています。なお、「要介護4」と「要介護5」では、「とてもよい」が0%となっているほか、「まあよい」は「要介護1」から「要介護3」では50%台ですが「要介護4」と「要介護5」では40%台に低下しています。
- 年齢とともに健康状態が悪化していくため、高齢者自身が介護予防や健康状態の維持・向上に取り組めるよう、健康診査の受診促進、事業の改善や情報発信、啓発の充実が必要です。

(4) 介護予防活動の状況について（要介護認定を受けていない高齢者のみ）

介護予防に取り組んでいる回答者は 50.0%

- 介護予防に取り組んでいる回答者は 50.0%となっています。
- これを年齢層別で見ると、前期高齢者では取り組んでいない回答者が多くなっていますが、後期高齢者では半数以上となっています。なお、介護予防に取り組んでいる回答者は年齢が上がるとともに割合も高くなっています。
- また、経済状況別で見ると、「大変苦しい」では取り組んでいない回答者が 53.0%みられます。なお、経済的状況にゆとりがあるほど介護予防に取り組んでいる回答者は増え、「ややゆとりがある」と「ゆとりがある」ではともに 56%台となっています。
- より多くの高齢者に介護予防に取り組んでいただくよう、事業の改善や情報発信、啓発の充実が必要です。また、経済的な理由で介護予防に意識・行動が向かない高齢者に対して、気軽にできる介護予防・健康づくりについての情報発信が必要です。

グループ活動に「参加者」として参加意向がある回答者は 49.5%、「企画・運営（お世話役）」として参加意向がある回答者は 29.2%

- 健康づくり活動や趣味などグループ活動に「参加者」として参加意向がある（「是非参加したい」と「参加してもよい」の合計）回答者は 49.5%と半数近くとなっています。
- これを年齢層別で見ると、「75歳～79歳」以下の年齢層では「参加意向あり」が半数以上となっていますが、年齢が上がるとともに割合は低下し、「80歳～84歳」以上では半数以下となっています。
- また、「企画・運営（お世話役）」としての参加意向は、「参加意向あり」が 29.2%となっており、「参加者」としての参加意向より 20.3ポイント低くなっています。
- これを年齢層別で見ると、最も割合が高い「70歳～74歳」で 36.5%となっており、年齢が上がるとともに割合は低下が低下しています。
- 多くの高齢者に地域の活動に参加していただけるよう、活動の活性化を支援するとともに、参加の意義等や地域活動に関する情報の発信が必要です。

(5) 認知症施策について

認知症に関する相談窓口を知っている回答者は 19.2%

- 認知症に関する相談窓口を知っている回答者は 19.2%となっており、知らない回答者が 66.7%と、2/3程度となっています。
- これを要介護認定状況別で見ると、相談窓口を知っている回答者の割合は各区分で1割以上となっています。このうち、「要支援1」と「要介護1」以上では20%以上となっています。特に、「要介護3」では 32.3%と比較的高い割合となっています。

「認知症サポーター」を知っている回答者は9.1%

- 認知症サポーターの認知度は、「知っている」が9.1%、「聞いたことはあるが、あまり知らない」が23.2%、「知らない」が54.8%となっており、知らない人が半数以上となっています。
- これを要介護認定状況別で見ると、知っている回答者は、「一般高齢者」、「総合事業対象者」、「要支援2」では10%以下ですが、「要支援1」と「要介護1」以上では10%以上となっています。なお、知らない回答者は各要介護状況区分において半数以上となっています。

「認知症の人と家族のみちしるべ」を知っている回答者は6.7%

- 「認知症の人と家族のみちしるべ」の認知度は、「知っている」が6.7%、「聞いたことはあるが、読んだことはない」が15.9%、「知らない」が64.7%となっており、知らない人が6割以上となっています。
- これを要介護認定状況別で見ると、知っている回答者は、「要介護1」、「要介護3」、「要介護5」で10%台ですが、その他の区分では10%以下となっています。なお、知らない回答者は各要介護状況区分において60%以上となっています。
- 上記3項目について、認知症に関連する相談窓口や関連情報の認知度は低い水準となっており、本人の症状によって窓口や広報を調べるようになると考えられます。必要になってから困らないよう、認知症に関する各種情報をわかりやすく、市民に広く認識していただくよう、取組の改善・充実が必要です。

(6) 介護保険サービスについて（要支援・要介護認定者）**要支援・要介護認定者の77.4%が現在介護保険サービスを利用**

- 介護保険サービスの利用状況について、「利用している」が77.4%、「以前は利用していたが、現在は利用していない」が5.4%、「利用したことはない」が11.9%となっています。
- これを要介護認定状況別で見ると、各要介護度で「利用している」の割合が高く、「要支援2」以上では70~80%台となっています。なお、「利用したことはない」は各要介護度でみられ、重度層の「要介護4」で10.1%、「要介護5」で1.8%（57人中1人）みられます。

介護保険サービス利用者の89.7%が比較的満足している

- 介護保険サービス利用者の満足度について、「満足している」が46.8%、「どちらかといえば満足している」が42.9%となっています。なお、「満足している」と「どちらかといえば満足している」を合わせた「比較的満足」の割合は89.7%となっており、利用者の9割程度が比較的満足しているとみられます。
- これを要介護認定状況別で見ると、各要介護度とも、「満足している」または「どちらかといえば満足している」の割合が高くなっており、「比較的満足」の割合も80~90%台となっています。

介護保険サービスによる負担軽減は、要介護4で40.4%、要介護5で36.8%

- 家族介護者が介護保険サービスを利用して感じることに、**「介護にかかる心身の負担が大きい」**が46.3%で最も割合が高く、次いで**「介護保険サービスを利用して、精神的ゆとりが持てるようになった」**が27.0%、**「介護保険サービスを利用して、身体的負担が軽減した」**が24.1%となっています。
- これを要介護度別で見ると、**「介護保険サービスを利用して、身体的負担が軽減した」**は「要介護4」以下では要介護度が上がるとともに割合も上昇し、「要介護4」では40.4%、「要介護5」では36.8%（57人中21人）となっています。
- 上記3項目について、要介護認定者のそれぞれの状況に応じて、家族介護者の負担軽減や本人の生活の質の維持・向上のため、適切なサービス利用の促進が必要です。また、サービスの質の向上に向けてケアプランやサービスの適正化、質の向上に向けた取組の促進、支援が必要です。

3 介護保険制度の現状

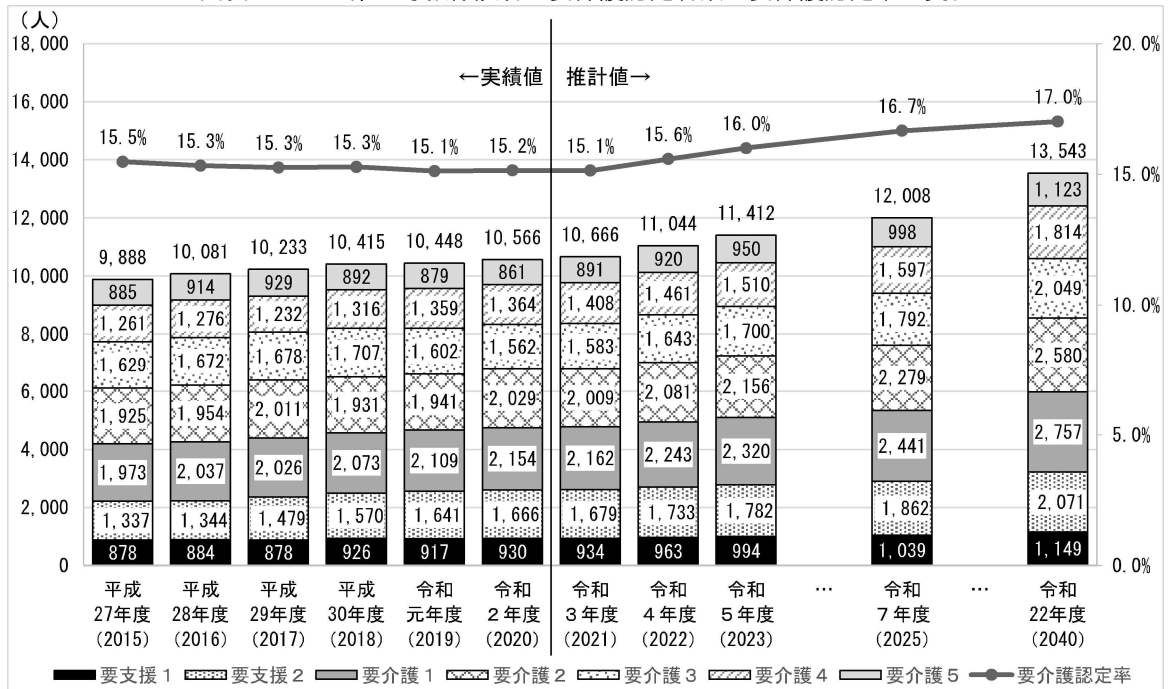
(1) 認定者数と認定率

介護保険サービスの対象となる要介護認定者数は、概ね増加傾向が続いており、平成27年度（2015年）の9,888人から令和2年度（2020年度）の10,566人へと5年間で678人増加しています。この傾向は概ね続くことが考えられ、計画期間最終年度の令和5年度（2023年度）には11,412人、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年度（2025年度）には12,008人、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度（2040年度）には13,543人になると見込まれています。

要介護度とは、本人の心身の状態に応じて、どの程度の介護等が必要かという点から一人ひとり判断される区分です。非該当、要支援1・2、要介護1～5と8段階に区分します。要支援・要介護度別の内訳を見ると、全ての介護度において認定者数は増加傾向にあり、この傾向は今後も続くことが見込まれます。

また、要介護認定率（65歳以上の高齢者のうち、どれだけの人が必要介護を受けているかを示す割合）は、令和元年度（2019年度）までは緩やかに低下しましたが、令和3年度（2021年度）までほぼ同率で推移した後、令和4年度（2022年度）から上昇に転じ、令和5年度（2023年度）には16.0%、令和7年度（2025年度）には16.7%、令和22年度（2040年度）には17.0%に上昇することが見込まれます。

図表2-3 第1号被保険者の要介護認定者数・要介護認定率の変化

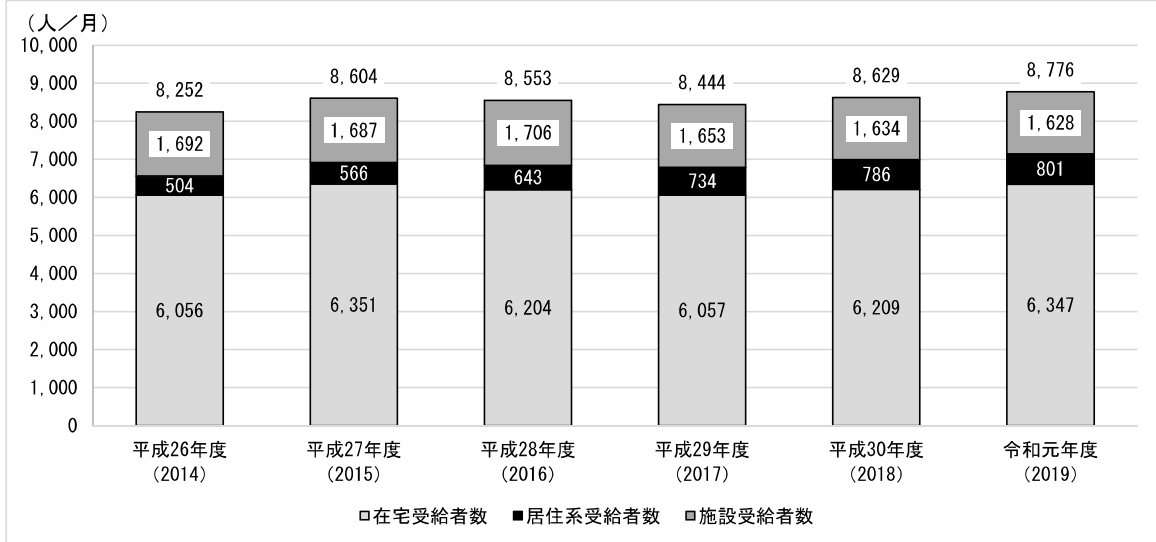


出典：介護保険事業状況報告月報（各年9月末）

(2) 介護保険サービス利用者の状況（「見える化システム」データより）

介護保険サービス利用者数（月平均）をみると、平成26年度（2014年度）以降増減を繰り返しているものの、平成26年度（2014年度）の8,252人／月から令和元年度（2019年度）の8,776人／月へと、5年間で524人増加しています。

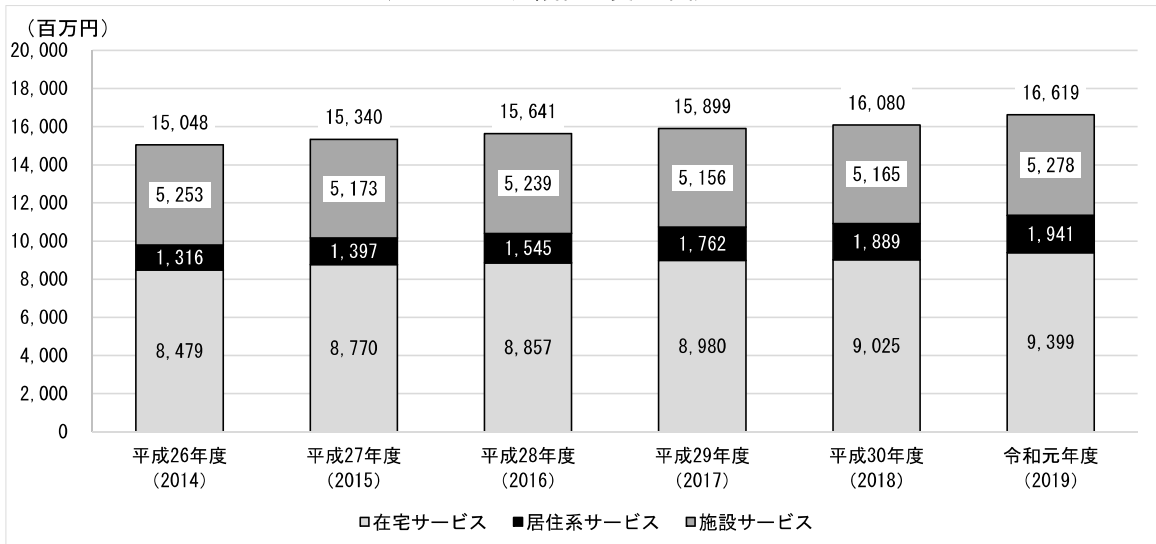
図表2-4 介護保険サービスの利用者数の推移（月平均）



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

介護給付費をみると、年々増加しており、平成26年度（2014年度）の15,048百万円から令和元年度（2019年度）の16,619百万円へと、5年間で1,571百万円増加しています。

図表2-5 介護給付費の推移（年間）



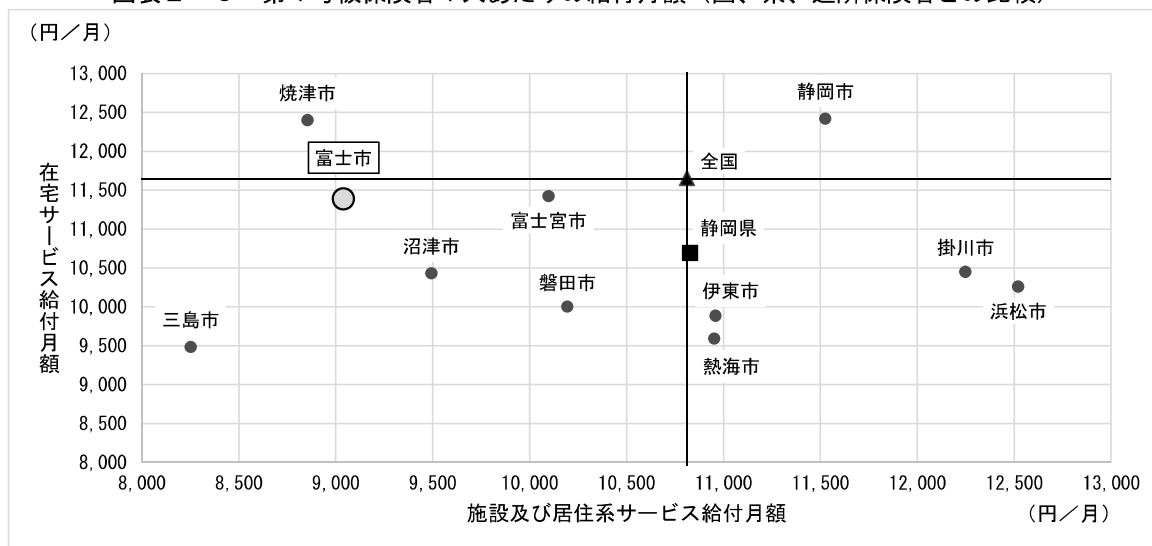
出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

(3) 第1号被保険者1人あたり給付月額（「見える化システム」データより）

第1号被保険者1人あたりの給付月額の状況を見ると、「施設及び居住系サービス給付月額」、「在宅サービス給付月額」ともに全国平均を下回っています。

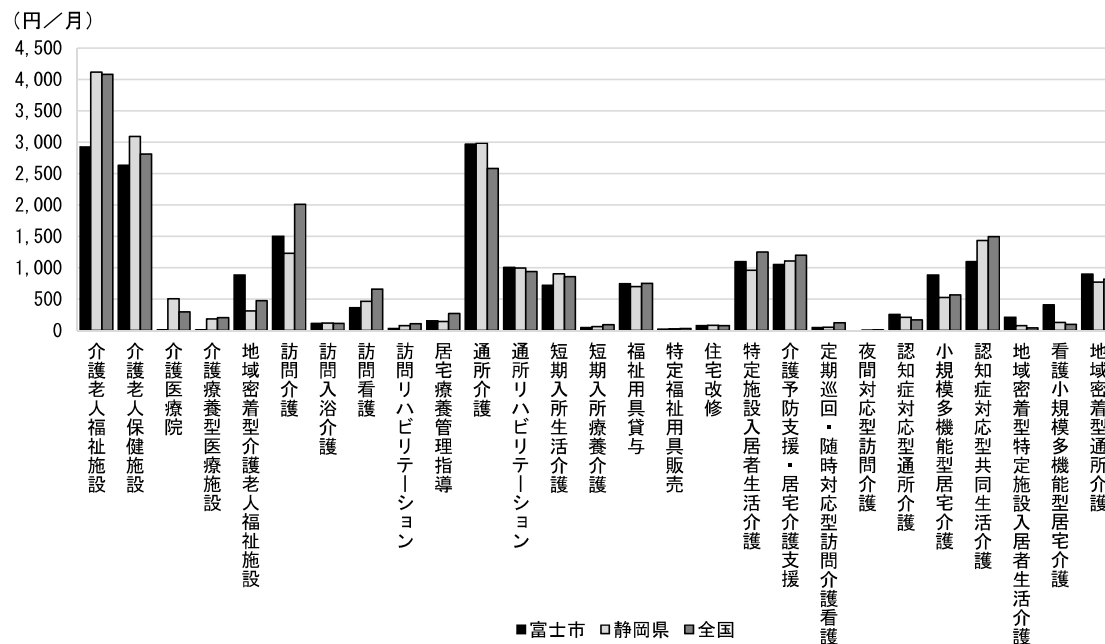
また、県と比較すると、「在宅サービス給付月額」ではやや上回っていますが、「施設及び居住系サービス給付月額」では下回っています。

図表2-6 第1号被保険者1人あたりの給付月額（国、県、近隣保険者との比較）



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報 令和2年(2020年)時点

図表2-7 第1号被保険者1人あたりの給付月額（サービス種類別）

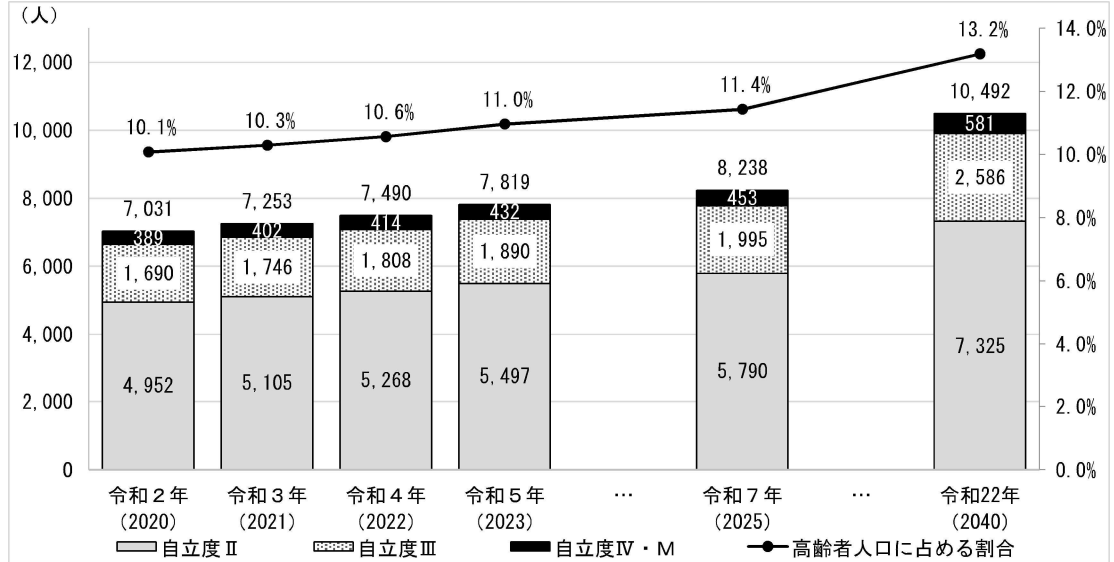


出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報 令和2年(2020年)時点

(4) 認知症高齢者に係る状況

要介護認定に伴う認定調査によると、令和2年3月時点で、本市において7,031人に認知症の症状が確認されています。現状を基に今後の認知症高齢者数を推計すると、認知症高齢者の数は今後も増加を続け、令和7年には8,238人、令和22年には1万人を超える見込みです。高齢者人口に占める認知症高齢者の割合も併せて増加していく見込みです。

図表2-8 認知症日常生活自立度別認知症高齢者数推計及び高齢者人口に占める割合

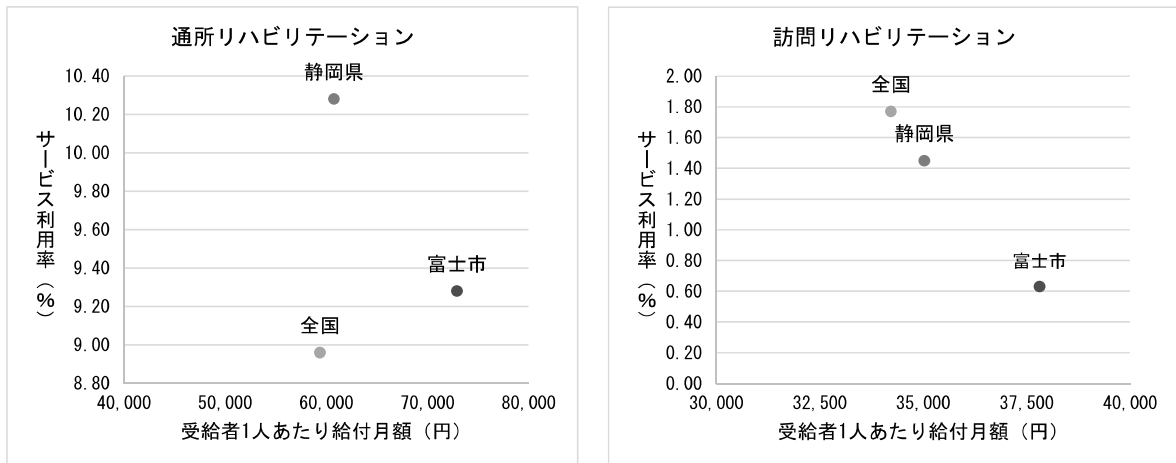


(5) リハビリテーションサービスの利用状況

通所リハビリテーションのサービス利用率（当該月の訪問リハビリテーションの受給者数を、認定者数で除した数）については、静岡県は低いものの全国の値よりは高く、受給者1人あたり給付月額については、全国、静岡県の値に比べ富士市は高くなっています。

訪問リハビリテーションのサービス利用率（当該月の訪問リハビリテーションの受給者数を、認定者数で除した数）については、全国、静岡県の値より低いものの、受給者1人あたり給付月額については、全国、静岡県の値に比べ富士市は高くなっています。

図表2-9 通所リハ、訪問リハの利用状況の比較



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（令和2年3月時点）

(6) 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の整備状況

住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は介護保険制度上の施設ではありませんが、近年、整備が進み、多様な介護ニーズの受け皿の一つとなっています。

図表2-10 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の整備状況

区 分	施設数	定員
住宅型有料老人ホーム	17 施設	640 人
サービス付き高齢者向け住宅	12 施設	302 人

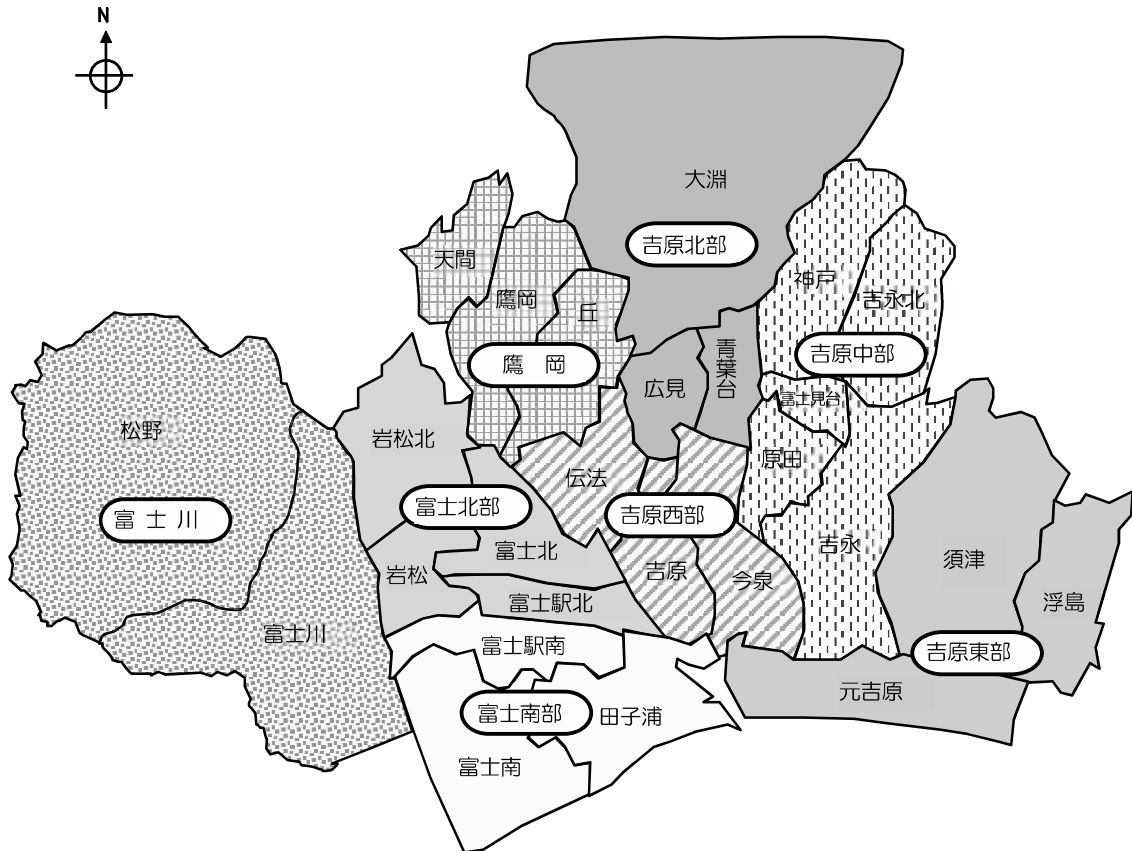
(令和2年4月時点)

4 日常生活圏域別の状況

(1) 日常生活圏域の考え方

高齢者が、要介護状態となっても住み慣れた地域で生活が継続できるよう、医療、介護サービスのみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスや地域の社会資源を活用し、包括的な支援を適切に提供する地域包括ケアシステムを推進するため、学校区及び高齢者人口等を勘案して、8つの日常生活圏域を設定しています。

図表2-11 日常生活圏域と地区



圏域		地区
1	吉原東部	須津、浮島、元吉原
2	吉原中部	神戸、富士見台、原田、吉永、吉永北
3	吉原北部	大淵、青葉台、広見
4	鷹岡	鷹岡、天間、丘
5	吉原西部	今泉、吉原、伝法
6	富士北部	岩松、岩松北、富士駅北、富士北
7	富士南部	富士駅南、富士南、田子浦
8	富士川	富士川、松野

(2) 日常生活圏域ごとの高齢者の現状

日常生活圏域ごとの人口、高齢者数、介護度別認定者数は以下のとおりです。

図表2-12 日常生活圏域ごとの高齢者等の状況（令和2年4月1日）

圏域	地区	人口	高齢者数	高齢化率	65～74歳 高齢者数	75歳以上 高齢者	
1	吉原東部	須津、浮島、元吉原	20,318	6,532	32.1%	3,203	3,329
2	吉原中部	神戸、富士見台、 原田、吉永、吉永北	26,743	8,092	30.3%	4,117	3,975
3	吉原北部	大淵、青葉台、広見	34,363	9,847	28.7%	4,873	4,974
4	鷹岡	鷹岡、天間、丘	32,956	8,895	27.0%	4,323	4,572
5	吉原西部	今泉、吉原、伝法	37,159	10,285	27.7%	4,841	5,444
6	富士北部	岩松、岩松北、 富士駅北、富士北	41,639	9,908	23.8%	4,861	5,047
7	富士南部	富士駅南、富士南、 田子浦	43,981	10,811	24.6%	5,371	5,440
8	富士川	富士川、松野	15,346	5,323	34.7%	2,573	2,750
合計			252,505	69,693	27.6%	34,162	35,531

(注) 人数は、町内会ごとの合計

図表2-13 日常生活圏域ごとの介護度別認定者数及び認定率（令和2年4月1日）

圏域	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	認定者 合計	要介護 認定率
1	97	176	199	203	155	119	91	1,040	15.9%
2	97	172	255	242	160	148	103	1,177	14.5%
3	123	220	270	244	219	176	119	1,371	13.9%
4	97	210	281	274	197	188	117	1,364	15.3%
5	173	306	346	316	251	176	122	1,690	16.4%
6	148	275	303	289	205	221	132	1,573	15.9%
7	151	260	355	288	263	234	144	1,695	15.7%
8	48	76	125	140	105	134	77	705	13.2%
合計	934	1,695	2,134	1,996	1,555	1,396	905	10,615	15.2%

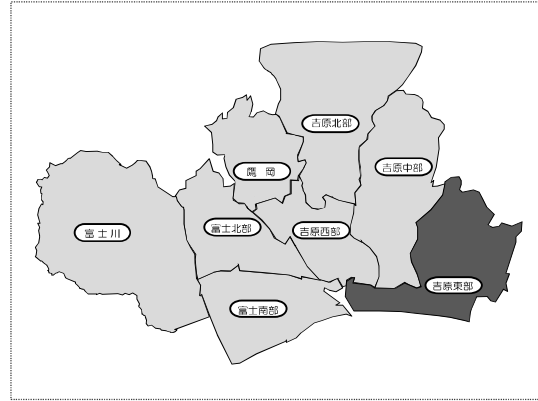
(注) 人数は、町内会ごとの合計

吉原東部

(地区：須津、浮島、元吉原)

吉原東部圏域は、高齢化率が32.1%となっており、市内で2番目に高齢化が進んでいる圏域です。

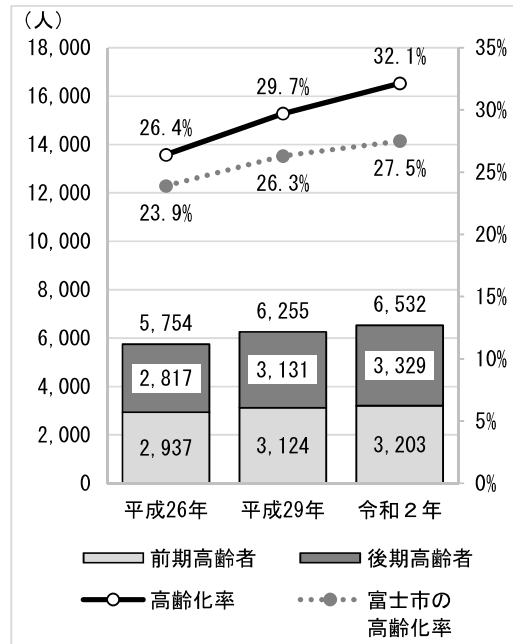
介護度別認定者数は「要支援1」、「要介護1」、「要介護4」、「要介護5」が減少しているほかは増加しています。要介護認定率は、令和2年は15.9%となっており、市内で2番目に認定率が高くなっています。



【高齢者等の状況】

	平成26年	平成29年	令和2年
人口	21,824	21,060	20,318
高齢者数	5,754	6,255	6,532
前期高齢者	2,937	3,124	3,203
後期高齢者	2,817	3,131	3,329
高齢化率	26.4%	29.7%	32.1%
富士市の高齢化率	23.9%	26.3%	27.5%

(各年4月1日現在)

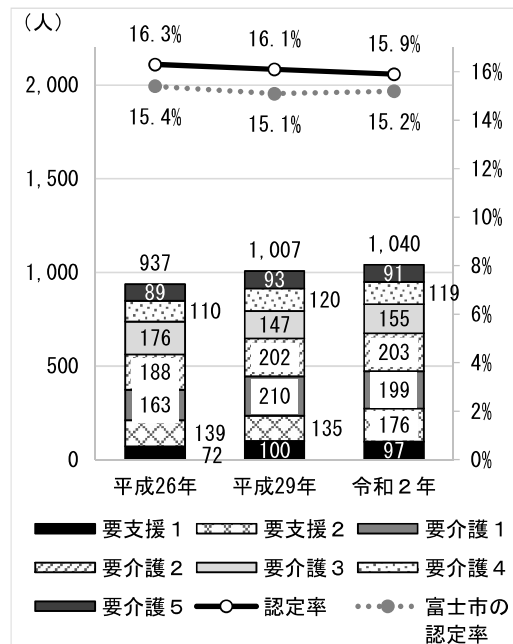


【介護度別認定者数及び認定率】

	平成26年	平成29年	令和2年
要支援1	72	100	97
要支援2	139	135	176
要介護1	163	210	199
要介護2	188	202	203
要介護3	176	147	155
要介護4	110	120	119
要介護5	89	93	91
合計	937	1,007	1,040
認定率	16.3%	16.1%	15.9%
富士市の認定率	15.4%	15.1%	15.2%

(各年4月1日現在)

* 認定者数：第2号被保険者を含んだ人数



要介護リスクの傾向について

- 最もリスクが高い項目は、「うつ傾向」の39.5%となっています。
- 市全体と比較すると、要介護リスク該当者の割合は、各項目で低くなっています。

高齢者の生活状況等について

- 居宅の種類は、「一戸建ての持ち家」が89.2%となっています。また、「賃貸・貸間」の居住者は6.7%となっています。
- 「1人暮らし」は、一般高齢者、総合事業対象者・要支援認定者では11.8%、要介護認定者では15.9%となっています。
- 現在の経済的状況が「大変苦しい」と「苦しい」の合計は、33.6%となっています。
- 外出時の移動手段が「自動車(人に乗せてもらう)」の割合は、45.0%となっています。

健康状態について

- BMI：18.5未満の「低体重」は、7.2%となっています。
- 健康状態が「とてもよい」は6.8%、「よくない」は4.3%となっています。

介護予防活動の状況について

- 介護予防に取り組んでいる人は49.2%となっています。

認知症施策について

- 認知症に関する相談窓口を知っている人は20.0%となっています。
- 認知症サポーターを知っている人は8.4%となっています。
- 「認知症の人と家族のみちしるべ」を知っている人は6.5%となっています。

介護保険サービスについて

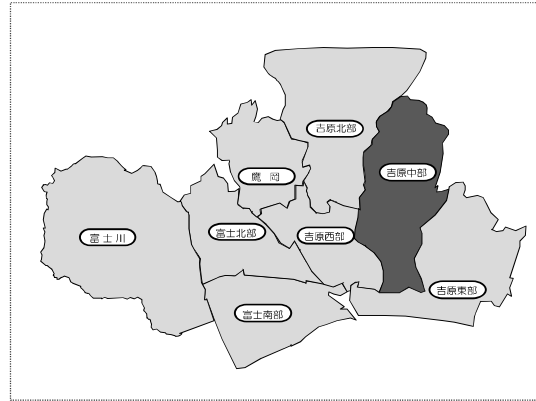
- 介護保険サービスを現在利用している人は75.9%、以前は利用していたが現在利用していない人は8.5%、利用したことはない人は11.3%となっています。
- 介護保険サービスを利用している人のうち、「満足している」は44.9%、「どちらかといえば満足している」は43.9%、「満足していない」は1.9%となっています。
- 家族介護者が介護保険サービスを利用して感じることにについて、「介護にかかる心身の負担が大きい」が50.3%で最も割合が高く、次いで「介護のため、仕事や家事などが十分にできない」が25.6%、「介護保険サービスを利用して、精神的ゆとりが持てるようになった」が24.4%となっています。

吉原中部

(地区：神戸、富士見台、原田、吉永、吉永北)

吉原中部圏域は、高齢化率が30.3%となっており、市内で3番目に高齢化が進んでいる圏域です。

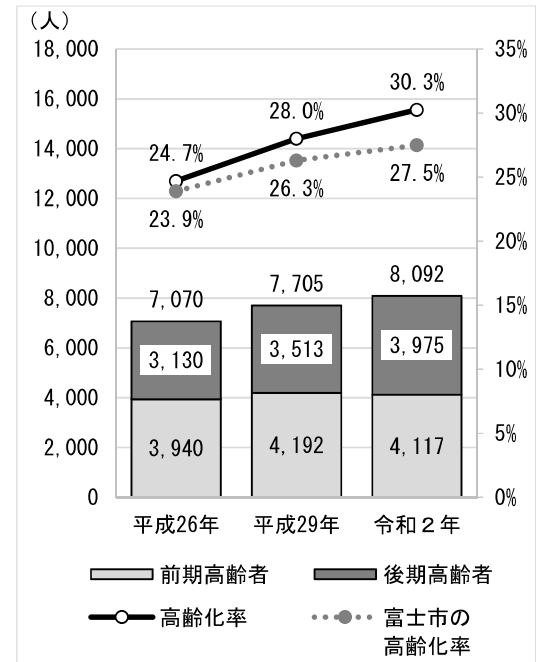
介護度別認定者数は「要介護1」から「要介護4」の各要介護度が減少しているほかは増加しています。要介護認定率は、令和2年は14.5%となっており、市内で6番目に認定率が高くなっています。



【高齢者等の状況】

	平成26年	平成29年	令和2年
人口	28,640	27,507	26,743
高齢者数	7,070	7,705	8,092
前期高齢者	3,940	4,192	4,117
後期高齢者	3,130	3,513	3,975
高齢化率	24.7%	28.0%	30.3%
富士市の高齢化率	23.9%	26.3%	27.5%

(各年4月1日現在)

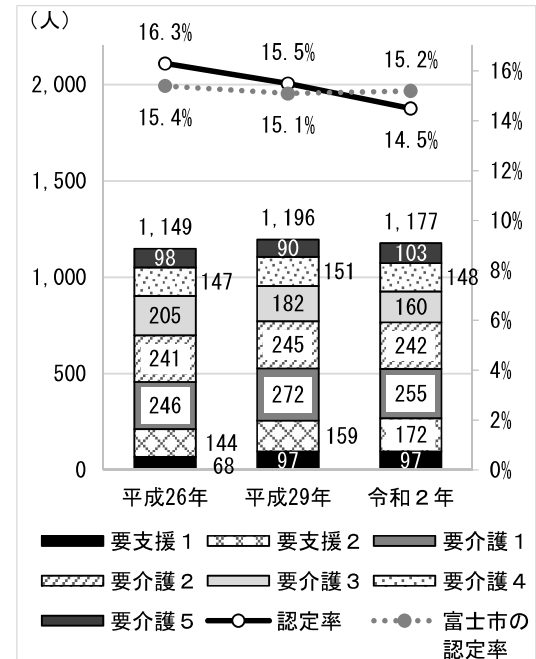


【介護度別認定者数及び認定率】

	平成26年	平成29年	令和2年
要支援1	68	97	97
要支援2	144	159	172
要介護1	246	272	255
要介護2	241	245	242
要介護3	205	182	160
要介護4	147	151	148
要介護5	98	90	103
合計	1,149	1,196	1,177
認定率	16.3%	15.5%	14.5%
富士市の認定率	15.4%	15.1%	15.2%

(各年4月1日現在)

* 認定者数：第2号被保険者を含んだ人数



要介護リスクの傾向について

- 最もリスクが高い項目は、「うつ傾向」の42.8%となっています。
- 市全体と比較すると、要介護リスク該当者の割合は、各項目で高くなっており、特に「転倒リスク」で40.0%、「手段的日常生活動作（IADL）低い」で16.4%となっています。

高齢者の生活状況等について

- 居宅の種類は、「一戸建ての持ち家」が89.7%となっています。また、「賃貸・貸間」の居住者は8.5%となっています。
- 「1人暮らし」は、一般高齢者、総合事業対象者・要支援認定者では15.1%、要介護認定者では11.4%となっています。
- 現在の経済的状況が「大変苦しい」と「苦しい」の合計は、33.1%となっています。
- 外出時の移動手段が「自動車(人に乗せてもらう)」の割合は、53.6%となっています。

健康状態について

- BMI：18.5未満の「低体重」は、7.9%となっています。
- 健康状態が「とてもよい」は6.3%、「よくない」は6.5%となっています。

介護予防活動の状況について

- 介護予防に取り組んでいる人は50.0%となっています。

認知症施策について

- 認知症に関する相談窓口を知っている人は16.8%となっています。
- 認知症サポーターを知っている人は8.2%となっています。
- 「認知症の人と家族のみちしるべ」を知っている人は6.7%となっています。

介護保険サービスについて

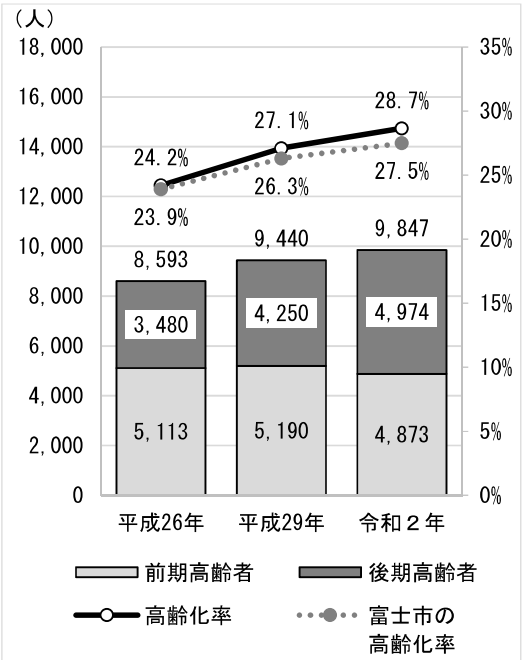
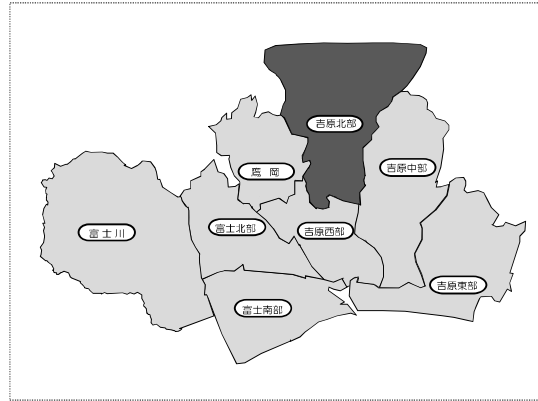
- 介護保険サービスを現在利用している人は76.2%、以前は利用していたが現在利用していない人は6.5%、利用したことはない人は13.5%となっています。
- 介護保険サービスを利用している人のうち、「満足している」は46.8%、「どちらかといえば満足している」は39.7%、「満足していない」は0.0%となっています。
- 家族介護者が介護保険サービスを利用して感じることにについて、「介護にかかる心身の負担が大きい」が52.4%で最も割合が高く、次いで「介護保険サービスを利用して、精神的ゆとりが持てるようになった」が26.7%、「介護にかかる経済的負担が大きい」が21.9%となっています。

吉原北部

(地区：大淵、青葉台、広見)

吉原北部圏域は、高齢化率が28.7%となっており、市内で4番目に高齢化が進んでいる圏域です。

介護度別認定者数は「要介護1」以下で増加し、「要介護2」以上の各要介護度で減少しています。要介護認定率は、令和2年は13.9%となっており、市内で2番目に認定率が低くなっています。



【高齢者等の状況】

項目	平成26年	平成29年	令和2年
人口	35,505	34,837	34,363
高齢者数	8,593	9,440	9,847
前期高齢者	5,113	5,190	4,873
後期高齢者	3,480	4,250	4,974
高齢化率	24.2%	27.1%	28.7%
富士市の高齢化率	23.9%	26.3%	27.5%

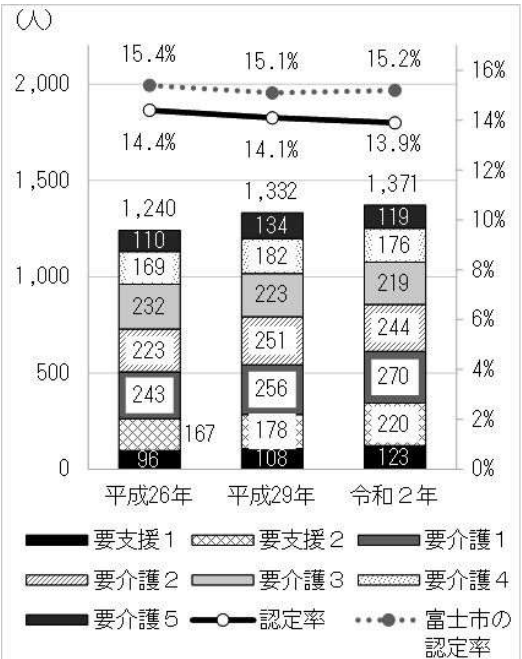
(各年4月1日現在)

【介護度別認定者数及び認定率】

項目	平成26年	平成29年	令和2年
要支援1	96	108	123
要支援2	167	178	220
要介護1	243	256	270
要介護2	223	251	244
要介護3	232	223	219
要介護4	169	182	176
要介護5	110	134	119
合計	1,240	1,332	1,371
認定率	14.4%	14.1%	13.9%
富士市の認定率	15.4%	15.1%	15.2%

(各年4月1日現在)

* 認定者数：第2号被保険者を含んだ人数



要介護リスクの傾向について

- 最もリスクが高い項目は、「うつ傾向」の43.5%となっています。
- 市全体と比較すると、要介護リスク該当者の割合は各項目で高くなっており、特に「運動器の機能低下リスク」は34.3%、「閉じこもり傾向」で24.3%となっています

高齢者の生活状況等について

- 居宅の種類は、「一戸建ての持ち家」が91.0%となっています。また、「賃貸・貸間」の居住者は5.2%となっています。
- 「1人暮らし」は、一般高齢者、総合事業対象者・要支援認定者では16.5%、要介護認定者では8.4%となっています。
- 現在の経済的状況が「大変苦しい」と「苦しい」の合計は、36.3%となっています。
- 外出時の移動手段が「自動車(人に乗せてもらう)」の割合は、48.8%となっています。

健康状態について

- BMI：18.5未満の「低体重」は、7.6%となっています。
- 健康状態が「とてもよい」は6.2%、「よくない」は7.2%となっています。

介護予防活動の状況について

- 介護予防に取り組んでいる人は53.2%となっています。

認知症施策について

- 認知症に関する相談窓口を知っている人は16.5%となっています。
- 認知症サポーターを知っている人は10.0%となっています。
- 「認知症の人と家族のみちしるべ」を知っている人は7.0%となっています。

介護保険サービスについて

- 介護保険サービスを現在利用している人は78.1%、以前は利用していたが現在利用していない人は5.7%、利用したことはない人は12.9%となっています。
- 介護保険サービスを利用している人のうち、「満足している」は50.6%、「どちらかといえば満足している」は37.2%、「満足していない」は1.8%となっています。
- 家族介護者が介護保険サービスを利用して感じることにについて、「介護にかかる心身の負担が大きい」が48.9%で最も割合が高く、次いで「介護保険サービスを利用して、精神的ゆとりが持てるようになった」が30.5%、「介護保険サービスを利用して、身体的負担が軽減した」が29.0%となっています。

鷹岡

(地区：鷹岡、天間、丘)

鷹岡圏域は、高齢化率が27.0%となっており、市内で6番目に高齢化が進んでいる圏域です。

介護度別認定者数は「要支援1」、「要介護3」、「要介護5」で減少しているほかは増加しています。要介護認定率は、令和2年は15.3%となっており、市内で5番目に認定率が高くなっています。

【高齢者等の状況】

	平成26年	平成29年	令和2年
人口	32,686	32,800	32,956
高齢者数	7,890	8,630	8,895
前期高齢者	4,223	4,476	4,323
後期高齢者	3,667	4,154	4,572
高齢化率	24.1%	26.3%	27.0%
富士市の高齢化率	23.9%	26.3%	27.5%

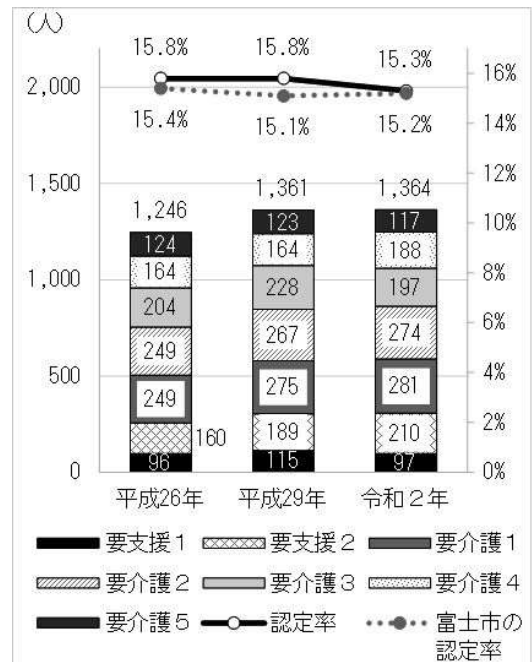
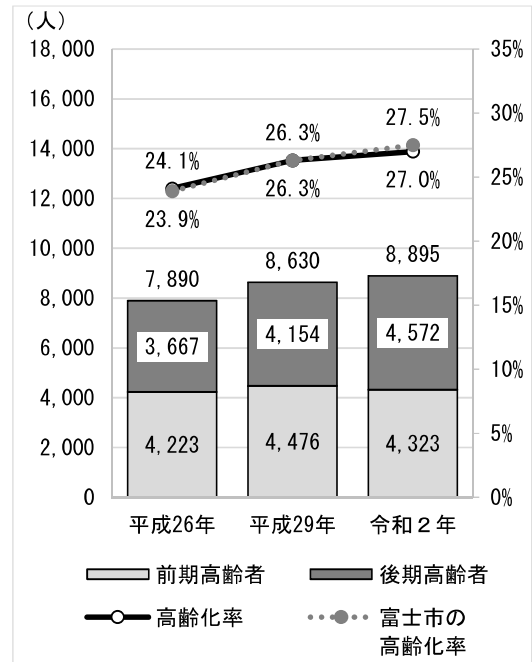
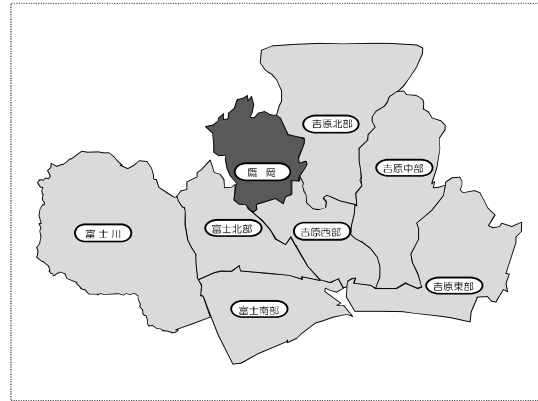
(各年4月1日現在)

【介護度別認定者数及び認定率】

	平成26年	平成29年	令和2年
要支援1	96	115	97
要支援2	160	189	210
要介護1	249	275	281
要介護2	249	267	274
要介護3	204	228	197
要介護4	164	164	188
要介護5	124	123	117
合計	1,246	1,361	1,364
認定率	15.8%	15.8%	15.3%
富士市の認定率	15.4%	15.1%	15.2%

(各年4月1日現在)

* 認定者数：第2号被保険者を含んだ人数



要介護リスクの傾向について

- 最もリスクが高い項目は、「うつ傾向」の43.2%となっています。
- 市全体と比較すると、要介護リスク該当者の割合はほぼ同率となっています。

高齢者の生活状況等について

- 居宅の種類は、「一戸建ての持ち家」が92.3%となっています。また、「賃貸・貸間」の居住者は4.8%となっています。
- 「1人暮らし」は、一般高齢者、総合事業対象者・要支援認定者では14.1%、要介護認定者では16.2%となっています。
- 現在の経済的状況が「大変苦しい」と「苦しい」の合計は、34.6%となっています。
- 外出時の移動手段が「自動車(人に乗せてもらう)」の割合は、45.2%となっています。

健康状態について

- BMI：18.5未満の「低体重」は、10.4%となっています。
- 健康状態が「とてもよい」は6.3%、「よくない」は4.6%となっています。

介護予防活動の状況について

- 介護予防に取り組んでいる人は47.8%となっています。

認知症施策について

- 認知症に関する相談窓口を知っている人は18.2%となっています。
- 認知症サポーターを知っている人は8.8%となっています。
- 「認知症の人と家族のみちしるべ」を知っている人は3.9%となっています。

介護保険サービスについて

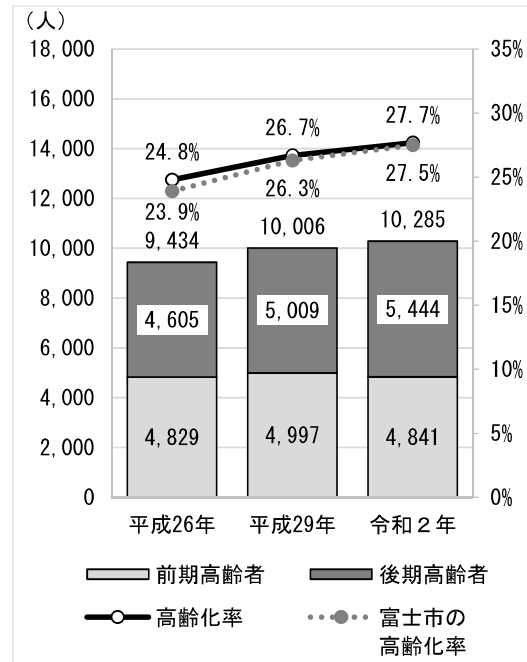
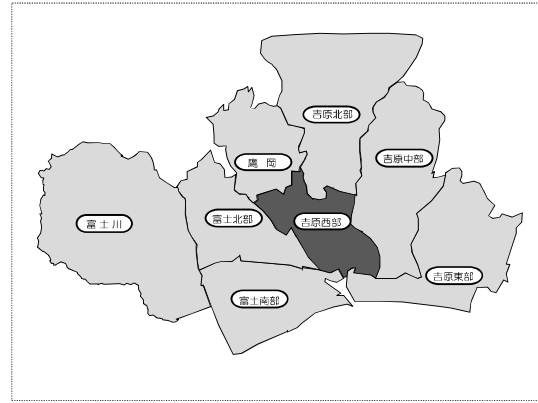
- 介護保険サービスを現在利用している人は81.3%、以前は利用していたが現在利用していない人は4.0%、利用したことはない人は8.5%となっています。
- 介護保険サービスを利用している人のうち、「満足している」は42.7%、「どちらかといえば満足している」は48.3%、「満足していない」は2.1%となっています。
- 家族介護者が介護保険サービスを利用して感じることに、「介護にかかる心身の負担が大きい」が51.4%で最も割合が高く、次いで「介護保険サービスを利用して、精神的ゆとりが持てるようになった」が27.9%、「介護保険サービスを利用して、身体的負担が軽減した」が24.3%となっています。

吉原西部

(地区：今泉、吉原、伝法)

吉原西部圏域は、高齢化率が27.7%となっており、市内で5番目に高齢化が進んでいる圏域です。

介護度別認定者数は「要介護3」で減少、「要介護2」で同数となっているほかは増加しています。要介護認定率は、令和2年は16.4%となっており、市内で最も認定率が高くなっています。



【高齢者等の状況】

	平成26年	平成29年	令和2年
人口	38,112	37,518	37,159
高齢者数	9,434	10,006	10,285
前期高齢者	4,829	4,997	4,841
後期高齢者	4,605	5,009	5,444
高齢化率	24.8%	26.7%	27.7%
富士市の高齢化率	23.9%	26.3%	27.5%

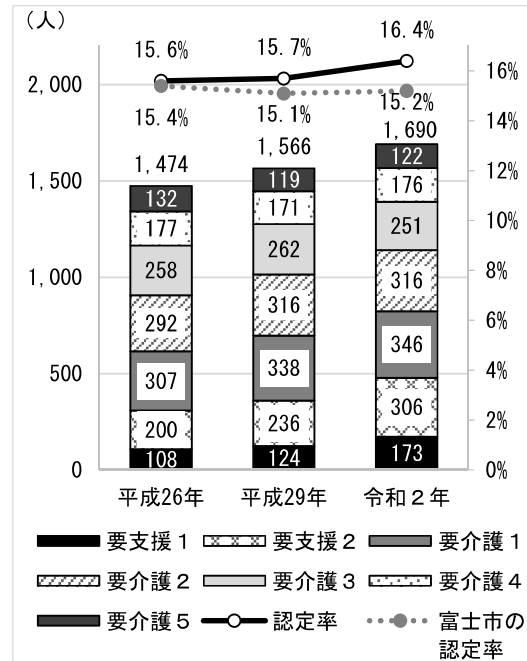
(各年4月1日現在)

【介護度別認定者数及び認定率】

	平成26年	平成29年	令和2年
要支援1	108	124	173
要支援2	200	236	306
要介護1	307	338	346
要介護2	292	316	316
要介護3	258	262	251
要介護4	177	171	176
要介護5	132	119	122
合計	1,474	1,566	1,690
認定率	15.6%	15.7%	16.4%
富士市の認定率	15.4%	15.1%	15.2%

(各年4月1日現在)

* 認定者数：第2号被保険者を含んだ人数



要介護リスクの傾向について

- 最もリスクが高い項目は、「うつ傾向」の43.6%となっています。
- 市全体と比較すると、「転倒リスク」で39.6%とやや高めですが、その他の項目の割合はほぼ同率となっています。

高齢者の生活状況等について

- 居宅の種類は、「一戸建ての持ち家」84.9%となっています。また、「賃貸・貸間」の居住者は8.4%となっています。
- 「1人暮らし」は、一般高齢者、総合事業対象者・要支援認定者では18.9%、要介護認定者では10.1%となっています。
- 現在の経済的状況が「大変苦しい」と「苦しい」の合計は、29.4%となっています。
- 外出時の移動手段が「自動車(人に乗せてもらう)」の割合は、51.8%となっています。

健康状態について

- BMI：18.5未満の「低体重」は、9.6%となっています。
- 健康状態が「とてもよい」は5.5%、「よくない」は6.7%となっています。

介護予防活動の状況について

- 介護予防に取り組んでいる人は49.4%となっています。

認知症施策について

- 認知症に関する相談窓口を知っている人は15.0%となっています。
- 認知症サポーターを知っている人は9.2%となっています。
- 「認知症の人と家族のみちしるべ」を知っている人は6.6%となっています。

介護保険サービスについて

- 介護保険サービスを現在利用している人は80.3%、以前は利用していたが現在利用していない人は4.9%、利用したことはない人は9.8%となっています。
- 介護保険サービスを利用している人のうち、「満足している」は49.0%、「どちらかといえば満足している」は41.3%、「満足していない」は1.5%となっています。
- 家族介護者が介護保険サービスを利用して感じることについて、「介護にかかる心身の負担が大きい」が50.6%で最も割合が高く、次いで「介護保険サービスを利用して、精神的ゆとりが持てるようになった」が31.6%、「介護保険サービスを利用して、身体的負担が軽減した」が25.3%となっています。

富士北部

(地区：岩松、岩松北、富士駅北、富士北)

富士北部圏域は、高齢化率が23.8%となっており、市内で最も高齢化率が低い圏域です。

介護度別認定者数は「要介護3」で減少しているほかは増加しています。要介護認定率は、令和2年は15.9%となっており、市内で2番目に認定率が高くなっています。

【高齢者等の状況】

	平成26年	平成29年	令和2年
人口	41,099	41,417	41,639
高齢者数	8,679	9,448	9,908
前期高齢者	4,581	4,810	4,861
後期高齢者	4,098	4,638	5,047
高齢化率	21.1%	22.8%	23.8%
富士市の高齢化率	23.9%	26.3%	27.5%

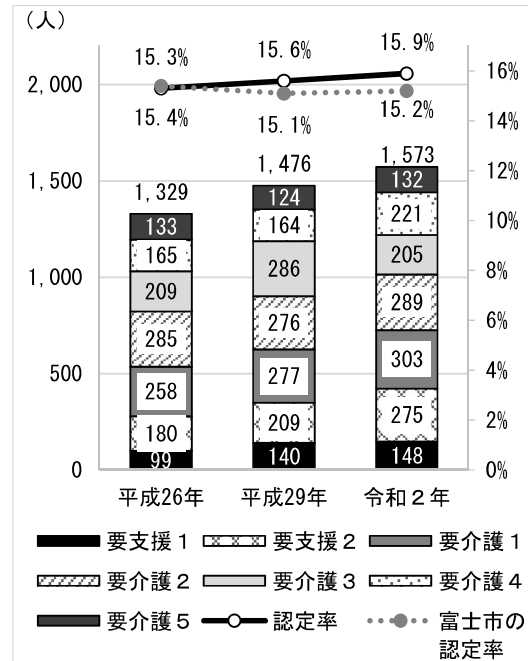
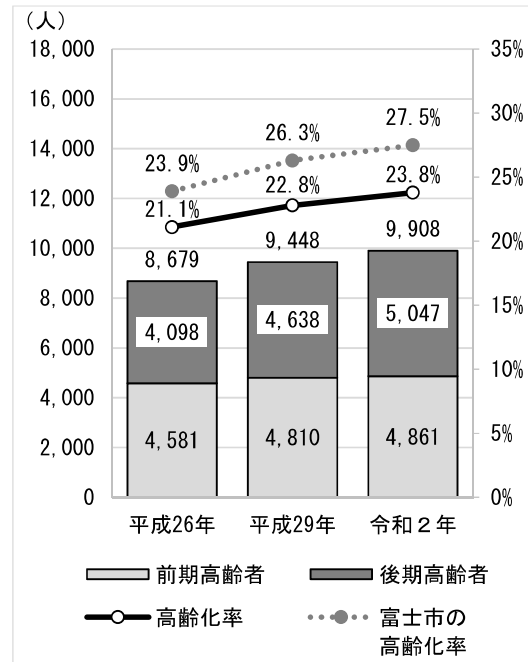
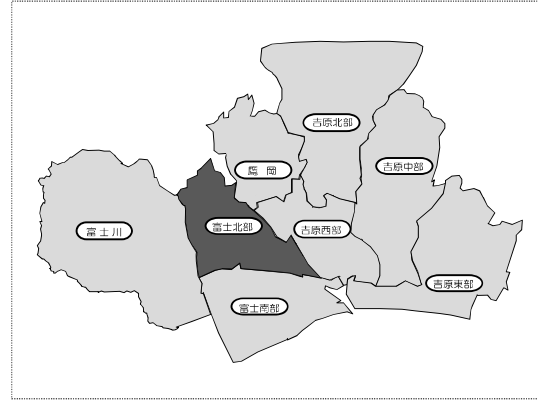
(各年4月1日現在)

【介護度別認定者数及び認定率】

	平成26年	平成29年	令和2年
要支援1	99	140	148
要支援2	180	209	275
要介護1	258	277	303
要介護2	285	276	289
要介護3	209	286	205
要介護4	165	164	221
要介護5	133	124	132
合計	1,329	1,476	1,573
認定率	15.3%	15.6%	15.9%
富士市の認定率	15.4%	15.1%	15.2%

(各年4月1日現在)

* 認定者数：第2号被保険者を含んだ人数



要介護リスクの傾向について

- 最もリスクが高い項目は、「うつ傾向」の42.6%となっています。
- 市全体と比較すると、「運動器の機能低下リスク」で32.1%と比較的高い割合となっています。

高齢者の生活状況等について

- 居宅の種類は、「一戸建ての持ち家」が85.3%となっています。また、「賃貸・貸間」の居住者は9.3%となっています。
- 「1人暮らし」は、一般高齢者、総合事業対象者・要支援認定者では17.1%、要介護認定者では11.1%となっています。
- 現在の経済的状況が「大変苦しい」と「苦しい」の合計は、33.0%となっています。
- 外出時の移動手段が「自動車(人に乗せてもらう)」の割合は、52.9%となっています。

健康状態について

- BMI：18.5未満の「低体重」は、10.0%となっています。
- 健康状態が「とてもよい」は6.2%、「よくない」は4.6%となっています。

介護予防活動の状況について

- 介護予防に取り組んでいる人は52.4%となっています。

認知症施策について

- 認知症に関する相談窓口を知っている人は15.9%となっています。
- 認知症サポーターを知っている人は6.9%となっています。
- 「認知症の人と家族のみちしるべ」を知っている人は3.4%となっています。

介護保険サービスについて

- 介護保険サービスを現在利用している人は74.0%、以前は利用していたが現在利用していない人は6.9%、利用したことはない人は13.7%となっています。
- 介護保険サービスを利用している人のうち、「満足している」は48.3%、「どちらかといえば満足している」は45.0%、「満足していない」は0.7%となっています。
- 家族介護者が介護保険サービスを利用して感じることにについて、「介護にかかる心身の負担が大きい」が47.9%で最も割合が高く、次いで「介護保険サービスを利用して、精神的ゆとりが持てるようになった」が30.8%、「介護保険サービスを利用して、身体的負担が軽減した」が23.9%となっています。

富士南部

(地区：富士駅南、富士南、田子浦)

富士南部圏域は、高齢化率が24.6%となっており、市内で2番目に高齢化率が低い圏域です。

介護度別認定者数は「要介護2」で減少しているほかは増加しています。要介護認定率は、令和2年は15.7%となっており、市内で4番目に認定率が高くなっています。

【高齢者等の状況】

	平成26年	平成29年	令和2年
人口	43,790	43,677	43,981
高齢者数	9,387	10,284	10,811
前期高齢者	5,210	5,415	5,371
後期高齢者	4,177	4,869	5,440
高齢化率	21.4%	23.5%	24.6%
富士市の高齢化率	23.9%	26.3%	27.5%

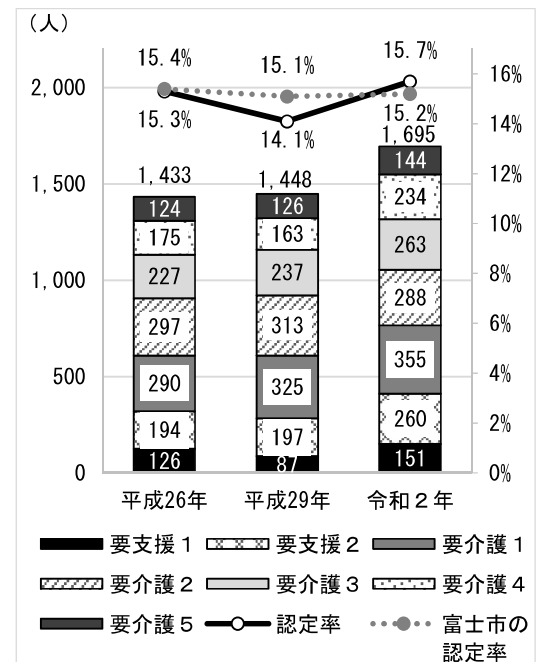
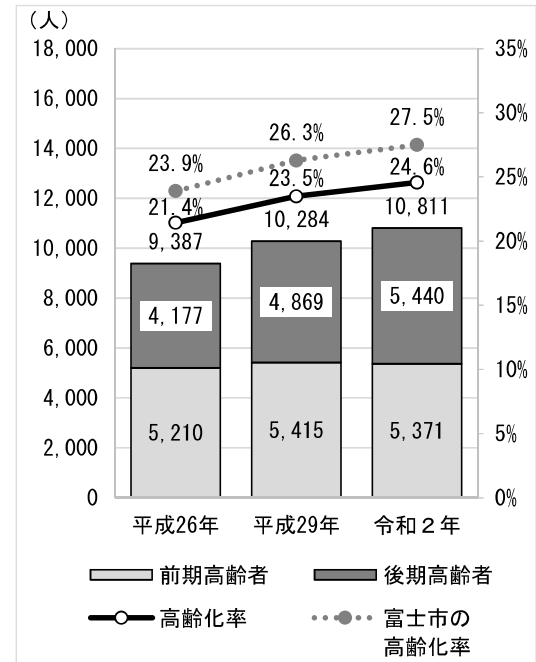
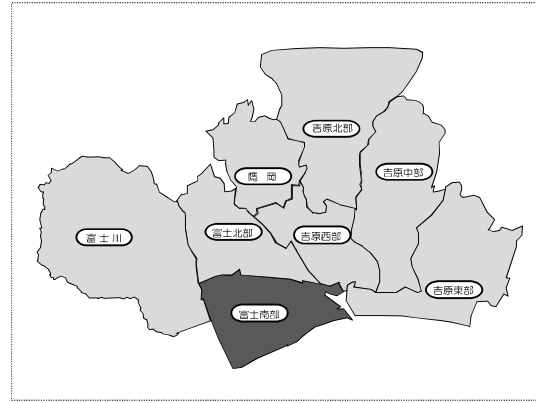
(各年4月1日現在)

【介護度別認定者数及び認定率】

	平成26年	平成29年	令和2年
要支援1	126	87	151
要支援2	194	197	260
要介護1	290	325	355
要介護2	297	313	288
要介護3	227	237	263
要介護4	175	163	234
要介護5	124	126	144
合計	1,433	1,448	1,695
認定率	15.3%	14.1%	15.7%
富士市の認定率	15.4%	15.1%	15.2%

(各年4月1日現在)

* 認定者数：第2号被保険者を含んだ人数



要介護リスクの傾向について

- 最もリスクが高い項目は、「うつ傾向」の43.1%となっています。
- 市全体と比較すると、要介護リスク該当者の割合は、ほぼ同率となっています。

高齢者の生活状況等について

- 居宅の種類は、「一戸建ての持ち家」が87.6%となっています。また、「賃貸・貸間」の居住者は7.7%となっています。
- 「1人暮らし」は、一般高齢者、総合事業対象者・要支援認定者では15.6%、要介護認定者では12.8%となっています。
- 現在の経済的状況が「大変苦しい」と「苦しい」の合計は、30.7%となっています。
- 外出時の移動手段が「自動車(人に乗せてもらう)」の割合は、46.7%となっています。

健康状態について

- BMI：18.5未満の「低体重」は、9.4%となっています。
- 健康状態が「とてもよい」は8.2%、「よくない」は4.7%となっています。

介護予防活動の状況について

- 介護予防に取り組んでいる人は53.5%となっています。

認知症施策について

- 認知症に関する相談窓口を知っている人は15.6%となっています。
- 認知症サポーターを知っている人は8.1%となっています。
- 「認知症の人と家族のみちしるべ」を知っている人は5.6%となっています。

介護保険サービスについて

- 介護保険サービスを現在利用している人は78.8%、以前は利用していたが現在利用していない人は3.5%、利用したことはない人は12.1%となっています。
- 介護保険サービスを利用している人のうち、「満足している」は44.0%、「どちらかといえば満足している」は45.6%、「満足していない」は1.6%となっています。
- 家族介護者が介護保険サービスを利用して感じることに、「介護にかかる心身の負担が大きい」が42.6%で最も割合が高く、次いで「介護保険サービスを利用して、精神的ゆとりが持てるようになった」が27.0%、「介護保険サービスを利用して、身体的負担が軽減した」が25.5%となっています。

富士川

(地区：富士川、松野)

富士川圏域は、高齢化率が34.7%となっており、市内で最も高齢化が進んでいる圏域です。

介護度別認定者数は「要介護2」、「要介護4」で増加しているほかは減少しています。要介護認定率は、令和2年は13.2%となっており、市内で最も認定率が低くなっています。

【高齢者等の状況】

	平成26年	平成29年	令和2年
人口	16,518	16,121	15,346
高齢者数	4,849	5,251	5,323
前期高齢者	2,579	2,695	2,573
後期高齢者	2,270	2,556	2,750
高齢化率	29.4%	32.6%	34.7%
富士市の高齢化率	23.9%	26.3%	27.5%

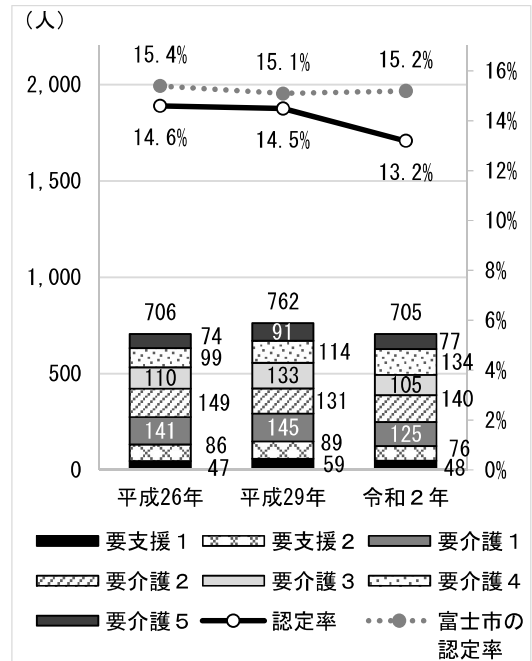
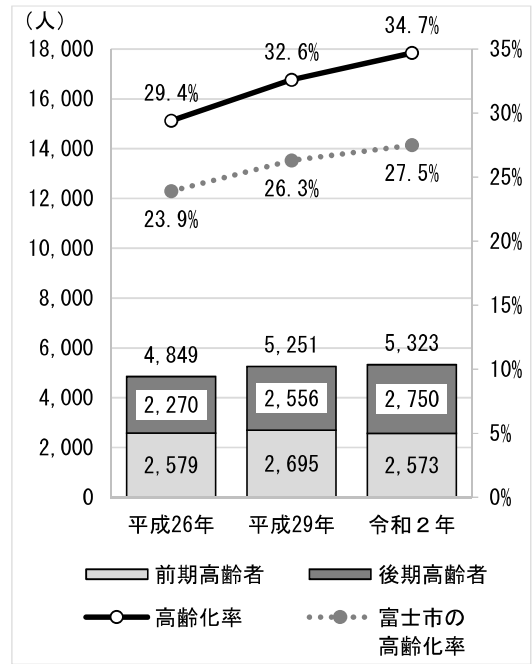
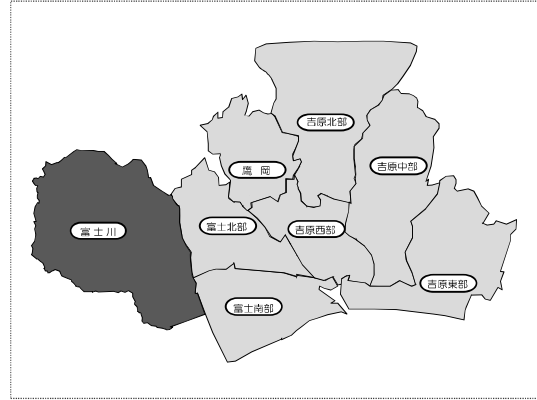
(各年4月1日現在)

【介護度別認定者数及び認定率】

	平成26年	平成29年	令和2年
要支援1	47	59	48
要支援2	86	89	76
要介護1	141	145	125
要介護2	149	131	140
要介護3	110	133	105
要介護4	99	114	134
要介護5	74	91	77
合計	706	762	705
認定率	14.6%	14.5%	13.2%
富士市の認定率	15.4%	15.1%	15.2%

(各年4月1日現在)

* 認定者数：第2号被保険者を含んだ人数



要介護リスクの傾向について

- 最もリスクが高い項目は、「うつ傾向」の39.6%となっています。
- 市全体と比較すると、「うつ傾向」を除く4項目で要介護リスク該当者の割合が低く、特に「運動器の機能低下リスク」は24.1%となっています。

高齢者の生活状況等について

- 居宅の種類は、「一戸建ての持ち家」が95.4%となっています。また、「賃貸・貸間」の居住者は2.0%となっています。
- 「1人暮らし」は、一般高齢者、総合事業対象者・要支援認定者では18.7%、要介護認定者では5.7%となっています。
- 現在の経済的状況が「大変苦しい」と「苦しい」の合計は、22.4%となっています。
- 外出時の移動手段が「自動車(人に乗せてもらう)」の割合は、49.5%となっています。

健康状態について

- BMI：18.5未満の「低体重」は、10.8%となっています。
- 健康状態が「とてもよい」は7.8%、「よくない」は2.3%となっています。

介護予防活動の状況について

- 介護予防に取り組んでいる人は48.2%となっています。

認知症施策について

- 認知症に関する相談窓口を知っている人は22.5%となっています。
- 認知症サポーターを知っている人は8.0%となっています。
- 「認知症の人と家族のみちしるべ」を知っている人は6.5%となっています。

介護保険サービスについて

- 介護保険サービスを現在利用している人は77.5%、以前は利用していたが現在利用していない人は3.6%、利用したことはない人は12.6%となっています。
- 介護保険サービスを利用している人のうち、「満足している」は47.7%、「どちらかといえば満足している」は40.7%、「満足していない」は2.3%となっています。
- 家族介護者が介護保険サービスを利用して感じることについて、「介護にかかる心身の負担が大きい」が52.9%で最も割合が高く、次いで「介護保険サービスを利用して、身体的負担が軽減した」が37.1%、「介護にかかる経済的負担が大きい」が32.9%となっています。

5 前期計画（ふじパワフル85計画V）の評価

(1) 施策の実施状況、目標値の達成状況（総括）

① 高齢者保健福祉施策の実施状況評価

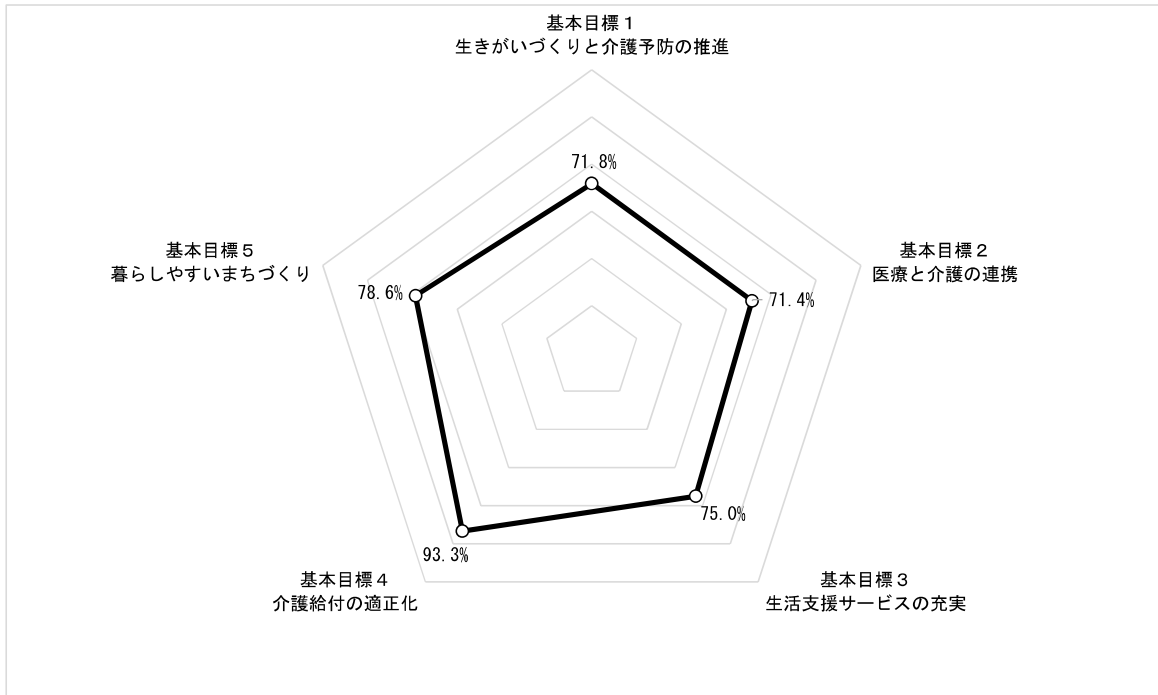
高齢者保健福祉施策の実施状況評価は、「ふじパワフル85計画V」の「事業名」ごとに主管課の担当職員が自己評価したものを整理したものです。

評価は、以下の4区分で行っています。

A = 予定以上	B = 予定通り	C = 予定未満	D = 上記以外
----------	----------	----------	----------

5つの基本目標に掲げる各事業について、平成30年度、平成31年度・令和元年度の実施状況を担当課による自己評価を行ったところ、各基本目標でA評価（予定以上の実施）、B評価（予定通りの実施）の合計が、各目標とも70%を超えています。特に、「基本目標4」では93.3%（15事業中14事業）と高い割合となっています。

<各基本目標におけるA評価、B評価の事業の割合>

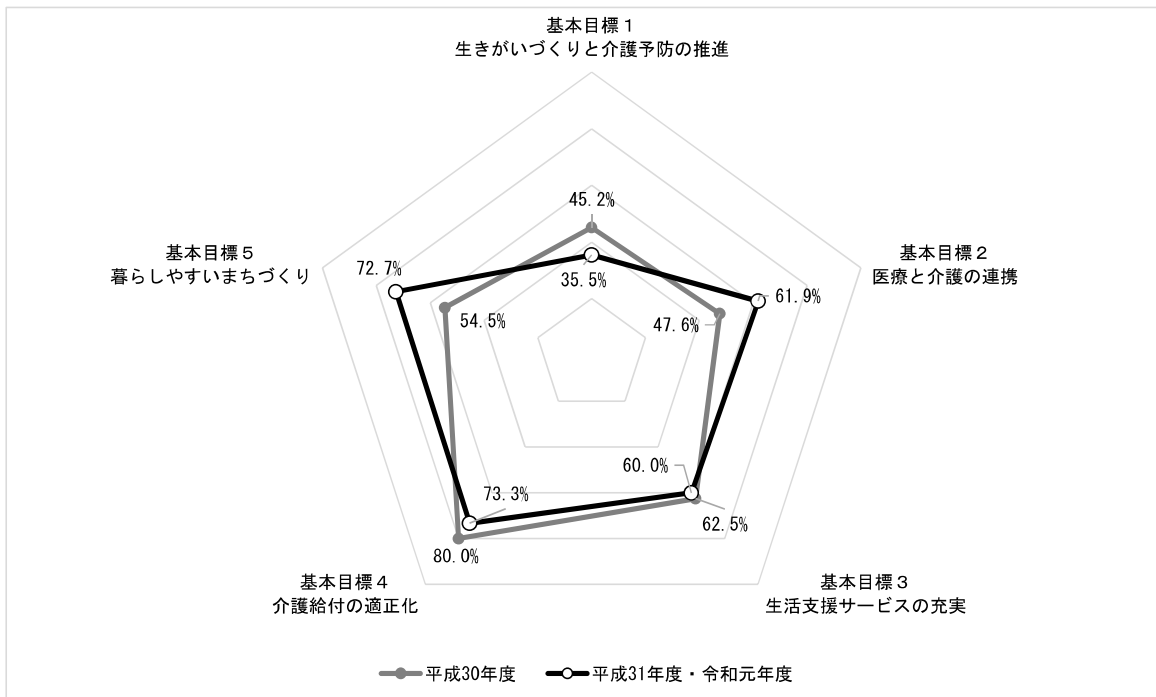


②各基本目標における目標値を達成した事業・活動等の状況

目標値を設定している事業・活動等について、平成30年度、平成31年度・令和元年度の事業・活動等の状況をみると、平成31年度・令和元年度では「基本目標1」では目標値を達成した事業・活動等は35.5%（31事業・活動等中11事業・活動等）と半数以下となっています。その他の基本目標では、60～70%台となっています。

これを平成30年度の実績値と比較すると、「基本目標1」と「基本目標3」、「基本目標4」では、目標値を達成した事業・活動等の割合は低下しています。（基本目標3については、達成した事業・活動等は同数ですが、集計対象が増えたため、計算上割合が低下しています。）また、「基本目標2」と「基本目標5」では平成30年度を10ポイント以上上回っています。

<各基本目標における、目標値を達成した事業・活動等の割合>



※検証可能な事業のみ

(2)各事業の実施状況評価

基本目標 1 生きがいくりと介護予防の推進

推進施策 1-1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

- 「運動機能向上・栄養改善教室」については、計画以上に参加者が集まりました。その一方で、一般介護予防事業では「介護予防サポーター養成講座」と「生活・介護支援サポーター養成講座」の参加者、介護予防・生活支援サービス事業では「健康づくりヘルパー」と「訪問型サービスC」の利用者が目標値を下回っています。
- なお、「介護予防サポーター養成講座」と「生活・介護支援サポーター養成講座」では参加者が少なかったものの、その後の活動に参加する高齢者が一定数みられ、啓発の効果が現れてきています。
- また、「健康づくりヘルパー」では、従事するヘルパーの確保も難しい状況となっています。
- 今後は、介護予防の意識啓発に努めるとともに、受け皿となる講座、サービスの参加・利用促進に向けた情報発信が必要です。また、サービスについては、ニーズに対応できる人材の確保・育成が必要です。

推進施策 1-2 生涯にわたる心身の健康づくり

- 「中央病院の出前講座」は、講座の効果的な運営のため、少ない回数でも効果が出るよう見直しを行いました。その結果、目標に近い成果がみられます。
- 「健康意識の啓発事業」は、目標を上回り、さらに前年度より参加者数が増えています。
- 今後は、各種啓発の実施に努めるとともに、より効果の高い講座・啓発事業を模索し、計画期間中であっても事業を改善・転換する柔軟な対応が必要です。

推進施策 1-3 生きがいくり

- 「小・中学校における学習会の開催」は、災害についての講話など新たな取組を行い、計画以上の活動実績となっています。
- 「地域スポーツクラブの推進」と「富士市ファミリー農園事業」は、新たな取組が増えていません。
- 「敬老会の開催」は、敬老事業の見直しに時間を要しています。
- 今後は、一定の参加者があり、参加者の満足度が高い事業は継続しながら、取組が停滞している事業の改善、取組の促進に向けた支援が必要です。

推進施策 1-4 地域力の活用と育成

- 「ボランティア入門講座の開催」は、計画以上に参加者が集まり、その後に活動につながる効果もみられました。
- 「シルバー人材センターのPR」は、広報ふじへの掲載回数を年間2回としていましたが、平成31年度・令和元年度には5回掲載を行っています。
- 「ふれあい・いきいきサロンへの支援」は、設置件数が増加しているものの、目標値を下回る推移となっています。

- 「セカンドライフ相談室運営事業」と「企業OB人材マッチング事業」は平成31年度・令和元年度が平成30年度の実績を下回っています。
- 今後は、ボランティア人材の育成に向けた情報発信、講座の開催を継続するとともに、高齢者の生きがいをづくり、再就職に関する取組の推進、事業の情報発信が必要です。

基本目標2 医療と介護の連携

推進施策2-1 医療・介護の提供体制の整備

- 「医療・介護専門職向け相談窓口の設置」は、相談件数が年々伸びており、予定以上の利用件数となっています。今後もさらなる周知が必要です。
- 「地域密着型サービスの推進」にかかる3事業については、認知症高齢者グループホームと看護小規模多機能型居宅介護がそれぞれ1か所整備されています。
- 今後は、医療と介護のより効果的な連携に向けて、連携体制の改善やデータを活用した取組の検討が必要です。

推進施策2-2 認知症施策の推進

- 「認知症サポーター養成講座」は、計画を上回る養成者数となっています。また、企業や子どもサポーターの数も増え、幅の広い層で養成を行えています。
- 「認知症初期集中支援チームの活動の推進」は、平成29年度にチームを設立し、随時情報共有を進めています。
- 「若年性認知症の人と家族への支援」は、集いの参加者が目標値を上回っています。
- 「認知症ケアパスの活用の推進」は、ケアパスの認知度は目標値を下回っています。なお、少数であっても、必要な人に着実に届くよう配慮しています。
- 今後は、地域及び医療機関の両面から認知症の支援体制を進める必要があります。また、より効果の高いシステム、体制づくり、本人や家族が参加しやすい事業運営に向けた検討が必要です。

推進施策2-3 保健・医療の充実

- 「健康教育事業」は、地区での講座等の回数が増加したため、計画以上の開催回数となっています。
- 「病院・診療所連携の充実」は、県が作成した「地域医療構想」に基づき、医療体制の整備を進めています。また、目標値を掲げた「中央病院紹介率」、「中央病院逆紹介率」とともに、目標値を上回っています。
- 「特定健康診査・特定保健指導事業」と「歯周疾患検診」は受診率が伸び悩み、目標値を下回る状態が続いています。なお、健診未受診者へのアンケートによると、未受診の理由は「定期的に通院・検査しているから」が65歳以上では5～6割を占めています。

- 「かかりつけ医をもつことの啓発」は、かかりつけ医を持つ人の割合が80.7%であり、平成29年度の85.6%から低下しています。なお、無回答が増加しているため、実際にかかりつけ医を持つ人の割合を把握することは困難となっています。
- 今後は、高齢者の健康診査、歯科検診の受診率向上を目指すとともに、かかりつけ医を持つことの必要性をさらに広報し、自身の健康維持やかかりつけ医の重要性について認識を高めていくことが必要です。

推進施策2-4 介護人材の確保及び資質の向上

- 「介護支援専門員研修」は、目標値を上回る回数開催しており、職員の資質向上につながっています。
- 「介護職員初任者研修受講費補助金」は、受講者数が伸び悩む状態が続いています。
- 今後は、参加者の意見を活かしながら研修内容の改善を図り、質の高い研修を実施することが必要です。

推進施策2-5 介護保険施設の計画的整備

- 「介護保険サービスの基盤整備」は、地域密着型サービスが認知症高齢者グループホームと看護小規模多機能型居宅介護の各1か所の整備にとどまり、目標値を下回っています。
- 「富士市地域密着型サービス運営協議会の開催」と「地域に密着した事業所運営の推進」は計画通りに会議を開催し、サービスの向上に向けて質の高い協議が行われています。
- 今後は、地域密着型サービスを地域間の均等な配置に向けた整備促進、誘致を進めることが必要です。

基本目標3 生活支援サービスの充実

推進施策3-1 地域包括支援センターの機能強化

- 「地域ケア会議」は、平成31年度・令和元年度の開催回数が目標値、前年度を下回っています。
- その他の地域包括支援センター運営にかかる職員配置、運営協議会、相談窓口は計画通り進められています。
- 今後は、必要な人材の確保・育成とともに、状況に応じた柔軟な会議の開催・運営のあり方の検討、検討結果を介護の現場に活用することが必要です。

推進施策3-2 生活支援体制整備の推進

- 「第1層協議体会議の開催」と「コーディネーター連絡会の開催」は、市民向け生活支援体制事業講演会を会議とカウントし、実際の会議は予定より減らしています。
- 「住民主体の支え合い活動の担い手の育成」は、平成28年度の実績が6.7%であったため、平成31年度・令和元年度の目標値を10.0%としていましたが、市内各地域での勉強会・研修会により住民の意識が高まり、目標値を大きく上回る31.2%の参加率となっています。

- 今後は、これまでの取組を維持しながら、研修内容の工夫・改善、参加者の増加に向けた情報発信等の工夫が必要です。

推進施策3-3 在宅高齢者への支援

- 「軽度生活援助」と「食」の自立支援は、目標値を上回る実績となっています。
- 「災害・緊急支援情報キットの配布を活用した見守り」は毎年新規の申し込みがあるものの、施設入所等により利用を中止する高齢者がいるため利用者数は横ばいとなっています。
- 「生きがいデイサービス」は、平成30年度より利用者が1週間に利用できる回数を2回から1回に変更し、その後は利用者数が減少しています。
- 「富士市在宅介護者家族の会」の支援は、利用者数が増えたものの、目標値を下回る状態が続いています。
- 今後は、在宅高齢者本人、家族介護者の生活の状況、ニーズを把握しながら、適切なサービスの利用促進が必要です。また、事業対象者の明確化、効率的な事業運営等を絶え間なく進めていくことも必要です。

推進施策3-4 人権の尊重と支援

- 「高齢者虐待防止相談事業」は、介護保険事業所従事者や一般市民からの通報が増えており、専門職を中心に高齢者虐待の速やかな対応が浸透しているとみられます。
- 「成年後見制度利用支援事業（市長申立て）」は、目標値を上回る申立て件数が続いています。
- 「高齢者虐待防止普及啓発事業」は、富士宮市と合同で開催していたシンポジウムを平成28年度で終了したため、講演会の開催回数が減少（2回→1回）しています。
- 今後は、専門職を中心に、高齢者の人権尊重や虐待防止に向けた啓発の推進とともに、相談体制の充実が必要です。また、市民後見人の育成、資質の向上も必要です。

基本目標4 介護給付の適正化

推進施策4-1 介護給付適正化計画の推進

- 介護給付適正化計画の各事業は、計画通り着実に進めています。
- 今後も、介護保険給付の適切な運用に向けて、事業を進めていくことが必要です。

推進施策4-2 介護保険サービスの環境整備

- 「集団指導」と「実地指導・監査」は、指導方法を改善しながら行っており、目標通りの実施回数・件数ですが、より高い効果がみられます。
- 「相談・苦情対応体制の充実」は、苦情対応件数が目標値を上回っています。また、利用者やその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応できています。
- 今後も、各種指導や苦情処理の対応について、常に改善に向けた取組が必要です。

推進施策4-3 情報提供体制の充実

- 市民への情報発信のためのパンフレットやガイドブックの配布、講座の開催、介護保険課ウェブサイトの運営は、計画通り行われています。
- 「情報公表システムの周知」は、介護保険課ウェブサイトに掲載しているものの、市民への認知度を測定していません。
- 今後は、介護保険制度及び関連する情報提供のため、効果的な方法・掲載内容を随時検討し、改善することが必要です。

基本目標5 暮らしやすいまちづくり

推進施策5-1 住居・生活環境の整備

- 「高齢者等に対応した市営住宅の供給」は、市営住宅のバリアフリー化が、目標値を上回って進められています。
- 「外出支援サービス」は、目標値を上回る状態が続いています。病院への通院など、最低限の外出支援のため利用されています。
- 「公共交通ネットワークの整備」は、計画通りに進められ公共交通ネットワークが整備されていますが、今後の維持・継続が課題です。
- 引き続き、市営住宅のバリアフリー化を進め、高齢者が生活しやすい住環境の整備が必要です。また、公共交通については、高齢者が利用しやすく、気軽に外出できる手段として浸透できるよう、充実・改善が必要です。

推進施策5-2 安心して暮らせる環境の整備

- 「災害時の受け入れ施設の確保」は、緊急入所受け入れ施設と福祉避難所の協定を締結しており、目標値以上の進捗となっています。
- 「交通安全教育」のうち「運転経歴証明書補助申請者数」は、平成30年度から65歳以上の運転免許返納者に対し市内の公共交通で利用できる共通回数券の交付を開始したことにより、従前と比べて運転免許返納者は増加しています。
- 「住宅防火診断」は、診断の対象者が不在であったり、調査を拒否するケースがあり、住宅防火診断実施率が伸び悩んでいます。
- 「悪質商法防止の啓発活動」は、啓発講座が計画値を下回っています。
- 今後は、高齢者の安全な生活のため、災害時に備えた準備、運転免許返納の促進、消費者問題の情報発信等が必要です。

第3章 高齢者保健福祉施策の課題

本市の総人口は令和2年4月1日現在で252,605人となり、そのうち65歳以上の高齢者は69,701人で、総人口の27.6%を占めるに至りました。平成27年には24.8%だった高齢化率は5年間で2.8ポイント上昇しており、今後も上昇傾向が続くことが予想されます。

さらに、5年後の令和7年(2025年)には『団塊の世代』が75歳以上となり、20年後には『団塊ジュニア世代』が65歳以上となる令和22年(2040年)を迎え、高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者、認知症高齢者の増加に伴い地域課題の複雑化・複合化も見込まれています。

これまで、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう地域包括ケアシステムの着実な構築に向けた取組を進めてきました。今後さらに高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを深化・推進し、重層的支援を実現させ、介護保険制度の持続可能性を維持するためには、地域の課題を把握し施策に活用することが重要です。本計画では、本市における課題として以下の9点を設定し、この課題を解決し、高齢者がその有する能力に応じて自立した生活を送るための取組を進めていきます。

1 高齢者、地域社会のニーズに合った介護予防事業の実施

高齢者の増加、団塊の世代の高齢化進行に対応できるよう、市民一人ひとりが介護予防に取り組むことが必要であり、市はこれまでも各種事業を進めてきました。

要介護リスクは、年齢層の上昇のほか、日常生活圏域によって傾向に特徴がみられるため、年齢層や各圏域の状況に応じた取組の検討が必要です。

介護予防事業は、事業の知名度の低さや高齢者のニーズとのギャップ等により、利用者は少ない状態が続いています。また、経済的に苦しさを感じている高齢者は、介護予防への取組が消極的な傾向がみられます。そのため、さらに身近で気軽にできる介護予防・健康づくり、受け皿となる講座、サービスの参加・利用促進に向けた情報発信が必要です。また、情報発信のあり方の検討も必要です。

また、サービスについては、ニーズに対応できる人材の確保・育成、専門職との連携体制の確保・充実が必要です。人材の確保・育成にあたっては、関連する講座への幅広い年齢層の参加促進、参加者の固定化抑制、活躍の場の確保が必要です。

2 高齢者の活躍の場の確保、活動促進

元気で活動的な高齢者は、地域にとって大きな活力になります。

多くの高齢者に地域の活動に参加していただけるよう、活動の活性化を支援するとともに、参加の意義等や地域活動に関する情報の発信が必要です。ボランティア活動や町内会等の地域活動に関心を持つ高齢者が多くみられますが、必要な情報が入手しづらいという意見もあることから、効果的な情報発信手段の検討が必要です。また、「参加する」だけでなく「活動を主導できる」高齢者の参加促進や活動支援、ボランティア人材の育成に向けた情

報発信、講座の開催を継続するとともに、高齢者の生きがいつくりや再就職に関する取組の推進、事業の情報発信等も必要です。

3 医療と介護の連携

高齢者が健康的な生活を送るためには、自分の健康状態を把握していただくことが必要ですが、健康診査や歯科検診、がん検診等の各種検診の受診率は伸び悩んでおり、受診促進、事業の改善や情報発信、啓発の充実が必要です。あわせて、かかりつけ医の重要性についての情報発信が必要です。

かかりつけ医を若年期から持つことの必要性をさらに広報し、自身の健康維持や認識を高めていくことが必要です。

また、医療と介護の効果的な連携について、順調に行われている事業は様々なレベルでコミュニケーションが図られていることから、連携体制の課題の整理や改善に努めるとともに、受診データ、介護保険サービス利用実績等のデータを活用した取組の導入の検討が必要です。

4 認知症予防、認知症支援体制の整備

認知症は早期診断、早期発見が重要であり、「認知症かもしれない」と思ったときに相談できる窓口をあらかじめ知っておくことが重要です。しかしながら、認知症に関連する相談窓口や関連情報の認知度は低い水準になっています。必要になってから困らないよう、認知症に関する各種情報をわかりやすく、市民に広く認識していただくような情報発信が必要です。

認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示した「認知症ケアパス」を積極的に活用し、認知症に関する基本的な情報とともに、具体的な相談先や受診先の利用方法が明確に伝わるようにするために、利用しやすい冊子づくりに向けた検討も必要です。

また、認知症の人と家族の支援に向け、認知症サポーター養成講座の質の向上や受講後の活動促進、認知症カフェの運営継続への支援、認知症初期集中支援チームと医療機関との連携など、支援体制や仕組みの改善、向上が必要です。

5 地域包括支援センターの充実

市内各地の高齢者、要介護認定者等を支える拠点となっているのが地域包括支援センターです。高齢者の支援、組織運営のために必要な人材の確保・育成とともに、状況に応じた柔軟な地域ケア会議の開催・運営のあり方の検討、検討結果を介護の現場に活用することが必要です。また、今後も高齢者の増加が見込まれるため、業務の増加に対応できる体制の強化、人材の育成とともに、安心して働き続けられる就労環境づくりが必要です。

今後もこれまでの取組を維持しながら、研修内容の工夫・改善、情報発信等の工夫が必要です。また、地域包括支援センターだけでは支援が困難なケースについては、民生委員や居

宅介護支援事業所などの関連事業所との連携・協力体制の一層の構築に向けた検討が必要です。

6 支援が必要な高齢者の把握と効果的な支援

地域で生活している高齢者の中には、一人暮らしや高齢者夫婦世帯、認知症、老老介護、虐待、貧困、セルフネグレクト、外出困難、避難行動要支援者など、日常生活で課題を抱え、周囲からの支援を必要とする高齢者が多くみられます。

それぞれの生活状況、困難状況を的確に把握し、市の保健福祉事業や介護保険事業など必要な支援を行えるよう、ニーズの把握、供給体制の充実、質の向上に向けた検証・改善の体制整備が必要です。

このうち、事業・サービスに携わる人材は、全国的な不足が続いていることから、長期的な確保・育成を続けていく必要があります。また、関連する事業所に対して、研修の支援などの効果的な支援の検討が必要です。

7 適正な介護保険事業の運営

第1号被保険者数は増え続け、特に後期高齢者が増えていることから、今後は中重度の認定者が増えていくことが考えられます。

要介護認定者の多くは、自宅で生活しており、家族が中心となって介護している家庭が多いようです。在宅介護実態調査によると、要介護4の40.4%、要介護5の36.8%が介護保険サービスによる介護の負担を軽減できています。そのため、家族介護者の負担軽減や本人の生活の質の維持・向上のため、適切なサービス利用の促進が必要です。また、サービスの質の向上や事業の適正化に向けて、ケアプランやサービスの適正化、質の向上に向けた職員研修の支援、各種指導や苦情処理の対応、サービス内容の理解促進に向けた本人、家族、外国人向けの情報発信など、多様な取組の促進、支援が必要です。

8 高齢者の外出手段の確保

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、高齢者の外出手段として「自動車（自分で運転）」の割合は高いものの、年齢の上昇とともに割合が低下し、後期高齢者では50%以下となっています。その分、家族の運転や公共交通機関、タクシーの利用が増えています。現在、市では高齢者の自動車運転事故の減少に向けて、運転免許返納の促進を進めていますが、自家用車に代わる外出手段の確保が必要です。また、高齢者の外出や社会参加を促進するためにも、公共交通機関を中心とした外出手段の確保が必要です。

今後は、既存のバス路線の維持を中心にバス交通体系の改善や、バス路線が整備されていない地域の高齢者が気軽に外出できるような、外出支援策の検討が必要です。

9 緊急事態に対応する体制の整備

令和2年に入ってから、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、国内においても、これまでの地域の日常生活や医療・福祉・介護の各サービス利用に大きな影響が出ています。さらに、新型コロナウイルス感染症だけではなく、インフルエンザや新たな感染症が流行する可能性があります。

また、近年では台風による風水害、前線による豪雨災害等が全国各地で発生しており、災害発生時の避難活動や避難所での生活など、高齢者の心身に大きな負担となるケースが増えています。加えて、富士市は南海トラフを震源とする巨大地震による重大な被害の発生が予想されます。

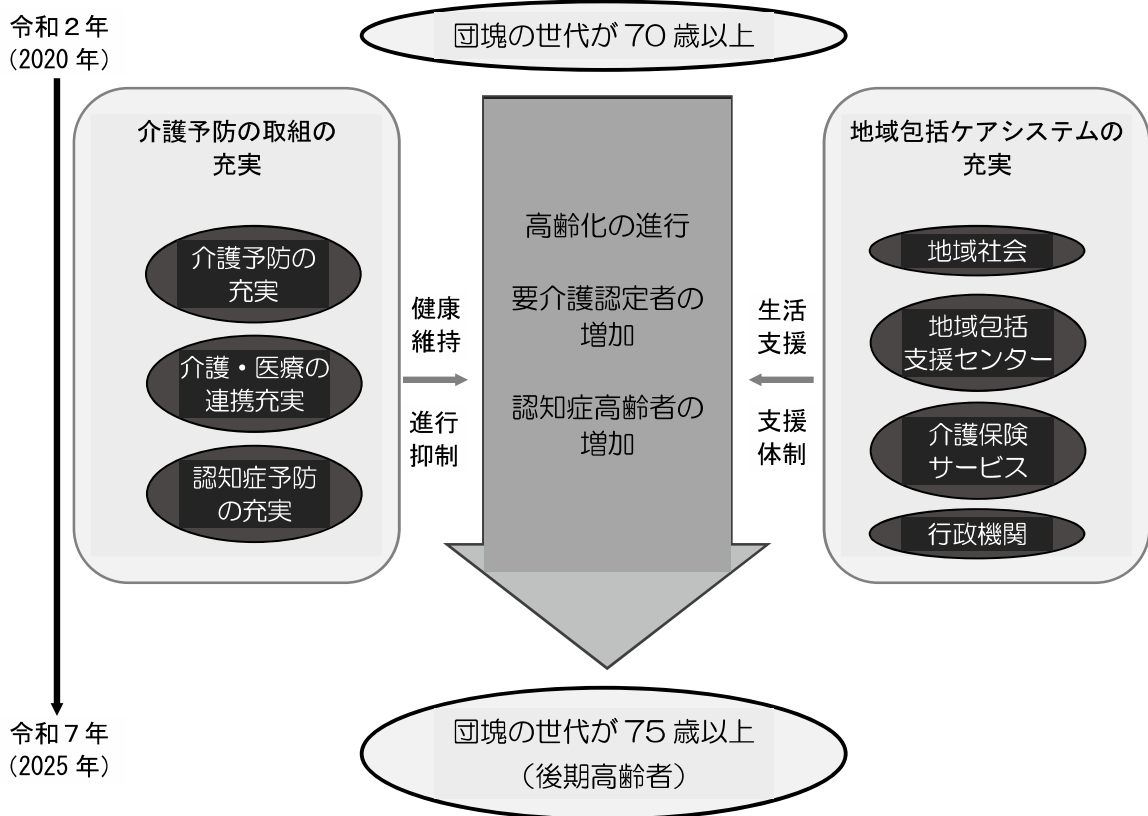
今後は、市民生活を根底から覆すような緊急事態の状況においても、医療・介護・福祉の各サービスを維持・継続し、高齢者の健康的な生活を維持する体制の検討・整備が必要です。

第4章 基本目標と施策の体系

1 富士市が目指す理想像

後期高齢者になっても、要介護状態の重度化が抑制され、施設や医療機関へ入所・入院をしても地域とつながり続け、住み慣れた地域に戻って、自分らしい暮らしを続けられる環境づくり

前章で整理した本市の課題を基に、団塊の世代が後期高齢者となる2025年の将来像を以下のとおり定めます。



第
4
章

2 基本的視点

「富士市が目指す理想像」に向けて、本計画では以下の3つを基本的視点とします。

①個人としての尊厳の保持

地域で生活する高齢者が個人としての尊厳が保たれ、心身ともに健やかで、一人ひとりの能力や個性、状態に応じて自立した生活を営むことができるよう支援します。

②活力を維持する自立の支援

健康的で活力に満ちて自立した生活ができ、地域社会の活性化・発展に貢献できる高齢者が増え続け、「活力と魅力ある85歳」を目指せるよう、個々のニーズや状況に応じた多様な施策を推進します。

③こころ豊かな生き方をみんなで支え合う地域社会の実現

住み慣れた地域社会において、住民がお互いに支え合い、それぞれの状況に応じた活力を生み、安心して生活できるよう、また、一時的に離れても元の居場所に戻れるよう、地域住民や関係機関との連携を強化し、重層的な支援を推進します。

本市では、高齢者一人ひとりを尊重し、また、高齢者が地域の中で「自立」して生活することを基本とします。そのため、地域で暮らす様々な人や団体が支え合い、助け合うことで安心して暮らせる地域社会が構築されていることが前提となります。今後、地域課題が複雑化・複合化するにつれて、高齢者だけではなく、地域で暮らす様々な立場の人が、課題解決に向けて重層的に対応する必要があります。その状況に応じて「支える立場」、「支えられる立場」に立ち、相互に支え合う地域包括ケアシステムの構築・充実に取り組みます。

3 基本理念

前計画の『パワフル85計画V』では、地域包括ケアシステムの構築を進めていく中期段階として、基礎として作られた部分の発展に取り組んできました。本計画では、その取組をさらに強化・推進し、地域包括ケアシステムの着実な構築を進めていくこととしました。

こうした流れと前述の基本的視点を踏まえ、本計画の基本理念を

支え合い思い合い、安心して暮らし続けられる地域づくり

と定めます。

高齢化が進行していく中で、互いに支え合い、心を通わせながら暮らすことのできる地域社会を創っていくことが必要です。さらに、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、老老介護世帯及び認知症高齢者が増加することから、高齢者の見守りや生活支援の充実、医療と福祉の連携強化等、暮らしやすい地域社会の実現のため、高齢者を支える幅広い取組が必要です。

誰もが暮らしやすい地域社会の実現のためには、様々な主体がそれぞれの立場で能動的に関わるのが重要です。地域資源を発掘し、それぞれの能力を発揮しながら、今まで築いてきた地域包括ケアシステムの構築をさらに進めていきます。

また、地域共生社会の実現に向けて、近年複雑化・複合化が進む地域や個人が抱える生活課題を解決することができるよう、包括的な視点だけでなく、重層的な視点からの支援体制の整備を進めていく必要があります。包括的な相談支援体制や、狭間のニーズにも対応した参加支援体制、世代や属性を超えて交流できる居場所づくり体制などを整備し、高齢者のみならず、障害者、子ども、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指し、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいきます。

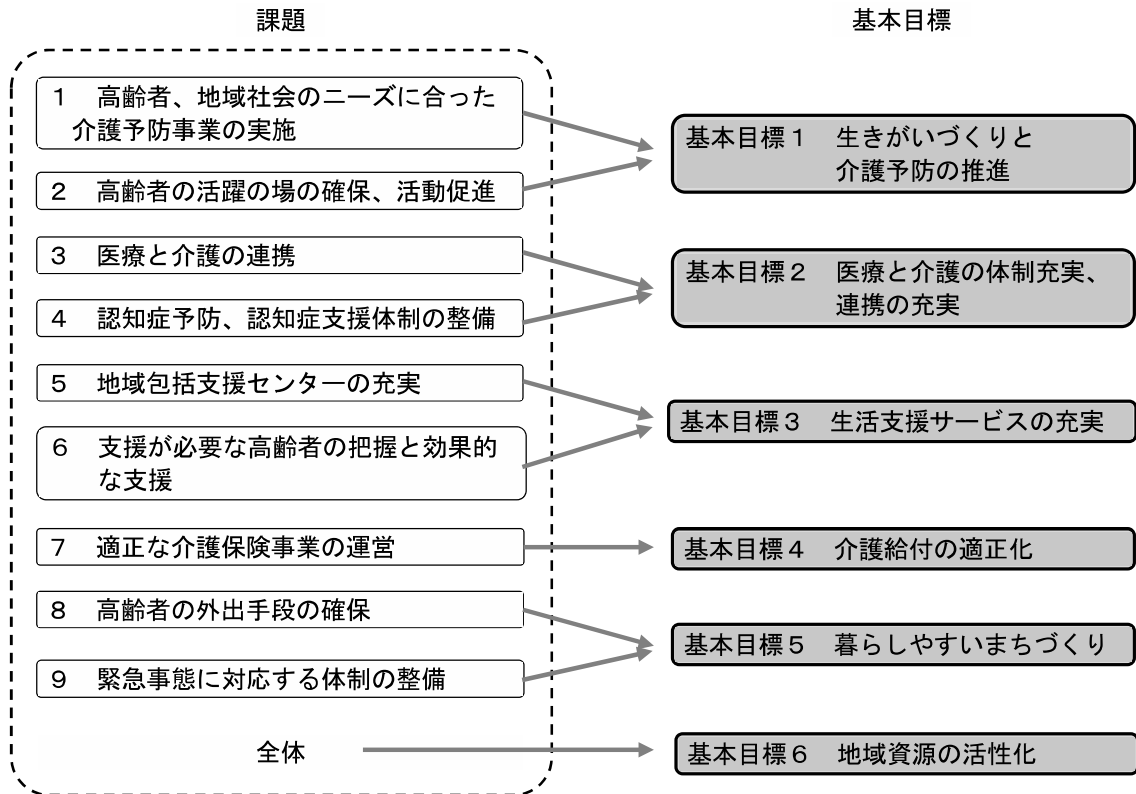
計画の名称は、令和7年（2025年）に向け、こころを通じて支え合うことで安心して継続して地域の中で暮らす高齢者像を、引き続き『活力と魅力ある85歳』と定め、「**パワフル85計画VI（第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画）**」とします。

4 基本目標

本章「1 富士市が目指す理想像」の実現に向けて、本計画策定における施策の方向性を示します。

前章の9つの課題について、6つの基本目標の中で必要な取組を進めていきます。

【9つの課題と6つの基本目標】



また、各施策を展開する圏域については、地域の生活課題への対応等を行う生活支援は小学校区を基本に、住民にとってより身近なところでの支援を展開していきます。一方、在宅医療と介護の連携に対する施策や認知症施策等については、市全体を捉えた取組として進めていきます。

基本目標1：生きがいつくりと介護予防の推進

高齢者がそれぞれの知識や経験を活かし、意欲や好奇心を持って地域で活動していただけるよう、活動の機会や場所、情報の発信が必要です。高齢者が地域活動の主体的・中心的な役割を担い活性化するとともに、多様な世代と交流することで自身の活動意欲の活性化、介護予防効果とともに地域社会・地域産業の維持・継続が期待できます。

また、本人や家族が健康状態を維持し、健康的な生活を継続できるよう、介護予防や健康づくりを促し、それぞれの健康状態やライフスタイルに合った取組の促進が必要です。

今後は、高齢者が自身の状況や意欲に応じた生きがいつくり、活動の創出・参加を促進するとともに、地域で活動している団体・組織の活動の活性化、新規設立の促進に努めます。

また、介護予防や健康づくりに向けた取組の促進や、データを活用した効果の検証と事業の改善、高齢者のニーズに合った事業の創出を目指します。

基本目標2：医療と介護の体制充実、連携の充実

今後高齢者の増加傾向が続く中で、高齢者の健康状態の把握や維持管理や日常生活の活動能力の向上が重要となります。定期的な健康状態把握のため、健康診査や歯科検診、がん検診等の各種健診の受診促進に努めるとともに、認知症予防の取組や意識啓発、さらには、認知症の人やその家族への支援体制の整備、生活の質の向上を目指した自立支援が必要です。また、要介護状態の高齢者については、医療機関と介護保険事業所との連携、情報の共有化は欠かせません。後期高齢者については、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施できるよう、医療・健診・介護情報等を一括して把握できる体制の整備が必要です。

今後は、高齢者の健康維持や自立した日常生活の支援、認知症予防に向けて、高齢者の積極的な取組を促すとともに、健康診査やかかりつけ医の必要性、認知症予防の必要性と効果など、多様な事業・情報発信を進めます。

また、生活習慣病や慢性疾患、認知症となった高齢者やその家族に対しては、「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議）に沿った認知症対策を中心に、状況に応じた医療・介護の専門機関による支援を行えるよう体制の充実に努めるとともに、医療と介護を中心とした連携体制の改善、充実を目指します。

基本目標3：生活支援サービスの充実

高齢者や高齢者世帯の増加、家族形態の多様化により、日常生活で支援の必要な高齢者が増えています。必要な支援の内容やニーズについても多様化しており、それぞれの状況に応じた支援が必要となっています。

また、高齢者支援の中心的な役割を担う地域包括支援センターや高齢者地域支援窓口の役割、期待はさらに大きくなっていきます。

今後も、地域包括支援センターに必要な人材を配置し、体制の強化や人材の育成、関連機関との連携・協力体制の充実を目指します。

また、地域で生活する高齢者の状況を的確に把握し、ニーズにあった支援を行えるよう、関連分野、関係機関と連携しながら日常生活の維持・継続に向けた支援を目指します。

基本目標4：介護給付の適正化

今後、高齢者の増加、特に後期高齢者の増加が進み、要介護認定の中重度層の増加が想定されることから、事業効率を高めて介護保険事業の持続可能性を維持するためにも、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者の生活に必要な過不足のないサービスを適切に管理し、提供することが必要です。

今後は、定期的に「介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」の主要5項目を柱とし、必要な給付を適切に提供するための適正化事業を推進します。

基本目標5：暮らしやすいまちづくり

高齢者が生活する舞台として、「まちづくり」が必要です。安心して暮らせる住居や公共施設、道路、公共交通機関など、自立した生活を続けられる環境整備が必要です。

今後は、地域包括ケアシステムの一環として、住まいや生活環境の整備、外出手段の確保・充実に向けて、関連する施策と連携しながら、高齢者が暮らしやすい環境整備を目指します。

基本目標6：地域資源の活性化

地域住民が年齢を問わず安心して生活を続けていくためには、住民同士の支え合いやボランティア活動等による支援が必要となります。

今後は、市内各地域で元気な高齢者やボランティア団体等、地域の状況に応じて多様な支え合いの仕組みを育て、活躍できるよう各地域資源の活性化を目指します。

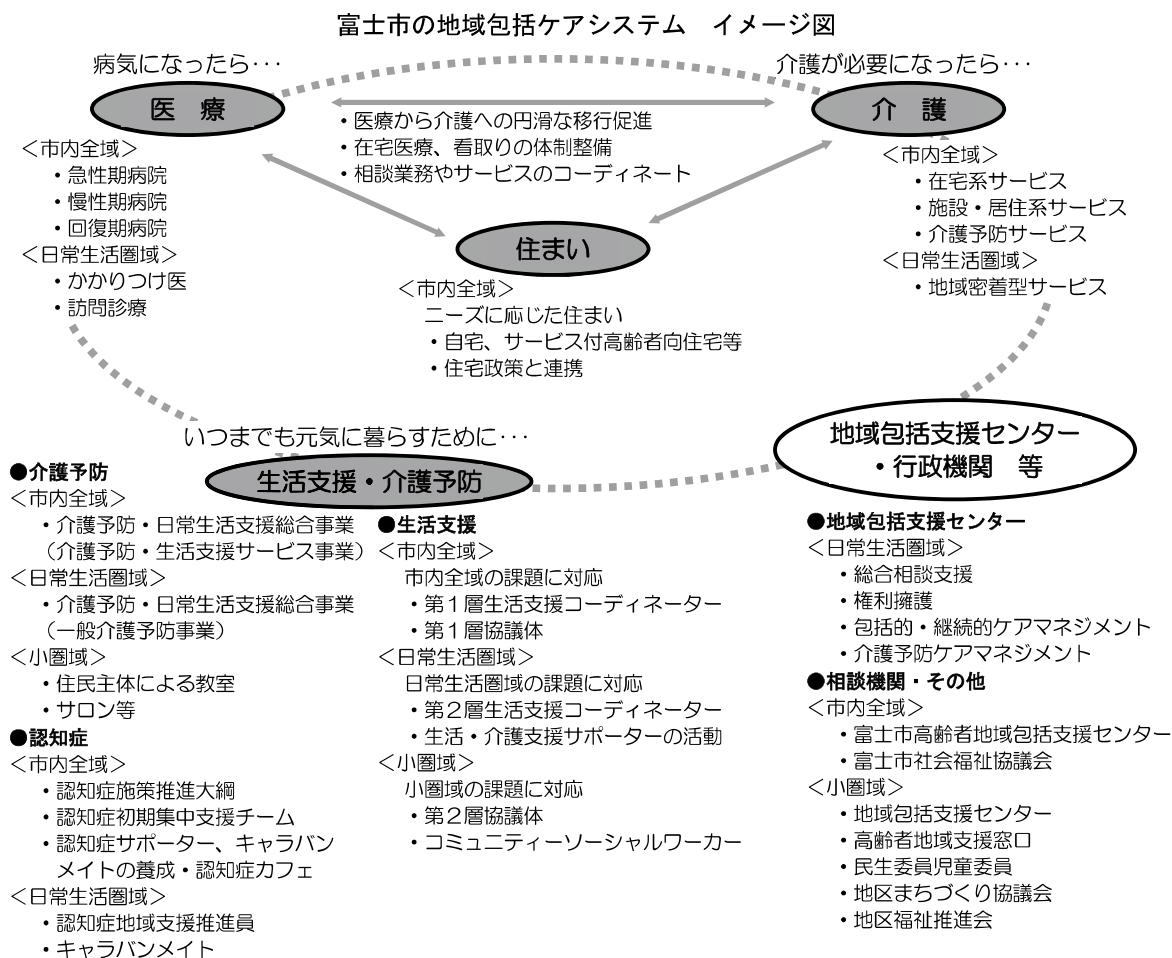
5 本市の日常生活圏域と地域包括ケアシステム

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、高齢化のピーク時までには目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めることとされています。

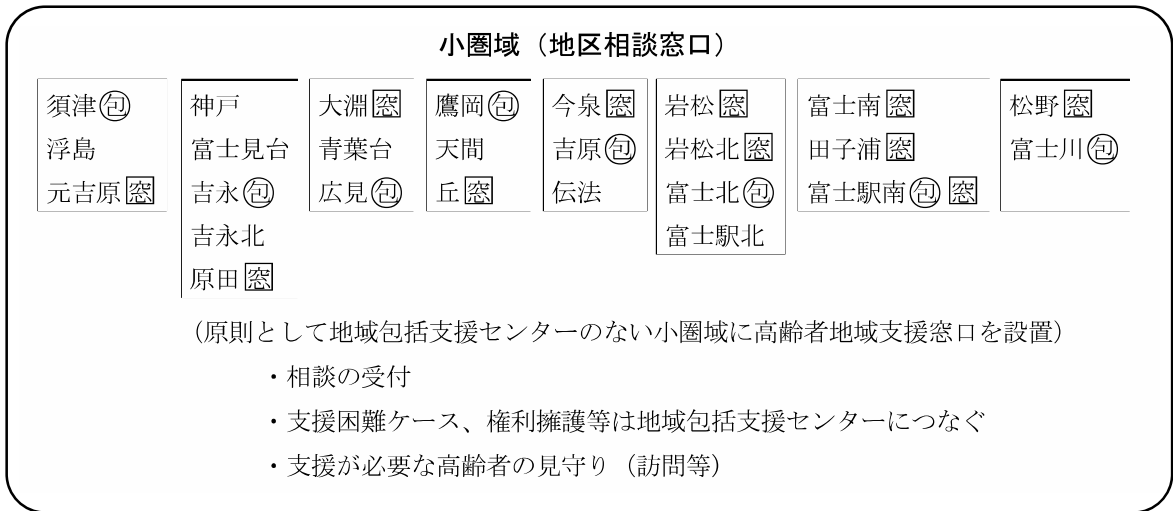
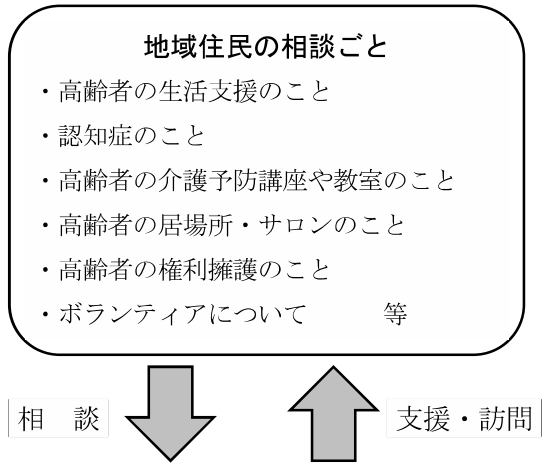
平成18年度に地域包括支援センターが創設された際、本市では国が示した地域包括支援センターの設置基準を目安に、1つの日常生活圏域あたりの高齢者数を3,000人から6,000人とし、概ね2つまたは3つの中学校区からなる8つの日常生活圏域を設定し、これを基本に地域包括ケアシステムの構築を進めています。

しかし、日常生活圏域の設定から10年以上が経過し、その間、各日常生活圏域の高齢者数は増加し続け、最も高齢者数が少ない富士川圏域でも5,000人を超え、吉原西部圏域と富士南部圏域では10,000人を超えています。このため、各地域包括支援センターに必要な人員を増強し、支援体制の充実を目指していきます。

今後、日常生活圏域や地域包括支援センターを現状通り維持・継続するとともに、地域の様々な活動をはじめ、地域ケア会議や生活支援体制整備事業等は日常生活圏域の中に小学校区を単位とする小圏域を設け、地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

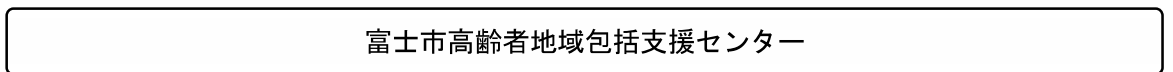
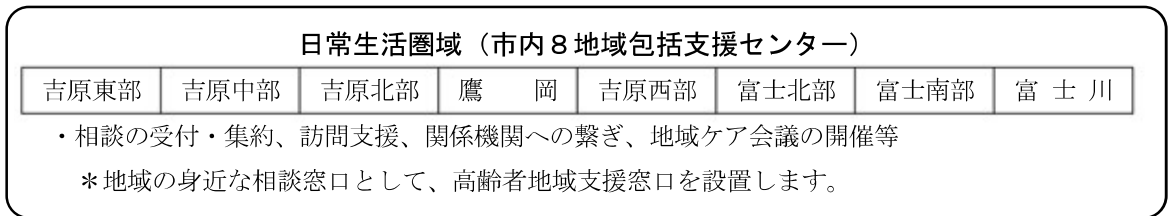


富士市が目指す総合相談支援体制イメージ図



* [ⓐ]…地域包括支援センター設置地区

^窓…現在の高齢者地域支援窓口設置地区



6 施策体系

(1) 施策体系の考え方

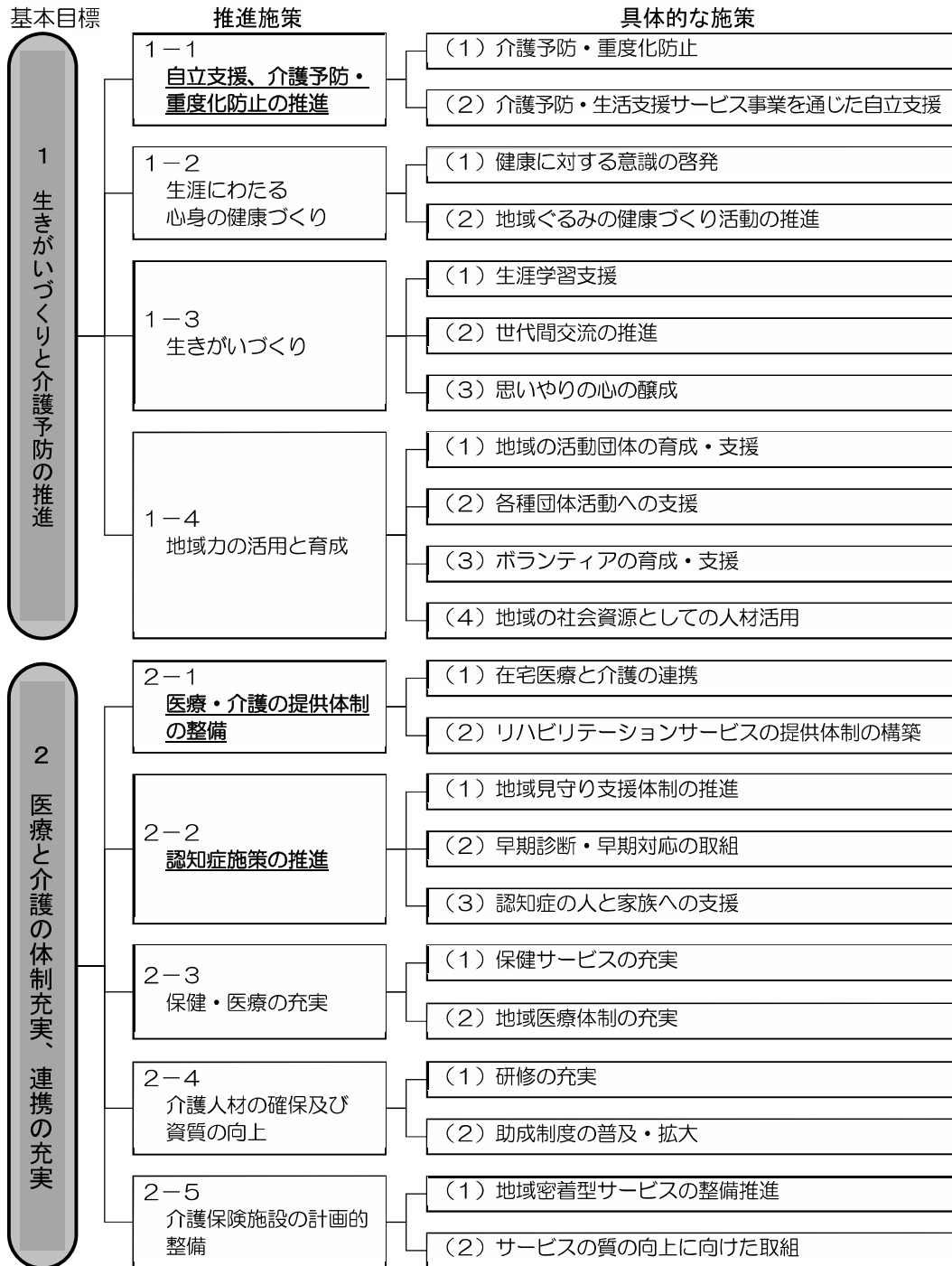
本計画は、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年を目指した地域包括ケアシステムを目指す前計画の取組を強化・推進していくため、施策の体系はこれまでの流れを基本的に踏襲するものとします。

地域包括ケアシステムは、「医療」、「介護」、「介護予防」、「生活支援」、「住まい」に関する5つの施策から成り立っており、施策体系は、これらの要素を中心に構成しています。

このうち、「介護予防」にかかる施策については『生きがづくりと介護予防の推進』、「医療」と「介護」にかかる施策については『医療と介護の体制充実、連携の充実』、「生活支援」にかかる施策については『生活支援サービスの充実』、「住まい」にかかる施策については『暮らしやすいまちづくり』とし、それらの下支えとなる施策については『地域資源の活性化』としています。また、持続可能な介護保険事業運営のための介護給付適正化について、『介護給付の適正化』を加え、6つの基本目標を設定しています。

さらに、各基本目標の達成に向けた施策を「推進施策」、その施策を具現化するための取組を「具体的な施策」として体系化しています。

(2) 施策体系図





7 重点的な取組

(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢になっても要介護状態にならず健やかな生活を続けられるよう、働き盛りの世代からの健康づくりや介護予防に向けた取組の促進に向けた啓発・情報発信、多くの市民に参加していただくための効果的な実施内容や開催場所等の検討を図ります。

また、要介護状態となった場合でも、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、周囲からの適切な支援が必要であることから、介護予防サポーターや生活・介護支援サポーター等の育成を進め、活躍の機会の拡大を進めていきます。

施策の推進にあたっては、保険者機能強化推進交付金等を活用し、介護予防に向けた取組の充実を目指します。

(2) 医療・介護の提供体制の整備

「富士市が目指す理想像」の実現のためには、介護が必要な高齢者が医療的支援と介護保険サービスを利用しながら住み慣れた地域で生活できる仕組みが必要です。そのため、在宅医療の整備を進めるとともに在宅医療や在宅看取りの意義や重要性の情報発信を図ります。

また、介護保険サービスについては、地域での介護保険サービスの提供体制の充実、介護人材の確保・育成を図るとともに、医療と介護の連携の仕組み、連携に必要な人材の確保育成を図ります。

(3) 認知症施策の推進

今後も増加が想定される認知症の人とその家族の支援のため、相談窓口の広報や相談体制の充実、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐための認知症初期集中支援チームの活動の促進を図ります。

また、地域社会においても、認知症の早期発見のための啓発や地域で認知症の人を見守り、ともに暮らし続けられる地域づくりに向けた人材の育成や活動の場づくりを図ります。

(4) 地域包括支援センターの機能強化

要介護認定者、特に重度の認定者の増加に対応できるよう、相談・支援体制の充実を進めるほか、制度の狭間で困りごとを抱える高齢者や複合的な支援を必要とする高齢者やその家族への支援体制の充実を図ります。

そのため、市内8か所に設置されている各地域包括支援センターが対応する日常生活圏域の高齢者や要介護認定者の状況に応じて、必要な職種や人材の育成を図り、地域包括ケアシステムの充実を目指します。

(5) 緊急事態時の対応体制の整備

マスクや消毒液といった衛生用品の配布体制の整備や、電子メールやSNSの活用、テレワークの導入を検討し、感染症予防を最優先事項とした無理のない福祉サービスを行います。

災害時においても避難所での感染症予防に取り組んでいきます。市保健班が行う健康支援に加えて、避難所生活の長期化に備えて、必要な支援の実施について検討していきます。

また「災害・緊急支援情報キット」の仕組みにより、日頃からの地域における顔の見える関係づくりに役立つとともに、災害発生時の地域の方々の支え合いにより、高齢者等要支援者の避難活動の支え合いを推進していきます。

第5章 施策の展開

基本目標1 生きがいづくりと介護予防の推進

推進施策1-1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

具体的な施策	事業名
(1) 介護予防・重度化防止	①介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業） ア. 脳の健康教室 イ. 栄養改善教室 ウ. 地域包括支援センター 介護予防教室 エ. ご近所さんの運動教室・料理教室 オ. 介護予防サポーター養成講座 カ. 生活・介護支援サポーター養成講座
(2) 介護予防・生活支援サービス事業を通じた自立支援	①介護予防・日常生活支援総合事業 （介護予防・生活支援サービス事業） ア. 介護予防訪問介護相当サービス イ. 健康づくりヘルパー ウ. 訪問型サービスC エ. 介護予防通所介護相当サービス オ. 健康づくりデイサービス

(1) 介護予防・重度化防止

高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むための支援や、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化防止に取り組みます。

①介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）

ア. 脳の健康教室

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

高齢者が要支援、要介護状態となることの予防もしくは悪化の防止を目的に、認知症予防を主とした介護予防に資する教室を開催し、知識の普及啓発を行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数（実人数）	117人	113人	120人	120人	120人	120人

【今後の方向性】

高齢化の進展に伴い、今後も自ら介護予防活動に取り組む高齢者を増やし、認知症の予防、悪化防止に努めながら、自立した生活が続けられるよう支援します。

イ. 栄養改善教室

【担当：地域保健課】

【事業概要】

高齢者がいつまでも「食」を楽しみ自立した生活が続けられるよう、様々な視点から、低栄養状態の予防や改善を図ります。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
栄養改善教室 参加人数(実人数)	20人	19人	20人	20人	20人	20人

【今後の方向性】

多くの人に興味を持てるよう教室内容の充実を図ります。食事内容のみでなく、オーラルフレイル等、様々な視点から栄養改善を図ることができるよう、関係職種が連携して教室を実施します。

ウ. 地域包括支援センター 介護予防教室

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

高齢者が要支援、要介護状態となることの予防もしくは悪化の防止を目的に、より身近な公会堂等の会場において介護予防に資する教室を開催し、知識の普及啓発を行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数(実人数)	547人	589人	590人	600人	600人	600人

【今後の方向性】

高齢者のより身近な場所で介護予防教室を開催し、介護予防活動に取り組む高齢者を増やすことで、要介護状態等となることの予防、悪化防止に努めていきます。また、教室終了後は住民主体の通いの場等につなげ、継続的に介護予防に努めることができるよう支援していきます。

エ. ご近所さんの運動教室・料理教室

【担当：地域保健課】

【事業概要】

介護予防サポーターが、住民主体の「通いの場」の一つとして、「ご近所さんの運動・料理教室」を、まちづくりセンターや公会堂等、高齢者の身近な場所で開催します。各教室において、継続して健康管理が実践できるよう支援します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ご近所さんの運動教室数	45	47	56	60	65	70
ご近所さんの料理教室数	2	3	3	4	5	6

【今後の方向性】

全町内(区)への通いの場の設置に向けて、通いの場の一つである「ご近所さんの運動・料理教室」の拡大・充実を支援します。

オ. 介護予防サポーター養成講座

【担当：地域保健課】

【事業概要】

介護予防の知識と技術を習得し、自らの健康維持増進・介護予防を図るとともに、介護予防事業等のボランティアとして活動できる人材として、介護予防サポーターの養成を行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数(実人数)	34人	39人	31人	35人	40人	45人

【今後の方向性】

高齢者の身近な場所で気軽に介護予防活動に参加できる機会を増やすためには、住民ボランティアの活動は必要不可欠です。講座内容の充実とともに、介護予防サポーターをとおして教室の立ち上げ支援に努めます。

カ. 生活・介護支援サポーター養成講座

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

在宅の一人暮らし高齢者、高齢者世帯等のごみ出しや買い物、話し相手等、高齢者のちょっとした困りごとに応じ、自立した生活の継続を可能としていくための支援を実施する生活・介護支援サポーターを養成し派遣します。安否確認や見守り、軽易な日常生活上の援助を行うことで、自立した生活の継続を可能とし、もって要介護状態への進行を防止することを目指します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数（実人数）	17人	4人	14人	30人	35人	40人

【今後の方向性】

地域包括ケアの推進のためには、生活・介護支援サポーターの活躍は必要不可欠です。活動を通じてサポーター自身の生きがいや介護予防につながることも多く、今後もサポーターの育成に努めます。

また、これまで各地域でのボランティア育成の要望に対応するため、小圏域でのサポーター養成講座を開催できるように整備をしてきました。今後も、希望する小圏域において開催ができるように生活支援コーディネーターとも連携を図りボランティアの確保に努めます。

(2) 介護予防・生活支援サービス事業を通じた自立支援

介護予防・日常生活支援総合事業において、効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開を行い、サービス事業対象者の安心確保を図り、自立の促進や重度化予防を推進します。

① 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）

ア. 介護予防訪問介護相当サービス

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

訪問介護職員が訪問し、身体介護や生活支援、見守り援助等を行います。

【今後の方向性】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように現在ある機能を維持する介護予防訪問介護相当ヘルパー事業の整備を行っていきます。

イ. 健康づくりヘルパー

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

訪問介護職員等が訪問し、生活援助（買い物、調理、洗濯、掃除等）を行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（実人数）	35人	33人	30人	35人	45人	55人

【今後の方向性】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、現在ある機能を維持し、自主的に介護予防に取り組めるような支援を行う健康づくりヘルパー事業をより多くの方が利用していただけるような整備を行っていきます。

ウ. 訪問型サービスC

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

保健師、管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士、理学療法士等が3～6か月間、集中的に自宅を訪問し、運動機能向上、口腔機能向上、栄養の改善等を通じて体力改善や生活改善に向けた指導を行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数（実人数）	12人	11人	8人	10人	15人	20人

【今後の方向性】

運動・栄養・口腔等にリスクを抱える高齢者に対し、専門職が短期集中で訪問指導することで、高齢になってもいきいきした生活が持続して送れるよう、生活機能の向上を実現します。

エ. 介護予防通所介護相当サービス

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

介護予防を目的に、食事や入浴等の日常生活の支援や運動器の機能向上のための支援を行います。

【今後の方向性】

介護予防通所介護相当サービス事業所の整備を継続していきます。

オ. 健康づくりデイサービス

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

要支援状態にある高齢者に生活指導・レクリエーション等のサービスを実施することにより、利用者の自立生活の支援及び社会参加の促進を図ります。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数（実利用）	364人	363人	339人	380人	400人	420人

【今後の方向性】

利用しやすい環境を整備し、要支援状態にある高齢者の状態維持、回復を目指します。

推進施策 1-2 生涯にわたる心身の健康づくり

具体的な施策	事業名
(1) 健康に対する意識の啓発	①ふじ健康ポイント事業 ②食育推進事業
(2) 地域ぐるみの健康づくり活動の推進	①推進員の育成と活動支援（健康推進員・食生活推進員）

(1) 健康に対する意識の啓発

市民に対して、若年期からの健康意識の向上に向けた啓発活動を推進します。また、高齢者に対しても、医療、保健両面の意識の向上、地域における健康づくり活動を推進します。

①ふじ健康ポイント事業

【担当：健康政策課】

【事業概要】

市民に無料で使用できるスマートフォン用アプリを提供します。利用者には、アプリで歩数等に応じたポイントを付与し、毎月規定のポイントに到達した市民に抽選でインセンティブを付与します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	—	—	2,000人	3,000人	4,000人	5,000人

【今後の方向性】

アプリのダウンロードを促進し、利用者数の増加を図ります。

②食育推進事業

【担当：保健医療課】

【事業概要】

市民の生涯を通じた健康づくりと生活習慣病の予防につながるよう、各ライフステージにおいて、正しい食生活についての情報提供や、食習慣の改善、歯と口の健康増進に向けた支援等を行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
食育推進会議の開催回数	3回	3回	3回	3回	3回	3回

【今後の方向性】

富士市食育推進計画に基づき、食育推進会議において各ライフステージの食育の取組について検討を行うとともに、高齢者を含む全ライフステージにおける食育推進事業を実施します。

(2)地域ぐるみの健康づくり活動の推進

地域社会において、住民の健康維持・増進を支援するために、健康推進員や食生活推進員等の育成、活動支援を行います。

①推進員の育成と活動支援（健康推進員・食生活推進員）

【担当：地域保健課】

【事業概要】

「健康ふじ21計画」の推進のため、地域の健康づくりの実践者として、健康推進員に業務を委任し、研修を実施していきます。また、食生活改善に関する普及啓発を行うために、食生活推進員を養成し、研修を実施していきます。さらに、健康推進員・食生活推進員による健康づくり活動を支援します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康推進員数	352人	347人	347人	350人	350人	350人
食生活推進員 新規会員数	6人	11人	4人	5人	5人	5人

【今後の方向性】

健康推進員・食生活推進員自らが健康づくり、生活習慣改善ができるように、研修、支援を充実させます。また、地区の関係団体等と連携・協働して健康づくり活動を進めていきます。

推進施策 1-3 生きがいつくり

具体的な施策	事業名
(1)生涯学習支援	①一般講座（高齢者対象） ②市民大学の開催 ③図書館講座の開催 ④高齢者向けスポーツプログラムの実施と環境整備 ⑤富士市ファミリー農園事業 ⑥働き方改革事業（ワーク・ライフ・バランスセミナー） ⑦男女共同参画を推進する社会の充実
(2)世代間交流の推進	①公立保育園・幼稚園における世代間交流事業 ②小・中学校における世代間交流事業・福祉教育
(3)思いやりの心の醸成	①市民福祉まつりの開催 ②福祉展の開催 ③小・中学校における学習会の開催

(1)生涯学習支援

年齢を問わず自ら学ぶこと、活動すること、さらにこれらの機会を活用してコミュニケーションの拡大を希望する人を支援する施策を推進します。また、各種学習や活動、就労に関する情報や機会の提供、趣味活動や地域社会における活動の機会の提供、スポーツ活動の機会や環境の整備、農業活動の場所や機会の提供を行います。

①一般講座（高齢者対象）

【担当：社会教育課】

【事業概要】

65歳以上の人を対象とし、健康づくりや生きがいつくり、仲間づくりを目的とした講座を開催します。講座の内容は、定年後世代の地域活動への参画促進や男性が参加しやすいものとしします。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講座数	—	—	—	26個	26個	26個

【今後の方向性】

令和3年度から高齢者講座を含めた社会教育事業については、企画・運営を社会教育課に移管します。

引き続き、まちづくりセンターを会場として高齢者の生きがいつくりや地域参画を目的とした講座を継続して開設していきます。

②市民大学の開催

【担当：社会教育課】

【事業概要】

各分野に精通している教授陣や地域有識者と幅広く連携を図り、様々な分野で活躍する著名な講師による高度で有益な学習機会や、より豊かな人生について考える機会を市民に提供します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
満足度	80.00%	80.35%	75.09%	80%	80%	80%

【今後の方向性】

前期ミニカレッジ、後期講演会ともにこれまでと同様継続していきます。なお、社会の高齢化が進むにつれ、参加者における高齢者の割合も上昇していくと予想されるため、高齢の参加者の満足度を高めるための工夫を検討します。

③図書館講座の開催

【担当：中央図書館】

【事業概要】

高齢者の自主的な活動につながるよう、学習の機会として図書館講座を開催します。また、高齢者向け図書を収集・提供し、図書館に来られない高齢者に対してもサービスの充実を図ります。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
65歳以上の人口1人あたりの貸出点数	5.85点	5.89点	5.06点	6.00点	6.10点	6.20点

【今後の方向性】

高齢者の関心が高い内容の講座を企画、開催するとともに、高齢者が図書館資料を利用しやすい環境の整備に取り組んでいきます。

④高齢者向けスポーツプログラムの実施と環境整備

【担当：スポーツ振興課】

【事業概要】

高齢者を対象とした体操教室や地域でのスポーツプログラムを実施します。

また、「歩く健康づくり1万歩コース」を管理・PRし、高齢者のウォーキングを推進します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者の週1回以上のスポーツ実施率	—	—	—	25%	30%	35%
自主グループ数	9	10	—			

【今後の方向性】

高齢者のスポーツ実施率向上に向けて取り組みます。

⑤富士市ファミリー農園事業

【担当：農政課】

【事業概要】

遊休農地を有効活用し、野菜等の栽培機会を提供することで、自然にふれあい、農業に対する理解を深めることを目的に、市が所有者から農地を借り上げ、農園として整備し、「ファミリー農園」として貸し付けています。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市民農園開設数	9か所	9か所	10か所	11か所	11か所	12か所

【今後の方向性】

担い手不足により荒廃農地が増える一方、高齢者の余暇の楽しみとして家庭菜園を行いたいという希望者の増加が見込まれます。自らは耕作しない農地所有者による「市民農園」の開設を促進・支援し、荒廃農地解消と高齢者がいきいきと活動できる場の提供を図ります。

⑥働き方改革事業（ワーク・ライフ・バランスセミナー）

【担当：多文化・男女共同参画課】

【事業概要】

共働きの増加などにより、仕事と家事、育児、介護の両立への取組は重要度を増しています。男女が協力し合い、働きながら、介護をしていける社会を目指し、事業者向けにワーク・ライフ・バランスを進めるポイントやメリットについて講義を行います。（令和元年まではワーク・ライフ・バランスセミナーとして、令和3年度から、富士市と富士宮市の共催により、働き方改革事業として広域的に実施。）

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
セミナー受講者満足度	79%	94%	—	85%	85%	85%

【今後の方向性】

富士宮市と連携し、富士、富士宮広域で働きやすい地域を目指し、進めていきます。

⑦男女共同参画を推進する社会の充実

【担当：多文化・男女共同参画課】

【事業概要】

男女共同参画地区推進員事業、^{ひと}女と^{ひと}男のフォーラム事業、男女共同参画学級事業など、男女どちらか一方が介護を担うことがないよう、男女が協力して介護を行う意識を深めるための講座を実施します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「男は仕事、女は家庭」という固定的な考えに同感しない人の割合※	—	—	—	42%	45%	48%

※地区推進員統一アンケート

【今後の方向性】

介護を担うことが多いのは女性であり、その根本にある「男は仕事、女は家庭」という考え方に代表される、固定的性別役割分担意識の解消に向け、事業を通して意識啓発を行っていきます。

(2) 世代間交流の推進

高齢者の活力の向上、高齢者がもつ知恵や知識の伝承、地域での交流の活性化のために、高齢者と児童・生徒との世代間交流を推進します。

①公立保育園・幼稚園における世代間交流事業

【担当：保育幼稚園課】

【事業概要】

高齢者が子どもたちとふれあい、ともに活動できる機会を持てるよう、保育園・幼稚園の行事に高齢者を招いたり、園児が高齢者施設を訪問するなど、交流を推進します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者施設訪問回数	71回	72回	0回	67回	62回	62回

【今後の方向性】

3世代が同居する世帯が少なくなっている現代において、これまで行ってきた高齢者と児童との交流事業は、高齢者の生きがいをづくりの観点や高齢者との関わりが児童の成長につながるという観点等から、引き続き事業を継続していきます。

なお、実施にあたっては、富士市公立教育・保育施設再配置計画に伴い、廃止や民間移管により、施設数が減少していくことが予定されています。

また、目標値については、これまでの実績等を基に算出していますが、昨今の社会情勢から、実施ができないことも念頭に置いて、設定しています。

②小・中学校における世代間交流事業・福祉教育

【担当：学校教育課】

【事業概要】

ふれあい協力員制度による登下校の安全確保やゲストティーチャーとしての高齢者の積極的な授業への参加等、子どもたちへの教育効果を高めるとともに、高齢者が有用感を感じ、いきいきと生活していくきっかけづくりにします。

また、以下の4項目を重点に福祉教育を深めていくとともに、高齢者と子どもたちとの世代間交流を推進していきます。

- 1 行事参加による福祉意識の啓発（敬老会等）
- 2 ボランティア活動への参加（高齢者施設等）
- 3 学校行事へ的高齢者の招待（運動会、児童会活動等）
- 4 授業での福祉教育推進（総合、教科、道徳等）

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2項目以上を実施する小・中学校（43校）の割合	90.7%	95.3%	—	100%	100%	100%

【今後の方向性】

急速に高齢化が進む中、高齢者を地域の人材と捉え、子どもたちの交通安全や見守り活動への協力、昔話などの講話や芸能伝承など技術的指導を授業の中で行うゲストティーチャーとしての活動等、高齢者がさらに活躍できる場を提供していきます。

また、学校行事へ高齢者を招待することや地域行事へ子どもたちが参加することにより相互交流を深め、学校と地域との連携を推進していくとともに、ボランティア活動や授業での福祉教育を通して、子どもたちが高齢者を思いやる心の醸成を図ります。

(3) 思いやりの心の醸成

高齢者を見守るとともに、地域の一員としてともに支え合う意識を醸成するために、福祉に関連する各種イベントの開催による市民の福祉に対する理解の促進、小・中学生からの福祉教育の充実、市民への福祉教育の充実に努めます。

①市民福祉まつりの開催

【担当：障害福祉課】

【事業概要】

ノーマライゼーションの理念に基づき、あらゆる人が心地よくふれあえる場を創出し、福祉について理解を広げる機会とするため、市民福祉まつりを開催します。

【今後の方向性】

新しい生活様式を踏まえ、これまでの集客イベント方式から効果的な交流・啓発イベントに転換するため実行委員会との協議を行います。

②福祉展の開催

【担当：福祉総務課】

【事業概要】

高齢者等が、丹精込めて作り上げた作品を展示し、市民が観覧することにより、高齢者の自立する心を育て、生活意欲を高めるとともに、一般市民に対する福祉思想の普及啓発を図ります。

【今後の方向性】

今後も、社会福祉思想の普及のため継続して実施していきます。

③小・中学校における学習会の開催

【担当：社会福祉協議会】

【事業概要】

福祉教育の依頼を受け、福祉教育の目的を明確にさせた上で、学校側の希望する内容に合わせたプログラムの提案を行います。福祉体験だけでなく、地域課題を小中学生が考えられるような提案を行い、高齢者等の地域住民との関わる機会を持つ中で、「思いやりの心」と「ともに生きる力」を育んでいきます。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校での学習会等の開催回数	5回	14回	5回	10回	10回	10回

【今後の方向性】

新型コロナウイルス感染症の流行時においても、実施可能な福祉教育の啓発活動を行います。また、単に福祉機器等の体験で終える福祉教育だけでなく、実際の地域での福祉活動の実践につながるような新しい提案を行います。

推進施策 1-4 地域力の活用と育成

具体的な施策	事業名
(1) 地域の活動団体の育成・支援	①26 地区福祉推進会の研修会開催
(2) 各種団体活動への支援	①社会福祉センター事業 ②悠容クラブの育成と活動助成 ③ふれあい・いきいきサロンへの支援
(3) ボランティアの育成・支援	①ボランティア入門講座の開催 ②高齢者ボランティアの育成と活動支援 ③ボランティアの活動相談事業 ④セカンドライフ相談室運営事業
(4) 地域の社会資源としての 人材活用	①高齢者就労支援事業 ②地区福祉推進会活動への参加促進

(1) 地域の活動団体の育成・支援

地域で高齢者を支援する地区福祉推進会の活動を支援します。

①26 地区福祉推進会の研修会開催

【担当：社会福祉協議会】

【事業概要】

地区福祉推進会の主催によるブロック会議や生活支援体制整備事業に関連する地域ケア会議等を通して、住民主体による地域づくりへの意識の醸成を図ります。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ブロック	14 ブロック	18 ブロック	6 ブロック	8 ブロック	8 ブロック	8 ブロック

【今後の方向性】

感染症対策のため、大人数が同じ場所に集合する形に依らない方法での研修や話し合いのあり方等について、検討・実施します。

(2) 各種団体活動への支援

地域で活動する各種団体がより一層充実した活動を行えるよう、機会の提供や活動の支援を推進します。

①社会福祉センター事業**【担当：福祉総務課】****【事業概要】**

高齢者の知識や経験を活かした生きがいと健康づくりのための活動を支援し、交流の場を提供します。また、市内7か所（鷹岡市民プラザ、広見荘、田子浦荘、東部市民プラザ、滝川福祉センター、元町福祉センター、地域交流センターみんなの家）の社会福祉センターの円滑な運営を図ります。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
社会福祉センター(7か所) 利用者数	190,504人	182,009人	46,400人	195,000人	195,000人	195,000人

【今後の方向性】

富士市社会福祉協議会をはじめとする施設運営主体が、利用者の増加を図るために新規の講座を開催するなどして積極的にセンターの魅力を上向きさせる施策を展開していきます。また、センターの今後のあり方について検討します。

②悠容クラブの育成と活動助成**【担当：福祉総務課】****【事業概要】**

悠容クラブにおける教養講座や健康づくり、レクリエーション、社会奉仕等の活動に助成し、地域における高齢者の活動が活性化するように支援します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
悠容クラブ 単位クラブ数	103クラブ	101クラブ	96クラブ	100クラブ	100クラブ	100クラブ

【今後の方向性】

単位クラブ及び富士市悠容クラブ連合会において、魅力ある活動内容や誰もが参加しやすい行事開催を工夫していますが、会員数と単位クラブが減少していることから、引き続き、事務局職員を配置し、クラブ運営の円滑化を図るとともに、悠容クラブと緊密な情報共有を図り、活動支援を行います。

③ふれあい・いきいきサロンへの支援

【担当：社会福祉協議会】

【事業概要】

地域で高齢者や障害者を対象とするサロンの新規開設希望者に対する立ち上げまでのフォロー、開設後の運営費の助成や研修会の開催、情報提供等、定期的な支援を行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ふれあい・いきいきサロン設置数	167件	169件	170件	175件	178件	181件

【今後の方向性】

新しい生活様式等を踏まえ、従来の形だけではなく新しいサロン活動のあり方等を検討し、発信していきます。

(3) ボランティアの育成・支援

高齢者の地域活動の一環として、ボランティア活動への参加を促すために、高齢者の経験を活かせるボランティア活動の機会の提供、生きがいつくりの視点からのボランティア活動の促進、セカンドライフの過ごし方や活かし方の支援を行います。

①ボランティア入門講座の開催

【担当：社会福祉協議会】

【事業概要】

ボランティア活動に興味のある方、ボランティア活動を始めてみようと考えている方、既にボランティア活動を行っている方を対象とし、講座を通して具体的な活動の理解を深め、ボランティア活動を始めるきっかけづくりや、さらなる活動の輪を広げることを目的とします。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入門講座の開催回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
参加者数	25人	34人	10人	20人	20人	20人

【今後の方向性】

新しい生活様式等を踏まえた上で、地域ニーズに合った新しい講座や開催方法について検討し、実施していきます。

②高齢者ボランティアの育成と活動支援

【担当：社会福祉協議会】

【事業概要】

団塊世代のボランティア活動の担い手の確保に向けて、災害時に備えた家具固定ボランティア講座を開催し、家具固定を行うボランティアの育成、家具固定ボランティアグループの後方支援、講座修了者へのフォローアップを行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家具固定ボランティア講座の開催回数	1回	0回	1回	1回	1回	1回
家具固定ボランティア講座の参加者数	15人	0人	10人	15人	15人	15人

【今後の方向性】

家具固定ボランティア講座修了者へのフォローアップを行います。また、福祉施設や医療機関等を通じてニーズの把握に努めます。さらに、災害時の広域にわたる活動に対応するため、周辺市町との連携や、企業との協働による新たなボランティアの育成方法について検討していきます。

③ボランティアの活動相談事業

【担当：社会福祉協議会】

【事業概要】

ボランティア活動に関する情報発信、相談調整のための窓口対応を行います。ボランティアニーズに関する情報収集について、高齢者も情報を得られるよう、様々な媒体を使って実施しています。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ボランティア相談件数	354件	314件	22件	250件	250件	250件

【今後の方向性】

情報を受け取る人の立場に立った、情報発信の方法を検討します。

④セカンドライフ相談室運営事業

【担当：市民協働課】

【事業概要】

セカンドライフ相談室の開設、運営を通して、中高年世代が、これまでの知識や経験、技能などを活かし、地域社会の一員として社会参画を続けながら生きがいあるセカンドライフを過ごせるよう、支援を行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
セカンドライフ相談室相談数	395件	349件	224件	370件	370件	370件

【今後の方向性】

事業に対する市民の関心を高めるために、引き続き「広報ふじ」への特集記事や「セカンドライフの顔」の掲出、セカンドライフリーフレットの回覧等を行っていきます。また、セカンドライフの過ごし方の一つとして市民活動に関する情報を提供するため、富士市民活動センターと連携を行っていきます。

(4) 地域の社会資源としての人材活用

高齢者が地域社会の中で現役の人材として活躍できるよう、高齢者が活躍できる場の提供に努めます。

① 高齢者就労支援事業**【担当：商業労政課】****【事業概要】**

富士市シルバー人材センターに対し補助金を交付し、高齢者が経験や能力を活かし、就業しているシルバー人材センターの活動を「広報ふじ」に掲載し、広く市民に紹介し、高齢者の社会参加を促進します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
広報ふじへの掲載回数	6回	5回	5回	2回	2回	2回

【今後の方向性】

シルバー人材センター主催の講座等の事業案内を掲載し、PRを行っていきます。

② 地区福祉推進会活動への参加促進**【担当：社会福祉協議会】****【事業概要】**

住民相互の見守り活動など日常的な活動や、近隣住民のちょっとした生活上の困りごとに対応する支え合い・助け合い活動が、地区福祉推進会とともに動き出し、そこに元気な高齢者も含む住民が参画できるよう、活動を促進します。

【今後の方向性】

新しい生活様式を意識した上で、これまでのつながりを切らないような取組が展開されるよう支援します。

基本目標2 医療と介護の連携

推進施策2-1 医療・介護の提供体制の整備

具体的な施策	事業名
(1) 在宅医療と介護の連携	①在宅医療と介護の連携体制推進会議の開催 ②医療関係者・介護関係者の連携 ③在宅医療・介護連携支援相談窓口事業 ④在宅療養についての市民への啓発
(2) リハビリテーションサービスの提供体制の構築	①リハビリテーション専門職との連携の推進

(1) 在宅医療と介護の連携

医療・介護を通じた切れ目のないサービス利用を実現するためには、医療・介護関係者が日常的に連携し、利用者の状況に臨機応変に対応できる関係を構築する必要があります。

医療・介護関係者が参画する会議を開催するなど、在宅医療と介護の連携を推進するための事業に取り組みます。

① 在宅医療と介護の連携体制推進会議の開催

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

医療・介護の切れ目のない支援を提供する体制を整備するため、医療・介護関係者の会議を実施し、課題に向けて取り組みます。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会議の回数	4回	4回	3回	3回	3回	3回

【今後の方向性】

会議を継続して開催し、事業の進行管理を行うとともに、評価・検証を行い、在宅医療・介護連携の向上を図ります。

②医療関係者・介護関係者の連携

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

医療と介護を切れ目なく市民に提供できる体制をつくるため、連携するためのツールの整備や研修会を実施します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
退院前カンファレンスシートの認知率	—	—	—	78%	80%	82%

【今後の方向性】

在宅医療を支える専門職のスキルアップや連携強化のための研修会を継続して継続して開催します。

富士市医師会が主催する富士市在宅医療・介護のための多職種リーダー会他関係機関と連携を図りながら医療と介護のサービスが切れ目なく市民に提供できる体制を整えます。また、連携するためのツールの一つである退院前カンファレンスシートについてのPRも行っています。

③在宅医療・介護連携支援相談窓口事業

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

地域の医療・介護関係者の連携を円滑に進めるため、在宅医療・介護連携コーディネーターを富士市立中央病院に配置し、医療・介護関係者の相談を受け付けます。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援につながった割合	—	—	84%	85%	87%	89%

【今後の方向性】

医療と介護の連携を円滑に進めるための相談窓口として関係機関へのさらなる周知に努め、専門職が必要なときに必要な相談を受けられるようにします。

④在宅療養についての市民への啓発

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

市民が在宅療養について理解し、必要なサービスを利用できるとともに、自分や家族の最期の迎え方を考える一助となるよう、在宅医療・在宅療養・在宅看取りに関する講演会、広報ふじへの記事の掲載を継続し、エンディングノートの周知・活用に努めていきます。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講演会時のアンケートによる理解率	87%	92%	—	85%	85%	85%
最期の迎え方について話し合っているか	—	—	—	—	58%	—

【今後の方向性】

自宅にいても、医師や看護師、介護関係者などが必要に応じて訪問することにより、在宅医療や在宅看取りという選択も可能であることを多くの市民に周知します。

人生の最終段階を迎えたとき「自分はどうしたいのか」について一人ひとりに考えてもらうことも大切です。最期まで医療を受けたいのかどうか、延命措置をするのかしないのかといった希望を家族や近親者に伝えておくことの重要性を周知していきます。

(2)リハビリテーションサービスの提供体制の構築

①リハビリテーション専門職との連携の推進

【担当：介護保険課・高齢者支援課】

【事業概要】

介護保険の理念である高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組を進めるためには、要介護（要支援）認定者が必要に応じてリハビリテーションサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築することが重要となります。また、心身機能や生活機能の向上といった高齢者個人への働きかけはもとより、地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指すことも重要であることから、リハビリテーション専門職との連携を推進します。

【今後の方向性】

介護予防事業や地域ケア会議等におけるリハビリテーション専門職との連携を推進します。また、口腔衛生管理の充実と栄養改善の取組の推進を図るため、各専門職との連携を推進します。

推進施策 2-2 認知症施策の推進

具体的な施策	事業名
(1) 地域見守り支援体制の推進	①認知症サポーター養成講座 ②認知症地域見守り体制の構築 ③認知症地域支援推進員の活動
(2) 早期診断・早期対応の取組	①認知症の人と家族のみちしるべ（認知症ケアパス）の活用 の推進 ②認知症初期集中支援チームの活動の推進
(3) 認知症の人と家族への支援	①認知症カフェを活用した取組への支援 ②若年性認知症の人と家族への支援 ③認知症高齢者外出見守り事業

(1) 地域見守り支援体制の推進

認知症になっても住み慣れた地域で穏やかな生活が送れることを目指し、認知症の正しい知識を得て、できる範囲で支援活動を行うボランティアである「認知症サポーター」の養成を推進するとともに、地域ぐるみの支援体制づくりに取り組みます。

①認知症サポーター養成講座

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーターの養成数 (累計)	22,290人	24,502人	24,700人	25,000人	25,800人	26,600人

【今後の方向性】

認知症サポーター数を増やすだけでなく、養成された認知症サポーターが認知症高齢者等にやさしい地域づくりを意識し、様々な場面で活躍できるように支援していきます。

また、特に認知症の人と地域で関わる人が多いことが想定される小売業・金融機関、公共機関等の企業や人格形成の重要な時期である子ども・学生が認知症に関する理解を深め、適切な対応ができるよう養成講座を拡大していきます。

②認知症地域見守り体制の構築

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

警察署と連携して行方不明になるおそれのある方の事前登録を実施するほか、見守りシールを配布し、地域の方々の声かけ、見守りのきっかけづくりとすることにより、地域の見守り体制の構築を図ります。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事前登録者数（延べ人数）	—	—	10人	30人	40人	50人

【今後の方向性】

認知症の人やその家族が安心して暮らすためには、地域によるさりげない見守り体制が重要です。今後広域的な連携や地域ネットワークの構築を含め、認知症の人が安全に外出できるよう地域での見守り体制を整備していきます。体制がより充実していくように、地域の実情に応じた取組を推進していきます。

③認知症地域支援推進員の活動

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

「認知症地域支援推進員」を平成28年度に市内の全地域包括支援センターに配置しました。「認知症地域支援推進員」は認知症の人ができる限り住み慣れた地域の良い環境で、自分らしく暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて、医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関等をつなぐ連携の支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。

【今後の方向性】

認知症初期集中支援チームや認知症サポート医との連携を強化するほか、認知症カフェ等への相談支援を継続していきます。医療・介護等が有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への支援を効果的に行うことを目指します。

(2) 早期診断・早期対応の取組

高齢者の認知症リスクの軽減や進行の抑制に向けて、認知症の早期診断・早期対応の体制づくりに取り組めます。

①認知症の人と家族のみちしるべ（認知症ケアパス）の活用の推進 【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

「認知症ケアパス」は、発症予防から人生の最終段階まで、生活機能障害の進行状況に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかを示したものです。認知症の人の容態に合わせた適切なサービスの提供の流れと、社会資源の情報を市民に提示し、その普及と活用に努めます。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症に関する相談窓口を知っている高齢者の割合	—	19.2%	—	—	25%	—

【今後の方向性】

認知症の容態に応じた適切なサービス提供の流れに沿って、支援の目標を設定し、認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の間で共有され、サービスが切れ目なく提供されるように認知症ケアパスの活用を推進していきます。

②認知症初期集中支援チームの活動の推進

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント・家族支援等の初期の支援を包括的、集中的（概ね6か月）に行い、自立生活のサポートを行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療・介護サービスにつながった者の割合	—	—	40%	45%	50%	55%

【今後の方向性】

今後は医療・介護サービスの利用を本人が希望しない等により社会から孤立している状態にある人への対応も含め、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組を強化していきます。また、認知症の疑いのある人に早期に関わりをもつことを目指すとともに、チームの活動を通して明らかとなった各地域の課題を検討するなど、地域の実情に応じた取組につなげていきます。

(3) 認知症の人と家族への支援

地域で生活する認知症の人と家族を支援します。そのために、相談や交流の場をつくり、認知症の人と家族の心身のケアを行います。

①認知症カフェを活用した取組への支援

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である「認知症カフェ」の取組を支援していきます。

【今後の方向性】

地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員とともに、企画・調整に携わり、地域の人が認知症を理解する場にするとともに、認知症の方本人の社会参加・居場所づくり等を進めるために「認知症カフェ」の活用を検討していきます。また、「認知症カフェ」が継続して運営できるようカフェの紹介やPRの実施、新規開設や運営に関する相談受付等を引き続き実施していきます。

②若年性認知症の人と家族への支援

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

若年性認知症の人と家族の情報交換や交流の場を提供するために「若年性認知症の人と家族のつどい」を定期的を開催します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
つどいへの参加者数 (延べ人数)	141人	139人	100人	130人	135人	140人

【今後の方向性】

若年性認知症は初期症状が認知症特有のものではなく、周囲が気づきにくいため、改めて若年性認知症に関する知識の普及啓発を進め、早期診断・早期対応につなげていきます。また、「若年性認知症の人と家族のつどい」の紹介やPRを継続して行うとともに、社会参加・居場所づくりを進めるために「認知症カフェ」を活用した取組への支援と併せて検討していきます。

③認知症高齢者外出見守り事業

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

行方不明になるおそれがある認知症の人を介護している家族等に、位置情報検索端末(GPS)を貸与し、早期発見、事故防止を図ります。

【今後の方向性】

今後も、行方不明になるおそれがある認知症の人の増加が見込まれることから、認知症の人やその家族が安心して生活できる環境の整備を図る必要があります。行方不明を未然に防ぐ地域の見守り体制づくりと併せて、行方不明になった際に本人の居場所を早期に正確に特定できる対策として、引き続き実施し、家族を支援していきます。

推進施策 2-3 保健・医療の充実

具体的な施策	事業名
(1) 保健サービスの充実	① 特定健康診査・特定保健指導事業 ② 後期高齢者の健康診査 ③ 健康教育事業（健康増進、疾病予防） ④ 健康教育事業（生活習慣病予防、フレイル予防） ⑤ 健康相談事業（健康相談、栄養相談、個別相談） ⑥ 健康相談（心身の健康に関する個別相談） ⑦ がん検診推進事業 ⑧ 8020推進事業 ⑨ 糖尿病性腎症等重症化予防訪問指導事業 ⑩ 高齢者を対象とする定期予防接種事業
(2) 地域医療体制の充実	① 病院・診療所連携の充実 ② 救急医療体制の充実 ③ かかりつけ医をもつことの啓発

(1) 保健サービスの充実

市民の健康の保持・増進に向け、保健サービスの提供・利用促進に努めます。

① 特定健康診査・特定保健指導事業

【担当：国保年金課】

【事業概要】

生活習慣病の発症と重症化を防ぎ、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図るため、40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象に特定健診を行います。健診結果から、生活習慣病の発症リスクが高い人に特定保健指導を行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健診受診率	35.2%	35.0%	31.5%	35%	38%	40%

【今後の方向性】

特定健診の継続受診者を増やし、自ら健康管理ができる高齢者の増加を目指します。発症リスクが高い人に行う特定保健指導では、対象者に寄り添った対応により、利用者の増加を図ります。

②後期高齢者の健康診査

【担当：国保年金課】

【事業概要】

後期高齢者医療被保険者の生活習慣病の重症化や要介護状態を予防し、健康の保持増進を図るため健康診査を実施します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康診査受診率	25.2%	25.7%	26.3%	28.5%	28.5%	28.5%

【今後の方向性】

被保険者のより一層の健康意識向上につながるよう、広報紙等を通じて受診を促していきます。

③健康教育事業（健康増進、疾病予防）

【担当：健康政策課】

【事業概要】

心身の健康増進や疾病予防のため、正しい知識の普及と啓発を行い、市民の健康の保持増進を図ります。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康教育開催回数	—	—	13回	25回	25回	25回

【今後の方向性】

糖尿病予防講座と運動講座を、継続実施していきます。

④健康教育事業（生活習慣病予防、フレイル予防）

【担当：地域保健課】

【事業概要】

生活習慣病予防・フレイル予防のために、健康ふじ21計画の各分野に関する教育を地域・職域で実施します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康教育開催回数	—	—	100回	130回	150回	170回

【今後の方向性】

健康寿命の延伸のため、生活習慣病発症及び重症化予防、フレイル予防について働きかけていく必要があります。各地区の健康問題解決に向けて、地区ごとに即した内容を重点として健康教育を実施します。

⑤健康相談事業（健康相談、栄養相談、個別相談）

【担当：健康政策課】

【事業概要】

保健師・管理栄養士による生活習慣病など病気に関する健康相談や栄養相談、こころの健康に関する臨床心理士による個別相談などを行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康相談の実施人数	—	—	200人	2,600人	2,600人	2,600人

【今後の方向性】

市民栄養相談・市民健康相談は、医療機関治療中の者に対しては、主治医からの情報提供により実施しており、今後も継続実施していきます。

また、国保特定健診の集団健診会場などにおいて個別相談を行います。

⑥健康相談（心身の健康に関する個別相談）

【担当：地域保健課】

【事業概要】

市民の生涯を通じた健康的な生活を支援するため、心身の健康に関する個別相談を行います。また、生活習慣病等の発症・重症化予防のための健康相談や栄養相談、骨密度・体組成測定に併せての健康相談等を行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康相談 開催回数	—	—	180回	200回	220回	240回

【今後の方向性】

健康づくりの支援のため、今後も継続して健康相談を実施していきます。市民の利便性を考慮し、地区まちづくりセンター等に出向いての健康相談など、相談機会を増やしていきます。

⑦がん検診推進事業

【担当：健康政策課】

【事業概要】

死亡原因第1位であるがんの早期発見と早期治療により、健康寿命の延伸を図るため、各種がん検診を実施します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大腸がん検診受診率 (40～69歳)	—	—	4%	5%	6%	7%

【今後の方向性】

「がん検診等受診券」の定着を図るとともに、活用を促進します。

がん検診に無関心な人を受診につなげるため、ナッジ理論を活用した効果的な再勧奨通知の送付を計画的に実施します。

また、各種保険者の被扶養者特定健診（集団健診）におけるがん検診の同時実施や、複数のがん検診を同時に受けられる会場型検診の実施に向けて検討し、市民にとって受けやすい検診体制の整備を進めます。

⑧8020推進事業

【担当：健康政策課】

【事業概要】

歯の正しい手入れと定期検診により、80歳で20本の歯を維持する「8020」を推進します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診率	3.1%	3.0%	2.1%	3.0%	3.0%	3.0%

【今後の方向性】

受診者数が年々減少傾向にあり、受診者の5割以上が65歳以上という実績を踏まえ、若年層に受診を呼びかけつつ、市民が気軽に参加できる検診体制のあり方について、個別検診も方向性の一つとして有識者や市民の意見を広く聞き、検討を進めます。

⑨糖尿病性腎症等重症化予防訪問指導事業

【担当：健康政策課】

【事業概要】

富士市国保特定健診の結果に、受診勧奨値を含む被保険者に対して、糖尿病性腎症などを原因とする慢性腎臓病の早期発見と重症化疾患（脳血管疾患、虚血性心疾患）を予防するため受診勧奨を訪問で行います。

また、主治医の指示に基づく生活習慣改善に関する保健指導を訪問で行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問者数	—	—	230人	230人	230人	230人

【今後の方向性】

医療機関等との連携を強化し、受診勧奨と保健指導を継続実施していきます。

平成28年度より本格実施してきた中で、既に後期高齢者に移行した対象者もあり、これらの対象者の事後フォローや、後期高齢者健康診査の事後指導を含めた事業展開について検討します。

⑩高齢者を対象とする定期予防接種事業

【担当：健康政策課】

【事業概要】

予防接種法に基づき、定期的な予防接種を行い、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
インフルエンザワクチン接種者数	32,350人	34,310人	34,000人	34,000人	34,000人	34,000人
高齢者肺炎球菌ワクチン接種者数	5,256人	2,501人	1,600人	2,500人	2,500人	2,500人

【今後の方向性】

当該年度65歳となる高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種の対象者に個別通知を送付し、接種勧奨をしていきます。

(2) 地域医療体制の充実

高齢者の健康を支える基盤として、市内の医療機関の体制強化、高齢者と医療機関の結びつきの強化を推進します。そのために、中央病院と市内診療所との連携の充実、かかりつけ医をもつことについて推奨を行います。

①病院・診療所連携の充実

【担当：中央病院地域医療連携センター】

【事業概要】

地域の医療機関との連携を深め、限られた医療資源を有効活用することにより地域医療の充実を図ります。急性期医療を担う地域の基幹病院として診療所等との役割を分担し、病診連携の一層の推進を図ります。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中央病院紹介率	72.6%	76.6%	75.0%	75%	75%	75%
中央病院逆紹介率	60.7%	74.7%	70.0%	60%	65%	65%

【今後の方向性】

高度医療機器の共同利用の促進と、紹介率・逆紹介率のさらなる向上を図り、地域医療連携の強化を促進することにより、安心して適切な医療を提供できるように努めます。

②救急医療体制の充実

【担当：保健医療課】

【事業概要】

富士市救急医療センターにおいて内科、小児科及び外科は毎夜間及び土日、祝休日、年末年始の救急対応をします。

また、産婦人科、眼科、耳鼻科は当番制で救急対応をします。

さらに、歯科は歯科医師会館にて、日・祝休日及び年末年始の昼間の救急対応をします。

【今後の方向性】

今後、高齢者の増加とともに高齢の患者が増加することが想定されるため、高齢者が受診しやすい環境づくりに配慮します。また、急病以外での受診も見受けられるため、高齢者及びその家族に対し、かかりつけ医受診による健康管理、適切な生活習慣、家庭での服薬管理等を通じて、急病化を防ぐための事前の対策を周知、啓発していきます。

③かかりつけ医をもつことの啓発

【担当：高齢者支援課・保健医療課・健康政策課・国保年金課・介護保険課】

【事業概要】

身近な「かかりつけ医」をもつことで、毎年の健康診査の受診と受診後の健康管理を行い、疾病予防と重症化防止が図られます。

病院・診療所で実施可能な健康診査について周知するとともに、定期的な受診勧奨と「かかりつけ医」をもつことの啓発を行っていきます。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
65歳以上の人のかかりつけ医をもつ割合	—	80.7%	—	—	88%	—

【今後の方向性】

日頃の健康管理や医療資源の適正配置、効率的活用の観点からも「かかりつけ医」、「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬局(薬剤師)」を持つことが重要であるため、今後も引き続き啓発を行っていきます。

また、市の窓口においては、介護保険の相談や要介護認定の新規申請の機会を捉え、申請者やその家族に「かかりつけ医」をもつことの必要性を説明していきます。

推進施策 2-4 介護人材の確保及び資質の向上

具体的な施策	事業名
(1) 研修の充実	①介護従事者新任職員研修 ②介護支援専門員研修
(2) 助成制度の普及・拡大	①介護職員初任者研修受講費補助金

(1) 研修の充実

高齢者の増加に伴い、今後より多くの介護や生活支援の担い手が必要になります。また、介護保険事業所における介護職員の安定した雇用や、法に基づく福利厚生制度、スキルアップに取り組むことのできる環境づくりへの支援が必要です。そのため、現在実施している事業者向けの各研修を継続していくとともに、職場環境の改善のための取組について、関係者の意見を取り入れながら検討していきます。

①介護従事者新任職員研修

【担当：介護保険課】

【事業概要】

介護サービスの質の向上を図るため、主に中小事業所の新任職員を対象とした、基本的な介護技術や医療知識等についての研修を行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
研修参加者数（延べ人数）	216人	170人	180人	200人	200人	200人

【今後の方向性】

要介護高齢者の増加に対応するために必要な介護従事者を確保するとともに、サービスの質を確保していく必要があります。知識や技術を身につけることにより職員の定着が図られることから、今後も研修内容を精査し、継続して実施していきます。

②介護支援専門員研修

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

ケア介護支援専門員が、適切なケアプランを作成するための力をつけ、利用者の適切なサービスの利用を促進できるよう、マネジメント技法の習得や利用者の自立支援を促すためのアセスメント（課題の把握）の手法とコミュニケーション技術を学ぶための研修会を行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護支援専門員研修回数	14回	16回	12回	15回	15回	15回

【今後の方向性】

介護保険制度にとって、介護保険サービスの多様化や利用者の権利意識の高まりにより要望が多様化し、介護保険サービスの適正な利用が求められていることから、介護支援専門員は、介護保険制度の理解やフォーマル・インフォーマルに関わらず、アセスメントの上、その利用者に適した支援ができるよう資質向上に努めていきます。

(2) 助成制度の普及・拡大

高齢者に質の高いサービスを提供し、自立した生活を支援していくために、介護人材の確保を目指し、必要な助成制度の整備を進めていきます。

①介護職員初任者研修受講費補助金

【担当：介護保険課】

【事業概要】

介護職員の確保・定着を図るため、介護職員としての経験が浅い人を対象として、介護職員初任者研修の受講費用を助成します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助金交付決定者数	5人	7人	5人	15人	15人	15人

【今後の方向性】

高齢者人口の増加に伴う介護サービスの需要増加に対し、担い手となる現役世代の減少が進む中、必要な介護職員が確保できず、介護職員の不足が見込まれます。本事業により介護職員の確保及び定着を図ります。また、利用者の増加を図るため、周知方法を工夫します。

推進施策 2-5 介護保険施設の計画的整備

具体的な施策	事業名
(1) 地域密着型サービスの整備 推進	① 介護保険サービスの基盤整備
(2) サービスの質の向上に向けた 取組	① 富士市地域密着型サービス運営協議会の開催 ② 地域に密着した事業所運営の推進

(1) 地域密着型サービスの整備推進

高齢者や認知症高齢者の増加等に対応するため、介護保険サービスの提供体制を充実させていく必要があります。介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域密着型サービスを重点的に整備していきます。

① 介護保険サービスの基盤整備

【担当：介護保険課】

【事業概要】

要介護者等が地域で生活するための環境整備を、日常生活圏域単位を基本として、その地域のニーズにあったサービスが提供できるよう、地域密着型サービス事業所等を計画的に整備していきます。

【今後の方向性】

地域医療構想との整合性を図りつつ、退院後に医療処置や介護サービスを必要とする要介護者等がスムーズに在宅復帰ができ、その後も安定した在宅生活を送ることができるよう、訪問介護や訪問看護等の居宅サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスのさらなる充実を図ります。また、「介護離職ゼロ」の実現に向けて必要な基盤整備を進めます。

(2)サービスの質の向上に向けた取組

地域密着型サービスが、地域包括ケアを推進するサービスとなるよう、関係機関や地域住民の評価を受け、地域に開かれたサービスとなることでサービスの質の向上を図ります。

①富士市地域密着型サービス運営協議会の開催

【担当：介護保険課】

【事業概要】

地域密着型サービス事業者の適正な事業運営の確保及びサービスの質の向上を図るため、被保険者代表・介護保険サービス事業者・有識者からなる運営協議会を開催し、委員からの意見の反映や知見の活用を行います。

【今後の方向性】

指定または指定の更新を受ける地域密着型サービス事業に対して、地域密着型サービス運営協議会の意見を適切に反映させるために、協議会の意見を事業者に通知し、反映した結果の報告を求めています。

②地域に密着した事業所運営の推進

【担当：介護保険課】

【事業概要】

地域密着型サービス事業者が指定基準に定められた運営推進会議を開催し、地域住民の意見を聴いたり、防災訓練や地域行事等に積極的に参加したりすることにより、地域住民との連携・協力の推進を図ります。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
運営推進会議の実施事業所数	114事業所	115事業所	115事業所	115事業所	116事業所	116事業所

【今後の方向性】

地域住民との連携・協力の関係を継続していくために、事業者に対して指定基準に定められた回数以上の運営推進会議の開催を促していきます。また、運営推進会議や実地指導の際に、地域住民との連携・協力が図られている事業者の事例の紹介等を行っていきます。

基本目標3 生活支援サービスの充実

推進施策3-1 地域包括支援センターの機能強化

具体的な施策	事業名
(1) 地域ケア会議の充実	① 地域ケア会議
(2) 職員の配置	① 地域包括支援センター職員の配置
(3) 地域包括支援センター運営協議会の開催	① 地域包括支援センター運営協議会
(4) 高齢者地域支援窓口の増設	① 高齢者地域支援窓口の設置

高齢者が、地域で尊厳をもってその人らしく生活できるための支援を強化するため、地域包括支援センターの機能の強化を図るとともに、地域包括支援センター運営協議会で定期的に事業の点検・評価を行い、効果的な運営を確保します。

また、日常生活圏域に小学校区を活動単位とする小圏域を設定し、相談窓口のない小圏域に高齢者地域支援窓口の増設を図っていきます。

図表5-1 富士市地域包括支援センター一覧

日常生活圏域	管轄区域	地域包括支援センター名称
吉原東部	須津、浮島、元吉原	富士市東部地域包括支援センター
吉原中部	神戸、富士見台、原田、吉永、吉永北	富士市吉原中部地域包括支援センター
吉原北部	大淵、青葉台、広見	富士市北部地域包括支援センター
鷹岡	鷹岡、天間、丘	富士市鷹岡地域包括支援センター
吉原西部	今泉、吉原、伝法	富士市吉原西部地域包括支援センター
富士北部	岩松、岩松北、富士駅北、富士北	富士市富士北部地域包括支援センター
富士南部	富士駅南、富士南、田子浦	富士市富士南部地域包括支援センター
富士川	富士川、松野	富士市富士川地域包括支援センター
富士市全域		富士市高齢者地域包括支援センター (富士市高齢者支援課)

図表5-2 富士市高齢者地域支援窓口一覧

管轄地区	高齢者地域支援窓口名称
元吉原	在宅介護支援センターはまかぜ
青葉台・原田	鑑石園高齢者地域支援窓口
大淵	ヒューマンライフ富士在宅介護支援センター
丘	ヴィラージュ富士高齢者地域支援窓口
今泉	わだの里高齢者地域支援窓口
岩松・岩松北	在宅介護支援センター岩本園
富士駅南	在宅介護支援センターかじま
富士南	在宅介護支援センターききょう
田子浦	アルクそてつ高齢者地域支援窓口
松野	在宅介護支援センターシャローム富士川

(1) 地域ケア会議の充実

専門多職種の協働のもと、「個別課題の解決」、「地域ネットワークの構築」、「地域課題の発見」、「地域づくり、資源開発」、「政策の形成」の5つの機能を推進し、高齢者の自立を支援するための具体的な地域課題やニーズを、行政施策や社会基盤整備につなげていきます。

① 地域ケア会議

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

個別ケースの検討を積み重ねる中で、地域ネットワークの構築と地域課題の抽出を図り、地域課題に対して、地域づくりや資源開発・政策形成を行います。ケア会議において、地域に不足している資源やサービス、連携が不十分な職種や機関、深刻化が予測される地域の課題等を明らかにしていき、これらの課題を地域住民や専門職等の関係者で共有し、地域包括ケアシステム構築し、地域課題の解消に向けて検討します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	71回	59回	45回	64回	90回	98回

【今後の方向性】

地域ケア会議の中で、今後は地域課題を共有し、目標設定に向けた取組が必要です。

各地域包括支援センターで出された地域課題をとりまとめ、市全域の課題として政策化できるように、生活支援体制整備事業との連携に努めていきます。

また、各地域包括支援センターが実施した個別ケア会議で挙げられた課題の中で共通することや、より専門的な職種からの見解が必要な場合には、市主催の地域ケア会議として実施していきます。

総合事業で実施している「訪問型サービスC」事業において、自立に向けた訪問指導をしています。この事業の実施状況を基に、専門職とのワーキング会議を立ち上げ、他市町の状況も参考にして、サービス利用者の自立に向けた「自立支援会議」開催に向けた準備を進めていきます。

(2) 職員の配置

地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターには、今後も一層の機能の充実が求められてくるため、業務量や業務内容に応じた適切な人員配置を図っていきます。

① 地域包括支援センター職員の配置

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

業務内容が拡大している地域包括支援センターが地域の中でより有機的に機能するよう、地域包括支援センターの取組を評価し、適切な人員配置を図ります。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域包括支援センター職員数	45人	45人	47人	47人	47人	48人

【今後の方向性】

地域包括支援センターには、多種多様な相談に迅速な対応をすることが期待されていますが、昨今過大な負荷となっている業務内容を見直すとともに、地域包括ケアシステムの実現に向けて地域の最前線に立つ中核的な機関として業務量に応じた適正な人員配置に努めます。

(3) 地域包括支援センター運営協議会の開催

地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会を開催します。

① 地域包括支援センター運営協議会

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

地域包括ケアシステムの中心となる地域包括支援センターが公平性・中立性の確保をしながら、円滑・適切に運営されるよう、地域包括支援センター運営協議会を実施します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国の示す機能強化のための市町村評価指標の達成率	—	—	—	84%	85%	86%

【今後の方向性】

地域包括支援センターの効果的で安定した運営を行うため運営協議会による点検・評価を実施していきます。

(4) 高齢者地域支援窓口の増設

地域包括支援センターが行う総合相談業務の一部を担い、身近な所で在宅の高齢者からの相談を受け、必要な援助につなげる高齢者地域支援窓口を増設します。

① 高齢者地域支援窓口の設置

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

現在、地域包括支援センターや高齢者地域支援窓口が配置されていない小圏域に、高齢者地域支援窓口を順次設置していきます。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者地域支援窓口設置数	7か所	9か所	10か所	13か所	15か所	17か所

【今後の方向性】

高齢者人口の増加に伴い、支援を必要とする高齢者はますます増えていくことから、地域包括支援センターや高齢者地域支援窓口が設置されていない地区に順次増設していきます。また、地区の人口規模や高齢者数等を加味しながら、窓口の設置という形にとらわれずに、高齢者やその家族が相談を受けられるような体制を整えていきます。

推進施策 3-2 在宅高齢者への支援

具体的な施策	事業名
(1)日常生活支援	①安否確認事業 ア. さわやかコール イ. 高齢者みまもりサービス ウ. 災害・緊急支援情報キット ②生活支援事業 ア. 大型ごみ等戸別収集事業 イ. 富士市軽度生活援助事業 ウ. 「食」の自立支援事業 エ. 富士市生きがいデイサービス事業
(2)家族介護者支援	①家族介護者への支援 ア. 介護用品支給事業（紙おむつ支給） イ. 家族介護者交流事業 ②「富士市在宅介護者家族の会」の支援
(3)高齢者の見守り支援体制の充実	①民生委員児童委員の支援 ②富士市地域高齢者等見守り支援ネットワーク事業

(1)日常生活支援

住み慣れた地域で生活が継続できるよう、高齢者の安否確認・在宅生活を支援する事業を行います。

①安否確認事業

ア. さわやかコール

【担当：社会福祉協議会】

【事業概要】

民生委員児童委員が見守りを必要と判断した概ね65歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、乳酸菌飲料を届けながら声かけ、見守りをを行います。いつもと様子が違うなどの異変を感じた際は、民生委員児童委員の協力のもと安否確認を行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用者数	467人	464人	468人	470人	475人	480人

【今後の方向性】

利用者の現状にあった利用回数等の調整を進めるとともに、必要性の高い対象者の利用を促進します。

イ. 高齢者みまもりサービス

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

一人暮らし高齢者等に火災・ガス漏れ報知器、通報用ペンダントからなるセキュリティシステムを貸与し、看護師等専門職を配置した24時間365日の相談対応、緊急対応を行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	560人	533人	530人	530人	530人	530人

【今後の方向性】

在宅高齢者の日常生活の安全と緊急事態への対応を図るため、継続して実施します。

ウ. 災害・緊急支援情報キット

【担当：福祉総務課】

【事業概要】

個々の医療情報や緊急連絡先等の情報を記載する「災害・緊急支援情報キット」の配布を通して、地域で見守りを必要とする高齢者がいる世帯を把握し、日頃からの見守り活動につなげます。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
災害支援キット町内会等説明回数	4回	3回	4回	5回	5回	5回

【今後の方向性】

引き続き「広報ふじ」、イベント等で災害・緊急支援情報キットについて周知・啓発を進めていくほか、各地区の町内会（区）等に理解・協力を求め、さらなる普及を進めていくことで、地域住民が主体となった要配慮者の支援体制の充実を図っていきます。

②生活支援事業

ア. 大型ごみ等戸別収集事業

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

在宅の一人暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に、集積所への排出が困難である大型ごみ等の戸別収集を行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	79人	72人	70人	70人	70人	70人

【今後の方向性】

今後も、申請方法や条件について適切な説明を行い、関係者の理解を求めつつ、支援を必要としている人にサービスを継続して提供していきます。

イ. 富士市軽度生活援助事業

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

在宅の一人暮らし高齢者への軽易な日常生活上の援助を行うことにより、自立した生活の継続を可能とし、要介護状態への進行を防止します。

訪問介護では対応できない家周りの手入れ、簡易な大工仕事、家屋内の整理整頓等の単発軽度作業をシルバー人材センターの会員が行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	539人	554人	500人	500人	500人	500人

【今後の方向性】

今後も、生活を送る上での必要最低限の軽作業について、シルバー人材センターと協力しながら利用者の要望に応じていきます。

ウ. 「食」の自立支援事業

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

食事の支度が困難な高齢者に、栄養バランスのとれた昼食または夕食を事業者が自宅まで配達します。あわせて、利用者の安否確認を行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	652人	762人	780人	800人	800人	800人

【今後の方向性】

従来通り食事の支度や栄養管理ができない一人暮らしの高齢者（または高齢者世帯）の不安を解消し、配達時に安否確認を行うことで、安心もお届けします。

エ. 富士市生きがいデイサービス事業

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

要支援・要介護認定等を受けていない、家に閉じこもりがちな人を対象に、通所により日常生活動作の訓練や趣味活動、レクリエーション活動等を行い、自立の支援や社会的孤独感の解消、介護予防に対する意識の向上を図ります。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	17,754人	15,554人	10,000人	13,000人	13,000人	13,000人

【今後の方向性】

今後も、介護予防基本チェックリストの対象とならない元気な高齢者にとって、地域における定期的な通いの場としての役割が果たされるよう事業を継続していきます。

(2) 家族介護者支援

高齢者を介護している家族介護者の負担を軽減するために、家族介護者への支援を行います。

① 家族介護者への支援

ア. 介護用品支給事業（紙おむつ支給）

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

在宅の寝たきり高齢者等に対し、紙おむつを支給することにより、高齢者の健全で安らかな生活の確保と健康の保持増進、及び介護をしている家族の負担の軽減を図ります。

※令和3年度から保健福祉事業にて実施します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1,362人	1,435人	1,300人	1,400人	1,400人	1,400人

【今後の方向性】

在宅高齢者数の増加が予測されますが、これまで通り適正な品質のものを円滑に対象者に支給していきます。

イ. 家族介護者交流事業

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

在宅において寝たきり高齢者や認知症高齢者を介護している家族を対象に、介護者同士の交流等を通して一時的に介護から開放し、心身の元気回復（リフレッシュ）を図ります。

【今後の方向性】

家族介護者が積極的に交流を行うことができる場を提供するため、引き続き事業を実施します。

② 「富士市在宅介護者家族の会」の支援

【担当：社会福祉協議会】

【事業概要】

在宅で家族を介護している人を対象に、介護者同士が懇談できる場の提供やリフレッシュすることができる事業を提供します。

【今後の方向性】

介護経験者の体験を聞いたり、介護経験者が相談を受けたりする取組を展開します。また、男性会員が少ないため、男性も気軽に参加できるような活動内容を検討していきます。

(3) 高齢者の見守り支援体制の充実

地域で生活する高齢者を見守り支援するため、地域で活動する人材の育成や、地域で活動する各種団体との協力体制の構築に努めます。

① 民生委員児童委員の支援

【担当：福祉総務課】

【事業概要】

民生委員児童委員の活動を支援し、地域のニーズを把握していくことで、きめ細かな福祉活動を推進します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
研修会の開催回数	8回	8回	8回	8回	8回	8回
部会の開催数	21回	19回	10回	20回	20回	20回

【今後の方向性】

民生委員児童委員の職務範囲の拡大、職務内容の複雑化に対応するため、県主催研修や部会活動への参加、活動しやすい環境づくりに向けた支援を継続していきます。また、民生委員児童委員のなり手不足に対応するため、地区町内会及び関係機関とより緊密に連携を図っていきます。

② 富士市地域高齢者等見守り支援ネットワーク事業

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

新聞配達や郵便配達等、高齢者宅を訪問する機会が多い民間事業者と市が協定を締結し、事業者が業務中に訪問する高齢者等を主対象に異変がないかを気にとめていただき、異変時は関係機関に通報や連絡をしてもらいます。

【今後の方向性】

18 団体・事業者と協定を締結しており、今後も安定した見守り体制を維持していきます。

推進施策 3-3 人権の尊重と支援

具体的な施策	事業名
(1) 高齢者虐待の防止	① 高齢者虐待防止相談事業 ② 高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営委員会の開催 ③ 高齢者虐待防止普及啓発事業
(2) 成年後見制度の普及・利用支援、利用促進	① 成年後見制度相談事業 ② 成年後見制度利用支援事業（市長申立て） ③ 成年後見制度普及事業 ④ 安定的な市民後見人名簿登録者数の確保と市民後見人への支援
(3) 日常生活自立支援事業	① 日常生活自立支援事業

(1) 高齢者虐待の防止

高齢者の尊厳を保持し、生命・財産等を守るために、市民への虐待防止の啓発を行い、市民や介護支援専門員からの情報による高齢者虐待の早期発見につなげるとともに、法律・医療・介護・福祉等の専門職と行政職員で構成する高齢者・障害者虐待防止ネットワークを運営し、虐待発生時に迅速・適切に対応します。

また、養護者の介護負担を軽減する施策の実施により、虐待の未然防止を図ります。

① 高齢者虐待防止相談事業

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

住民や警察、介護支援専門員等からの通報・届出や相談を受け、虐待の早期発見と高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づいた適切な支援を行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
虐待通報・届出・相談件数	97件	124件	125件	103件	106件	109件

【今後の方向性】

一般市民からの虐待通報が徐々に増えてきている中で、通報先機関である地域包括支援センターや高齢者支援課の周知を強化していく必要があります。虐待防止講演会やその他の研修会を通して周知することで、「虐待かもしれない」という時点で、通報・届出、相談につながるように努めていきます。

②高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営委員会の開催 【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

高齢者・障害者虐待防止のためのネットワークが的確に運用され、虐待防止、早期発見・早期対応が図られるよう、会議を年2回開催し、情報交換、事例検討、連携体制の確保・評価等を行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回

【今後の方向性】

複雑化、多様化する虐待事案に迅速、適切に対応できるよう、連携体制の強化を図ります。

③高齢者虐待防止普及啓発事業 【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

虐待防止について正しく理解し、その予防と早期発見、早期対応、再発防止について学ぶ機会を設け、関係者や市民に啓発を行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回

【今後の方向性】

複雑化する高齢者虐待に対応するために、市民向けの講演会と介護施設従事者向けの研修会を毎年一回ずつ開催することにより、高齢者虐待に対する知識及び理解を深め、考える機会を設けます。

(2) 成年後見制度の普及・利用支援、利用促進

介護保険サービス等の利用や財産の管理等について自ら判断ができない高齢者を対象に、成年後見制度の利用促進を図るための相談や支援の充実を図ります。

また、専門職後見人だけでなく、市民後見を推進するために、市民後見活動の普及啓発、養成研修の実施、市民後見人の活動支援を行います。

① 成年後見制度相談事業

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

地域包括支援センター、行政窓口でも相談に応じ、利用が必要な人には、利用支援を行うほか、成年後見支援センターにつなげます。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度相談数	299件	300件	300件	305件	310件	315件

【今後の方向性】

年々相談ケースが複雑化してきているため、富士市成年後見支援センターを中心に行政、地域包括支援センターの連携を強化し、必要に応じて、複数機関での支援を行っていきます。

② 成年後見制度利用支援事業（市長申立て）

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

親族による申立てが期待できず、行政が対応を取らなければ、本人の福祉を図ることができない人に対し、市長が申立てを行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市長申立て件数	13件	13件	14件	14件	15件	16件

【今後の方向性】

介護支援専門員や病院、施設などの多機関からの情報により、成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者を把握し、適切に市長申立てを行っていきます。

③成年後見制度普及事業

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

成年後見制度事業の内容について理解し、正しい活用方法を知るための講演会を開催します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講演会の開催数	1回	1回	—	1回	1回	1回

【今後の方向性】

今後、認知症高齢者数の増加により、成年後見制度の利用が必要な人が増えると見込まれることから、より制度の普及啓発が必要になってくるため、年1回の市民向け講演会を継続し、パンフレット等による普及啓発を図っていきます。

④安定的な市民後見人名簿登録者数の確保と市民後見人への支援

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

令和4年度からの成年後見制度利用促進計画実施に伴い、今後一層成年後見制度の利用者数は増えることが見込まれます。これからの成年後見制度は単なる財産管理だけでなく、被後見人の思いに寄り添った身上監護の必要性が高まるため、市民目線で地域生活を支えることのできる市民後見人への期待も高まってきます。今後需要が高まる市民後見人の安定的な名簿登録者数を維持し、これから選任され、少しずつ増えてくる市民後見人が安全に安心した後見活動ができる仕組みづくりが必要となります。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市民後見人名簿登録者数	28人	35人	28人	25人	22人	19人

【今後の方向性】

今後需要が高まる市民後見人の安定的な名簿登録者数を維持するとともに、これから選任され、少しずつ増えてくる市民後見人が安全に安心した後見活動ができるよう、仕組みづくりに努めていきます。

(3) 日常生活自立支援事業

認知症等により判断能力が十分でない高齢者が自立して地域生活が行えるよう、福祉サービスの手続支援、金銭管理等を行います。

①日常生活自立支援事業 【担当：社会福祉協議会、富士市成年後見支援センター】**【事業概要】**

判断能力に不安のある人の福祉サービスの手続きの援助や日常の金銭管理を行い、安心して地域生活を営めるように支援します。福祉サービスの利用援助、日常的な生活費のお届け、医療費等の支払い、貴重品の預かりなどを実施します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
契約件数	15件	13件	13件	14件	15件	16件

【今後の方向性】

高齢者の増加とともに利用相談件数も増加することが想定されることから、複雑化する相談内容への対応を関係機関と共に強化していきます。

また、利用相談が年々増加しているため、効率的な運営方法について検討していきます。

基本目標 4 介護給付の適正化

推進施策 4-1 介護給付適正化計画の推進

正確な調査や判定に必要な固有の情報を適切に調査票に記載するための研修を実施し、調査の平準化を図っていきます。

また、住宅改修や福祉用具購入・貸与の点検において、書面審査だけでなく、訪問により適切な利用状況や自立支援への効果等の確認を進めていきます。

具体的な施策	事業名
(1) 要介護認定の適正化	①認定調査票の点検 ②介護認定審査会委員・認定調査員研修会の実施 ③要介護認定の申請から結果通知までの期間の短縮
(2) ケアマネジメントの適正化	①ケアプラン点検 ②住宅改修の点検 ③福祉用具購入・貸与の点検
(3) 介護報酬請求の適正化	①介護報酬請求の確認、点検 ②介護給付費通知の発送

(1) 要介護認定の適正化

介護を必要とする高齢者の心身の状態を適正に把握し、正確かつ公正な要介護認定の促進に努めます。

そのために、認定調査のチェック・点検による適正化、認定調査員の継続的な研修による認定基準の平準化を行います。

① 認定調査票の点検

【担当：介護保険課】

【事業概要】

介護認定審査会は、認定調査の基本調査から導き出される一次判定結果を基準とし、認定調査の特記事項と主治医意見書を基に二次判定を行います。介護認定審査会に正確な調査資料を提出するため、要介護・要支援認定申請に基づき実施した認定調査の調査票の点検を行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定調査チェック・点検実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

【今後の方向性】

高齢者人口の増加に伴い、介護認定申請者数の増加が見込まれ、さらに介護認定審査数も増加していくことが見込まれます。今後も点検者の確保、育成に努め、引き続き認定調査票の全件点検を行っていきます。

②介護認定審査会委員・認定調査員研修会の実施

【担当：介護保険課】

【事業概要】

介護認定審査会委員や認定調査員を対象に、認定調査における判断基準の適正化・平準化を図るため、研修を実施していきます。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護認定審査会委員研修回数	4回	4回	3回	4回	4回	4回
認定調査員研修回数	3回	3回	2回	3回	3回	3回

【今後の方向性】

法改正により更新申請時の要介護・要支援認定の有効期間の上限が延長され、より慎重な審査判定や有効期間の設定が必要となっています。今後も制度改正に対応するため、認定審査会委員の研修を通じて審査判定の平準化を図っていきます。

また、正確な認定調査を実施するため、直営及び市内委託の認定調査員を対象とした研修の充実を図ります。

③要介護認定の申請から結果通知までの期間の短縮

【担当：介護保険課】

【事業概要】

申請から結果通知までの平均処理期間や申請者数を毎月集計し、進捗管理を行い、期間の短縮を目指します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護認定の申請から結果通知までの平均処理期間	35.4日	34.2日	36.2日	34.5日	34.5日	34.5日

【今後の方向性】

例年、要介護認定申請数の増加等により、要介護認定申請から結果通知までの期間が長期化する課題が発生しています。申請から結果通知までの期間の短縮を図るため、主治医意見書の遅延に関し定期的に進捗状況の確認を行うなど、対策を講じていきます。

(2) ケアマネジメントの適正化

利用者の状態に対応した、介護保険事業の適正な利用の促進のために、介護給付の適正化事業を推進します。

① ケアプラン点検

【担当：介護保険課】

【事業概要】

介護支援専門員が作成したケアプランについて、対面により確認検証を行うことで介護支援専門員の気づきを促し、自立支援に資するケアマネジメントの実践に向けた支援を行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点検実施件数	15件	16件	中止	20件	20件	20件

【今後の方向性】

1事業所について概ね3年に1度、ケアプラン点検を実施し、点検を行ったケアプランの改善状況を把握することにより、点検の効果を把握していきます。

② 住宅改修の点検

【担当：介護保険課】

【事業概要】

利用者の身体状況等にそぐわない不適切または不要な住宅改修が行われることのないよう、改修工事の施工前に工事見積書等の点検を行うとともに、施工後に竣工写真等により住宅改修の施工状況等を点検します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修の点検の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

【今後の方向性】

提出書類や写真から現状がわかりにくいものについては、利用者宅を訪問して施工状況等の確認を行っていきます。また、リハビリテーション専門職等が点検を行う仕組みを設けます。

③福祉用具購入・貸与の点検

【担当：介護保険課】

【事業概要】

福祉用具利用者に対するケアプランを点検し、利用者の身体状況等にそぐわない不適切または不要な福祉用具購入や福祉用具貸与が行われていないか確認を行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉用具購入、軽度者福祉用具貸与届添付のチェック割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

【今後の方向性】

福祉用具購入や軽度者に対する福祉用具貸与についてケアプランを点検するほか、適正化システムを積極的に活用し、利用者の身体状況に応じた適切な福祉用具の利用が行われているかどうか確認していきます。また、福祉用具の貸与について、リハビリテーション専門職等が点検を行う仕組みを設けます。

(3) 介護報酬請求の適正化

介護保険制度の信頼性の向上のために、静岡県国民健康保険団体連合会（国保連合会）のデータを活用した介護報酬適正化事業、介護保険サービスの利用者を対象にした介護給付費通知書の送付を行います。

①介護報酬請求の確認、点検

【担当：介護保険課】

【事業概要】

適正化システムによる縦覧点検や医療情報との突合情報を基に、介護サービス事業者に請求内容を確認することで介護報酬の請求誤り等を早期に発見し、給付の適正化を図ります。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療情報との突合、縦覧点検	100%	100%	100%	100%	100%	100%

【今後の方向性】

引き続き国保連合会に委託して点検を行うほか、費用対効果が見込まれる有効性が高い帳票を中心に積極的に点検を行うことで、介護サービス事業者の適切な報酬算定につなげていきます。

②介護給付費通知の発送

【担当：介護保険課】

【事業概要】

介護保険サービスの利用者や事業者に対し、適切なサービスの利用と提供について普及啓発するため、利用者に対して、事業者からの介護報酬の請求及び給付状況等を年2回通知します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付明細発送回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回

【今後の方向性】

介護給付費通知を送付し、介護保険サービス利用者が受けているサービスについて改めて確認することで、適正なサービス利用・報酬請求を促進します。

介護給付費通知の送付の際に、通知内容を理解しやすくするための工夫を行っていきます。

推進施策 4-2 介護保険サービスの環境整備

具体的な施策	事業名
(1) 指導監督に関する取組	① 介護保険サービス事業者の指導 ア. 集団指導 イ. 実地指導・監査
(2) ケアの質の向上に向けた取組への支援	① 介護サービス相談員の派遣 ② 相談・苦情対応体制の充実

(1) 指導監督に関する取組

介護保険事業者のケアの質の向上に向けた取組の支援及び介護報酬請求の適正化を図るため、講習形式で事業者を指導する集団指導、育成・支援の視点を重視した運営指導及び報酬請求指導を行う実地指導、指定基準違反や不正請求等の是正改善指導を行う監査を実施します。

① 介護保険サービス事業者の指導

ア. 集団指導

【担当：介護保険課】

【事業概要】

事業者支援を基本として、制度運用の適正化を図るとともに、ケアの質の向上を目指し、制度主旨の理解や適正な請求事務、指定基準や関連法令の周知等、必要な指導の内容に応じて、事業者を一定の場所に集めた講習形式で指導を行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所集団指導開催数	5回	4回	4回	4回	4回	4回

【今後の方向性】

今後も類似するサービスごとに分け開催し、内容も実地指導で指摘の多かった事項の分析を行うとともに注意喚起を図るなど、介護保険制度の理解やサービスの質の向上に資するよう効率的・効果的に実施していきます。

イ. 実地指導・監査

【担当：介護保険課】

【事業概要】

介護サービスの質の確保と向上及び介護報酬請求の適正化を図るため、実地指導については、実際に事業所へ赴き、マニュアルを活用しながら、事業者の育成・支援の視点を重視した運営指導及び報酬請求指導を行うことを主眼とし、監査においては、寄せられた情報や実地指導時に確認した情報を踏まえ、著しい指定基準違反等が確認された場合に、帳簿書類の提出や職員への聴取、実地検査等を行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実地指導件数	63件	88件	49件	71件	82件	58件

【今後の方向性】

これまでの指導を継続しながら、引き続き計画的に実地指導を行い、サービスの確保と利用者の保護に努めるとともに「介護保険施設等に対する実地指導の標準化、効率化等の運用指針」等を基に実地指導の標準化、効率化及び指導時の文書削減を図ることで事業者の事務負担に配慮していきます。

(2) ケアの質の向上に向けた取組への支援

介護保険事業者のケアの質の向上に向けた取組を支援するため、介護相談員の派遣先を広げていくほか、介護保険サービスの相談・苦情対応体制を整備していきます。

① 介護サービス相談員の派遣

【担当：介護保険課】

【事業概要】

本市で養成した介護サービス相談員を市内の介護サービス事業所に派遣することで、介護サービスの質の向上を図ります。介護サービス相談員は利用者等の不満、要望等を事業者に伝えることで、利用者 と事業者の橋渡し役を務めます。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
派遣事業所数	25事業所	25事業所	26事業所	25事業所	25事業所	25事業所

【今後の方向性】

利用者の視点を大切にし、幅広い知識や相談対応能力を習得するため、研修等に参加して介護サービス相談員のスキルアップを図ります。

また、訪問先として、サービス付き高齢者向け住宅なども対象とし、市全体の介護サービスの質の向上・適正化の推進を目指します。

② 相談・苦情対応体制の充実

【担当：介護保険課】

【事業概要】

事業所数の増加や利用者の権利意識の高まりにより、相談・苦情件数が増加傾向にあり、内容も多様化しているため、的確な問題等の把握や適切な事業者指導を行うことができる担当者の育成に努めるとともに、相談・苦情内容に応じて他の相談機関に適切につながる体制を整備します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対応件数／苦情相談件数	—	—	—	100%	100%	100%

【今後の方向性】

利用者の権利意識の多様化により、制度開始時には想定していなかったり、介護保険関係法令以外の相談・苦情に対して、的確かつ迅速に他の相談機関へつなぐことができる体制づくりや社会福祉士等の専門職の配置に努めていきます。

推進施策4-3 情報提供の充実

具体的な施策	事業名
(1)市民への情報提供	①介護保険・高齢者福祉のパンフレット作成 ②市政いきいき講座等の開催
(2)介護サービス情報の公表	①介護保険課ウェブサイトの充実 ②情報公表システムの周知

(1)市民への情報提供

高齢者やその家族が良好な生活を送れるよう、パンフレットや広報紙等での情報提供を充実させ、介護保険制度や福祉施策の理解促進に努めます。

①介護保険・高齢者福祉のパンフレット作成 【担当：介護保険課・高齢者支援課】

【事業概要】

高齢者行政に係る「いきいき高齢者ガイド」や介護保険制度をわかりやすく伝えるパンフレットを作成します。「いきいき高齢者ガイド」については65歳到達者全員に送付します。

情報がわかりやすく伝わるよう、随時内容の見直しや配布方法の工夫を行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「いきいき高齢者ガイド」 配布冊数	12,500冊	11,800冊	11,800冊	11,500冊	11,500冊	11,500冊
介護保険制度パンフレット 配布部数	5,000部	5,000部	5,000部	5,000部	5,000部	5,000部
介護サービスリーフレット 配布部数	2,000部	1,500部	2,000部	1,500部	1,500部	1,500部

【今後の方向性】

支援を必要とする高齢者及び支援を行う人が、速やかに必要な情報を入手し、活用することができるよう、情報提供の方法について検討を行い、制度等の趣旨普及をより効果的に進めるための工夫を行っていきます。

②市政いきいき講座等の開催

【担当：介護保険課・高齢者支援課】

【事業概要】

希望者を対象に市政いきいき講座等を開催します。直接、市職員が出向き、介護保険制度、介護予防、包括支援ケア等についての理解を深めるための情報を提供していきます。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市政いきいき講座の開催数	31回	7回	2回	10回	10回	10回

【今後の方向性】

より多くの人に情報を提供していくために、講座の開催を働きかけていきます。また、関係各課と連携し、高齢者の関心の高い内容を組み合わせた講座の開催についても検討していきます。

(2)介護サービス情報の公表

介護保険制度は、利用者の選択を基本としているため、利用者が介護サービスを選択できるよう情報の公開に努めます。

①介護保険課ウェブサイトの充実

【担当：介護保険課】

【事業概要】

主に市内の入所施設について、利用状況や空室状況等の情報を、毎月更新して市ウェブサイトに掲載します。その他、介護保険制度や各種研修の情報等、介護保険に関する情報について市ウェブサイトで情報提供を行います。

【今後の方向性】

インターネットを主な情報収集媒体とする高齢者が増加することが見込まれるため、よりニーズの高い情報の把握に努め、掲載情報の充実を図ります。

②情報公表システムの周知

【担当：介護保険課】

【事業概要】

厚生労働省が運用している「介護サービス情報公表システム」は、全国の介護サービス事業所のサービス内容等の情報を、インターネットで検索・閲覧できるシステムです。

「サービス」や「介護サービス事業所」の選択に役立てることができるため、要介護・要支援認定の結果通知の際等に、当該システムの周知を図っていきます。

【今後の方向性】

高齢者にとって有益な情報と考えられる地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービス等の情報について、情報公表システムのさらなる活用を検討し、その情報公表に努めていきます。

基本目標5 暮らしやすいまちづくり

推進施策5-1 住居・生活環境の整備

具体的な施策	事業名
(1) 高齢者が安心して生活できる住宅の整備	① 高齢者向け住宅相談 ② 多世代同居・近居の促進 ③ 高齢者等に対応した市営住宅の供給
(2) 高齢者等が外出しやすい環境の整備	① 公共交通ネットワークの構築 ② 道路の段差解消・歩道新設・バリアフリー化 ③ 特定公園施設のバリアフリー化 ④ 富士市外出支援サービス

(1) 高齢者が安心して生活できる住宅の整備

高齢化の進行に伴い、高齢者が社会の一員として、いつまでも元気でいきいきと暮らすことのできる社会づくりが求められています。高齢者が安全・安心に暮らせるよう、市営住宅の設備等の整備や住宅の改修や住み替えなどへの支援を進めます。

① 高齢者向け住宅相談

【担当：住宅政策課】

【事業概要】

現在居住している住宅のバリアフリー化等の住宅改善のほか、住み替え相談、持ち家の賃貸、売買の相談及び相続等総合的な相談業務を行い、高齢者に配慮した住宅の供給及び健全な住宅の維持管理を促します。

【今後の方向性】

本市においても全国的な傾向と同様に高齢化が進行しており、特に高齢者のみの世帯の増加が顕著となっています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者の住まいの確保や住環境の向上を図っていきます。

② 多世代同居・近居の促進

【担当：住宅政策課】

【事業概要】

世代間の助け合いにより高齢者の安全・安心な暮らしが確保されるよう、高齢者とその子ども世帯との同居・近居を促進します。

【今後の方向性】

多世代での同居・近居を行うための住環境の整備を支援していきます。

③高齢者等に対応した市営住宅の供給

【担当：住宅政策課】

【事業概要】

既存の市営住宅を高齢者に配慮したバリアフリー化住宅に改修していく団地再生事業を進めるとともに、入退去改修時に手すり等の設備を設置するなど、高齢者の住環境改善を進めます。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市営住宅のバリアフリー化率	52.9%	53.8%	54.7%	56.0%	56.9%	57.8%

【今後の方向性】

高齢者や障害者など住宅確保要配慮者に対するセーフティネットとしての機能を確保するため、増加している高齢者世帯等のニーズに対応した市営住宅を供給するよう、設備改善や間取り変更、バリアフリー化等を推進し、居住性の向上を図るなど、市営住宅再編計画の中で総合的な改善事業を進めます。

(2) 高齢者等が外出しやすい環境の整備

高齢者が安心して外出できるよう、公共交通や都市基盤の整備を推進します。そのために、高齢者の外出支援のための交通体系の確立、移送支援の充実、道路、公園等のバリアフリー化を推進します。

①公共交通ネットワークの構築

【担当：都市計画課】

【事業概要】

鉄道、路線バス、コミュニティ交通、タクシーなど様々な交通モードについて、「適切な役割分担」、「適材適所の配置と組み合わせ」という基本的な考え方にに基づき、地域の実情に応じた多様な公共交通サービスを官民が一体となって、持続可能な公共交通ネットワークを構築します。

また、既存の交通モードのほか、交通と福祉の分野を横断的に連携した新たなサービスの構築も併せて推進します。

【今後の方向性】

バランスのとれた都市交通体系を実現するため、富士市地域公共交通計画に基づき取り組んでいきます。

②道路の段差解消・歩道新設・バリアフリー化

【担当：道路整備課】

【事業概要】

段差のある既存歩道等については段差解消の改良を行うとともに、道路移動等円滑化基準に沿った歩道等を設置し、快適で安全・安心な歩行空間の整備を実施します。

【今後の方向性】

富士市総合計画と整合性を図りながら、歩道等の改良や新設を継続的に進めていきます。

③特定公園施設のバリアフリー化

【担当：みどりの課】

【事業概要】

都市公園は、誰でも利用できる公共施設であることから、年齢、性別、障害の有無等に関わらず、全ての人が円滑に利用することができるように整備する必要があります。

特定公園施設であるトイレの新設及び改修の際には、ユニバーサルデザインに配慮した利用しやすい施設となるように整備を進めます。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ユニバーサルデザインに配慮したトイレの設置数	4か所	1か所	0か所	1か所	1か所	1か所

【今後の方向性】

今後は健康増進を目的として、高齢者による公園の利用頻度が高くなることが予想されることから、老朽化した特定公園施設の改修を積極的に進めていき、利用者が安心して利用できる施設となるように努めていきます。

④富士市外出支援サービス

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

65歳以上で要介護4または5の認定を受けており、バスや通常のタクシー等の交通機関を利用することが困難な在宅高齢者に対し、自宅と医療機関・公共施設の間、または医療機関と医療機関の間の移送用車両の料金を助成します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	261人	265人	260人	260人	260人	260人

【今後の方向性】

引き続き、移動が困難な在宅高齢者への支援策として継続していきます。

推進施策5-2 安心して暮らせる環境の整備

具体的な施策	事業名
(1)防災・防火対策の推進	①災害時の受け入れ施設の確保 ②住宅防火診断 ③住宅用火災警報器の設置促進 ④家具固定推進事業
(2)防犯対策の推進	①高齢者・障害者に対する出前消費者啓発講座
(3)交通安全対策の推進	①交通安全教育
(4)緊急時における連携体制の強化	①緊急時情報カード等普及啓発事業

(1)防災・防火対策の推進

①災害時の受け入れ施設の確保

【担当：福祉総務課】

【事業概要】

災害発生時や緊急時の高齢者等の要配慮者を受け入れる施設として、福祉施設等と協定を締結し避難所の確保に努めます。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
緊急入所協定締結施設数	32施設	35施設	35施設	37施設	37施設	37施設
福祉避難所協定締結施設数	8施設	8施設	8施設	10施設	10施設	10施設

【今後の方向性】

新たな福祉施設等の整備がある際は、必要に応じて協定を締結していきます。

また、高齢者等要配慮者の避難所としての協力・連携のあり方について介護保険事業者等と協議を継続し、より実効性の高い、官民協働の協力体制を検討していきます。

②住宅防火診断

【担当：予防課】

【事業概要】

消防職員が民生委員とともに一人暮らし高齢者住宅を訪問して、個別に住宅防火診断を行うことで、火災安全性を確保するとともに防火意識の向上を図り、火災による一人暮らし高齢者の被害の軽減、防止を図ります。さらに、一人暮らし高齢者住宅の状況をあらかじめ消防機関が把握することで、有効な消防活動につなげます。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅防火診断受診率	50%	49%	49.6%	60%	61%	62%

【今後の方向性】

一人暮らし高齢者の住宅防火診断を継続的に実施し、併せて火災予防に関する情報提供、指導を行い、さらに一人暮らし高齢者の防火意識の向上を図ります。

③住宅用火災警報器の設置促進

【担当：予防課】

【事業概要】

建物火災による被害の多くは高齢者であり、その被害を軽減するため、一人暮らし高齢者を対象に消防職員が、住宅火災に有効な住宅用火災警報器の設置の促進と作動点検、維持管理及び機器の交換時期について周知し指導していきます。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅用火災警報器の設置促進設置率	78%	75.2%	74.3%	85%	86%	87%

【今後の方向性】

住宅用火災警報器設置の義務化後10年を経過し、設置率については横ばい状態であるため、住宅用火災警報器の設置等の一層の普及促進を図るとともに、高齢者に困難と思われる機器の設置や点検について、高齢者が理解、利用しやすい指導・支援方法を検討します。

④家具固定推進事業

【担当：防災危機管理課】

【事業概要】

地震発生時における家屋内の家具等の転倒による高齢者及び障害者等の被害を軽減するため、家具固定器具の取付けを行います。（令和元年度から事業開始。）

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決定件数	—	59件	40件	50件	50件	50件

【今後の方向性】

引き続き、対象となる家庭に対し、家具固定器具の取付けを行います。

(2)防犯対策の推進

①高齢者・障害者に対する出前消費者啓発講座

【担当：市民安全課】

【事業概要】

高齢者・障害者の不安につけこんだ悪質商法等による被害を未然に防止するため、高齢者・障害者本人、高齢者・障害者を見守る方それぞれを対象とした消費者啓発講座を実施します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者・障害者本人に対する啓発講座の実施回数	—	22回	20回	20回	20回	20回
高齢者・障害者を見守る方への啓発講座実施回数	11回	8回	10回	10回	10回	10回

【今後の方向性】

令和元年度から始まっている第2次富士市消費者教育推進計画に沿った取組を推進するとともに、富士市消費者安全確保地域協議会を設置し、高齢者・障害者を見守る方々とのより一層の連携を図ります。

(3) 交通安全対策の推進

①交通安全教育

【担当：市民安全課】

【事業概要】

主に、以下の取組を行います。

- ・警察や交通安全協会等の各団体との協働による交通安全教室の実施
- ・運転免許返納者に対する運転経歴証明書取得に係る費用の助成
- ・運転免許返納者に対する公共交通共通回数券の交付

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
運転経歴証明書補助申請者数	986人	1,283人	1,000人	1,050人	1,100人	1,150人

【今後の方向性】

令和2年度より、公共交通回数券の交付期間を1年間から5年間に拡充しています。今後、事業の周知を広く図ることで、運転免許返納者を右肩上がりに推移させ、高齢運転者の交通事故防止につなげていきます。

(4) 緊急時における連携体制の強化

①緊急時情報カード等普及啓発事業

【担当：警防課】

【事業概要】

高齢者世帯及び一人暮らし世帯等の増加に伴い、緊急時に消防機関及び医療機関が必要とする傷病者の既往歴、かかりつけ医療機関、服用薬または家族等に関する正確な情報が得られないことから、收容先医療機関の選定に時間を要し、その受け入れが円滑に運ばないことがあります。

本事業は、迅速かつ的確な救急業務に活用するため、介護保険事業者等に緊急時に必要とされる情報を記載した緊急時情報カード等を配布しその活用を普及啓発する事業となります。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入所者緊急時連絡カード配布先施設数	130施設	124施設	200施設	124施設	124施設	124施設

【今後の方向性】

緊急時情報カード等の活用を普及啓発するため、地域包括支援センターをはじめ介護保険事業者等を対象に事業の周知を図ります。

推進施策5-3 緊急事態時の対応体制の整備

具体的な施策	事業名
(1)緊急事態時の対応体制の整備	①緊急事態に備える介護事業所等の施設改修補助 ②避難確保計画の作成支援 ③介護事業所等の感染症対策の推進

(1)緊急事態時の対応体制の整備

近年、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の流行、または、大規模災害等により地域での生活が困難になる場面が増えています。

これらの緊急事態に対応できるよう、現状把握や関係機関との情報共有、緊急事態の発生が見込まれるとき、または、発生したときの体制の整備として、非常災害に関する具体的計画の策定や定期的な避難、救出等の訓練の実施が必要です。

市や関係機関、市民が随時考え、行動しながら、絶え間なく整備・改善に向けて取り組みます。

①緊急事態に備える介護事業所等の施設改修補助

【担当：介護保険課】

【事業概要】

地震や水害から施設利用者等を守るため、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、介護事業所の施設改修費用を助成します。

【今後の方向性】

施設利用者等の安心・安全を確保するために建物の耐震化改修や非常用自家発電設備の設置、また水害対策として垂直避難用エレベーターなどの整備を行う介護事業所に改修費用を助成します。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための多床室の個室化改修や感染が疑われる者が発生した場合に備えて簡易陰圧装置や換気設備を設置する介護事業所に改修費用を助成します。

②避難確保計画の作成支援 【担当：介護保険課】

【事業概要】

水防法及び土砂災害防止法により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成が義務化されていることから、介護事業所の計画作成を支援します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護事業所の避難確保計画作成率	—	—	88%	100%	100%	100%

【今後の方向性】

水害や土砂災害発生時に介護事業所利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、市内の浸水想定区域や土砂災害警戒区域内において避難確保計画が未策定である介護事業所に対し、計画の策定を働きかけ、支援を行います。

今後は水害や土砂災害以外の災害の発生の際にも必要な対策が取れるよう、非常災害に関する具体的計画の策定についても支援していきます。

③介護事業所等の感染症対策の推進 【担当：介護保険課】

【事業概要】

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などに対して、介護事業所等が適切に対応して、必要な介護サービスを継続して行えるよう情報提供その他必要な支援を行います。

【今後の方向性】

国や県から発出される感染症対策に関する情報を収集し、介護事業所等へ情報提供を行います。

また、マスク等の个人防护具を市が備蓄し、感染者が発生した場合に事業者からの要請に応じて必要数を配布します。

推進施策5-4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

地域包括ケアシステムは、高齢期におけるケアが念頭に置かれていますが、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方は、障害者の地域生活への移行や、困難を抱える子どもや子育て家庭に対する支援等にも応用することが可能な概念です。

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備は、地域包括ケアシステムの「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を障害者や子ども等への支援にも広げたものです。

また、地域包括ケアシステムの実現に向けた取組においては、サービス提供者と利用者とは「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めてきています。地域共生社会は、この考え方を発展させ、障害者、児童、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを目指すものです。

これまで、高齢者施策における「地域包括ケアシステム」の構築のほか、各制度においても、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを推進してきました。今後とも、地域包括ケアシステムを着実に進めつつ、これまでの課題を改善しながら、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」の充実を目指して、関係各課との連携や取組を進めていきます。

基本目標6 地域資源の活性化

推進施策6-1 生活支援体制整備の推進

具体的な施策	事業名
(1)住民主体の支え合い活動の仕組みづくり	①第1層協議体会議の開催 ②コーディネーター連絡会の開催
(2)住民主体の支え合い活動の推進	①住民主体の支え合い活動の普及啓発事業 ②住民主体の支え合い活動の担い手の育成

(1)住民主体の支え合い活動の仕組みづくり

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、医療や介護サービスのみならず、日常生活を維持するための支援が必要です。多様な日常生活のニーズに対応するために、地域でのきめ細かな支援やお互いに支え合う活動の整備を推進していきます。

また、高齢者のニーズと地域資源のマッチング、新たな資源の創出等に取り組む生活支援コーディネーターと、コーディネーターとともに新たな資源の創出について協議する協議体を設置します。コーディネーター及び協議体は、市全体の課題等について検討する第1層と、地域の課題について検討する第2層を小圏域に設置します。

①第1層協議体会議の開催

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

人口減少、高齢者の増加に伴う課題に対し、自助・互助といった住民主体の支え合い活動を地域ごとに展開し、それに伴う市域レベルの課題を解決することで、市全体の将来像を描いていくために、第1層協議体会議を開催し、市域レベルの課題を整理し、課題の解決に向けた協議を行います。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	3回	3回	3回	3回	3回	3回

【今後の方向性】

第2層協議体から上がってくる地域課題は今後増加するとみられることから、市民からの目線で支え合いによる解決策や、既存の資源の活用といった部分を話し合い、最終的に市への施策提言等ができるよう、今後も事例による研修や他市事例の方法などの収集・検討の場として運営していきます。

②コーディネーター連絡会の開催

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

住民主体の支え合い活動が地域ごとに展開されるよう、必要となる仕組みづくりや地域ごとのニーズを把握し、そのニーズ等に対する支援策を明確にしていくために、第1層コーディネーターと第2層コーディネーターによる連絡会を開催し、情報の共有、課題の整理、第1層協議体会議の進め方等を協議します。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	3回	3回	3回	4回	4回	4回

【今後の方向性】

第2層協議体の活動開始により明らかになる様々な地域課題に対応できるよう、連絡会を定期的で開催するとともに、必要時に随時開催するなど、地域課題を共有し、対応できる体制の整備に努めます。

(2) 住民主体の支え合い活動の推進

住民主体の支え合い活動に対する理解を深めるため、市民を対象とした講演会等を開催します。

①住民主体の支え合い活動の普及啓発事業

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

住民主体の支え合い活動の必要性や生活支援体制整備の手法を学び、地域包括ケアシステム構築に対する理解を深め、2025年を見据えた地域づくりが展開できるよう、各地区における現状や課題を把握し、住民主体の支え合い活動の啓発を図ります。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講演会の開催回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

【今後の方向性】

住民参加型が前提の事業であることから、1人でも多くの市民に理解していただくために、今後も毎年、工夫を凝らした講演会等を開催していくことが必要です。そのため、講師選定や講演内容を工夫し、マンネリ化しないよう取組に努めます。

②住民主体の支え合い活動の担い手の育成

【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

生活支援コーディネーターと協議体を中心となり、住民主体の支え合い活動についての学習会を地域で開催し、元気な高齢者等に働きかけ、地域における支え合い活動の担い手を育成します。また、住民主体の支え合い活動が継続的に展開できるように、年代を問わない形で講座を開催したり、中学生や高校生等、これからの社会を担っていく若い世代にも普及啓発を行うなど、地域住民の理解を深めるとともに、様々な活動を『見える化』することで、住民の意識を高めていきます。

【実績・目標】

項目	実績・見込み			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般高齢者の支え合い活動への参加率	—	31.2%	—	—	35%	—

【今後の方向性】

支え合い活動については、「実は今行っている活動が、それぞれの支え合いにつながっている」ということへの気づきになるよう、今後も住民の身近な場所で、勉強会を行うよう努めていきます。また、それらの資源を『見える化』していくことで、自分たちのやる気と、「そのようなことなら自分でもできるかもしれない」という思いにつながる取組を行うことで、地域における一般高齢者の支え合い活動への参加につなげていきます。

推進施策6-2 重層的支援に向けた地域住民の体制充実

地域共生社会の実現に向けて、地域住民の協力が不可欠となります。

近年多様化・複雑化が進んでいる課題や支援ニーズに対応できるよう、実態の把握、必要な支援への接続、継続的な支援の実施、地域への参加促進など、社会福祉法における「重層的支援」の視点からの体制整備が必要となります。

そのため、市の体制整備はもちろん、地域住民の協力体制の構築、充実に向けた支援も必要となります。

今後は、地域福祉計画に基づき、本人や世帯の属性に関わらず受け止める相談支援（断らない相談支援）や、地域社会からの孤立防止、地域における多世代交流や多様な活躍の機会と役割の創出（地域づくりに向けた支援）などの推進に努めていきます。

第6章 介護保険サービス量の見込みと保険料

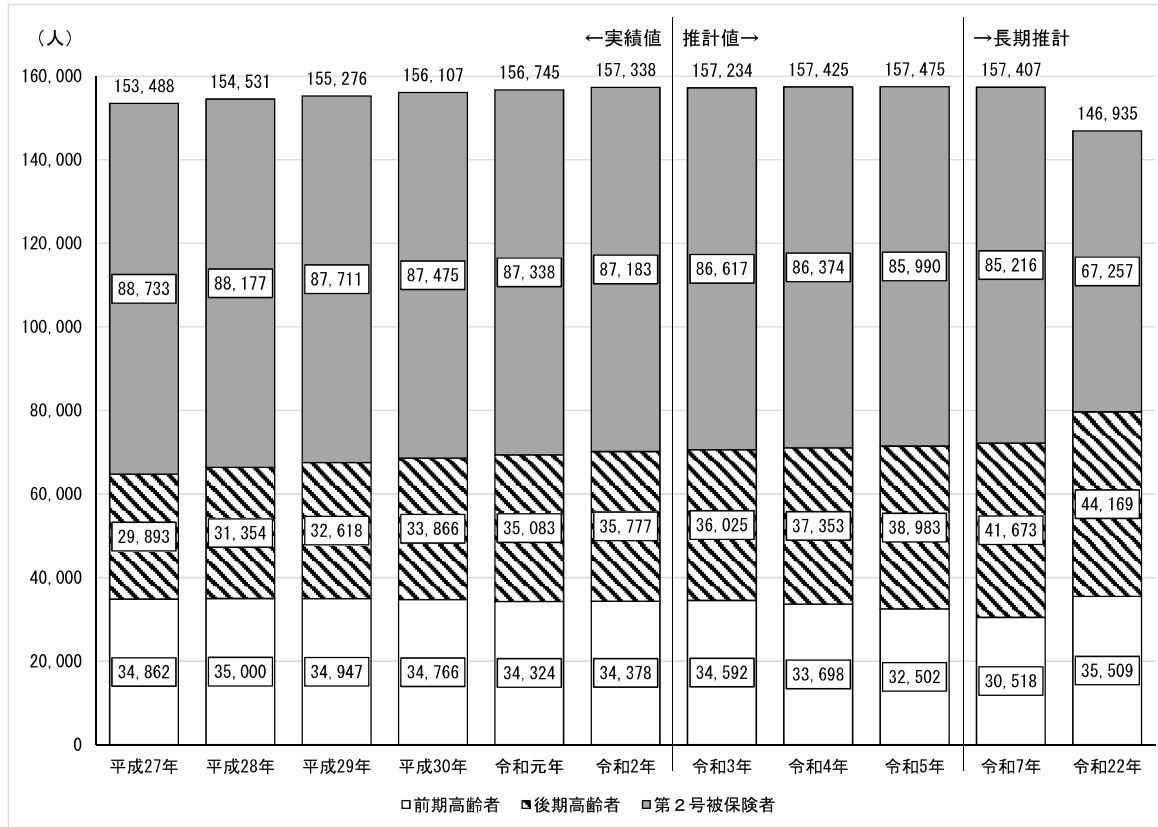
1 被保険者数・要介護認定者数の推移及び見込み

(1) 被保険者数の見込み

本市の被保険者は、平成27年以降増加傾向が続いており、本計画期間内は同様の傾向が続き、計画最終年度の令和5年度には157,475人になるとみられますが、それ以降は減少に転じ、令和22年度には146,935人となることを見込まれます。

令和元年度に後期高齢者数が前期高齢者数を上回りましたが、今後もしばらく前期高齢者数の減少、後期高齢者数の増加、第2号被保険者数の減少が続くことを見込まれます。

図表6-1 被保険者数の見込み（各年9月末現在）

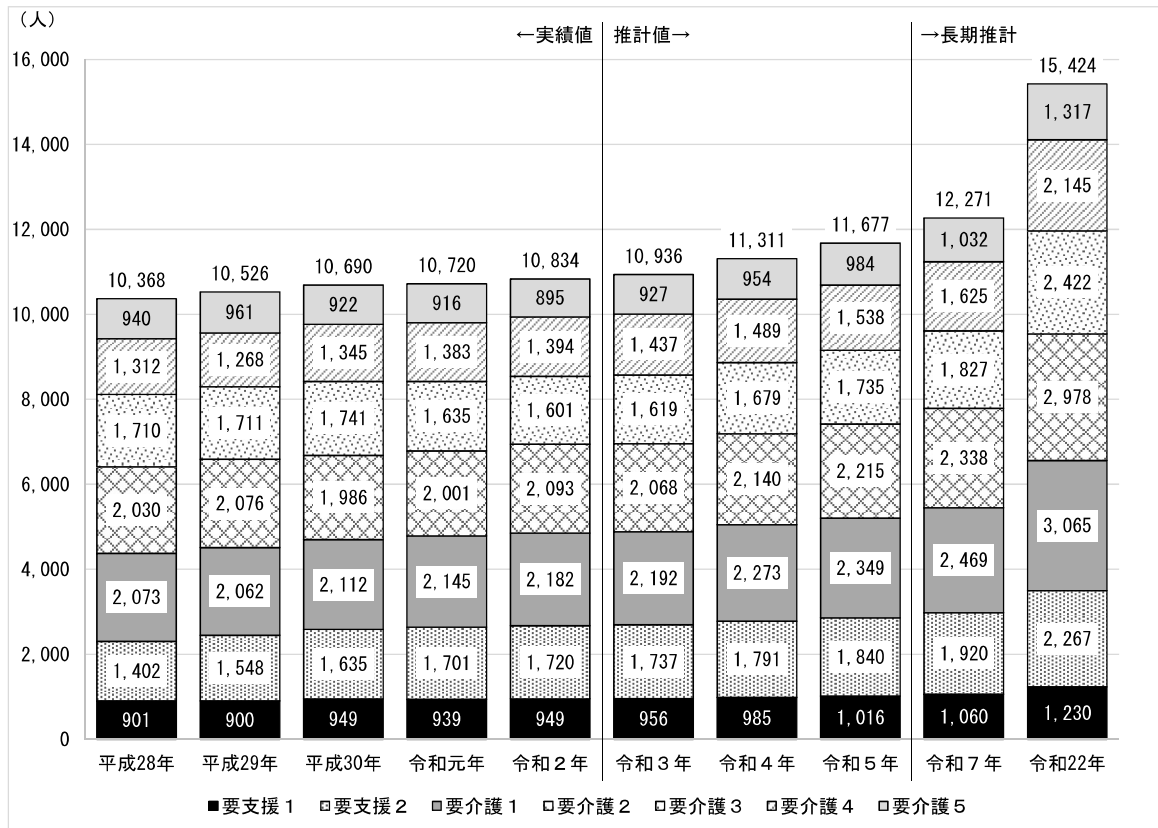


(2) 要介護認定者数の見込み

要介護認定者数（第2号被保険者を含む）は高齢者数の増加に伴い増加傾向が続くことが想定されます。

推計によると今期計画期間の最終年度である令和5年度には要介護認定者数は11,677人となり、さらに令和22年度には15,424人となることを見込まれます。

図表6-2 要介護認定者数の実績と推計（各年9月末現在）



2 介護保険給付の状況

(1) 施設・居住系サービスの利用状況

施設・居住系サービスの利用者数は、概ね横ばいか増加傾向にあります。

介護保険施設では、介護老人福祉施設において施設整備の遅れにより、利用者数は計画値を下回っています。

居住系サービスでは、認知症対応型共同生活介護において、整備数の減に伴い計画値を下回っています。

図表6-3 施設・居住系サービスの利用状況

(単位：人/月)

区分			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
介護保険施設					
介護老人福祉施設 (地域密着型含む)	計画		1,015	1,015	1,080
	実績		999	994	981
介護老人保健施設	計画		679	697	715
	実績		633	633	641
介護医療院	計画		0	0	0
	実績		0	1	2
介護療養型医療施設	計画		0	0	0
	実績		4	3	2
居住系サービス					
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	計画		280	298	314
	実績		285	289	309
地域密着型特定施設 (29人以下)	計画		77	77	77
	実績		75	76	77
特定施設 (有料老人ホーム等)	計画		433	456	465
	実績		422	433	436
合計	計画		2,484	2,543	2,651
	実績		2,418	2,429	2,448

(2) 居宅サービス利用状況（介護給付）

介護給付の居宅サービスの利用状況は、サービスによって傾向に差が見られます。

訪問介護や通所介護は大きく利用が伸びていますが、通所リハビリテーションや短期入所療養介護では減少しています。また、訪問介護や福祉用具貸与、住宅改修など一部のサービスを除いて、計画値を下回っています。

地域密着型サービスでは、看護小規模多機能型居宅介護の利用が増えています。また、施設整備の遅れなどにより、全てのサービスで計画値を下回っています。

図表6-4 居宅サービスの利用状況（介護給付）

区分	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
			計画	実績	計画
居宅サービス					
居宅介護支援	人	計画	55,632	56,124	56,868
		実績	54,372	55,375	55,560
訪問介護	回	計画	424,493	431,107	439,972
		実績	399,551	435,269	463,438
訪問入浴介護	回	計画	9,410	9,672	10,069
		実績	8,038	7,455	7,625
訪問看護	回	計画	52,259	53,198	55,020
		実績	49,662	46,317	48,229
訪問リハビリテーション	回	計画	6,802	6,941	7,351
		実績	5,364	5,580	7,901
居宅療養管理指導	人	計画	12,144	12,480	13,056
		実績	10,878	12,336	13,440
通所介護	回	計画	320,322	322,304	325,410
		実績	306,629	322,327	324,396
通所リハビリテーション	回	計画	95,602	96,162	96,950
		実績	91,824	90,962	82,690
短期入所生活介護	日	計画	69,816	70,417	71,124
		実績	68,292	75,419	72,641
短期入所療養介護	日	計画	4,490	4,547	4,613
		実績	5,307	4,170	3,625
福祉用具貸与	件	計画	38,808	39,144	39,648
		実績	38,024	39,438	40,416
特定福祉用具販売	件	計画	636	636	648
		実績	513	470	468
住宅改修	人	計画	540	540	540
		実績	582	567	492
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人	計画	192	396	600
		実績	261	292	276
夜間対応型訪問介護	人	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
地域密着型通所介護	回	計画	100,928	101,572	102,362
		実績	99,427	99,461	97,807
認知症対応型通所介護	回	計画	26,162	26,446	27,050
		実績	22,723	22,231	19,850
小規模多機能型居宅介護	人	計画	4,704	5,016	5,040
		実績	3,892	3,783	3,756
看護小規模多機能型居宅介護	人	計画	1,260	1,680	1,956
		実績	1,180	1,181	1,296

(3) 居宅サービス利用状況（予防給付）

予防給付の居宅サービスの利用状況は、介護予防通所リハビリテーションと介護予防短期入所療養介護、特定介護予防福祉用具販売などは利用が減少していますが、介護予防支援と介護予防訪問入浴介護、介護予防福祉用具貸与などは利用が増加しています。

介護予防訪問看護と介護予防訪問リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護などでは計画値を上回る実績となっていますが、介護予防訪問入浴介護と介護予防通所リハビリテーション、特定介護予防福祉用具販売などでは計画値を下回っています。

地域密着型サービスでは、概ね計画値通りの実績値となっています。

図表6-5 居宅サービスの利用状況（予防給付）

区分	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
			計画	実績	計画
居宅サービス					
介護予防支援	人	計画	13,620	14,652	15,768
		実績	14,422	15,180	16,368
介護予防訪問入浴介護	回	計画	418	522	522
		実績	88	160	336
介護予防訪問看護	回	計画	4,498	4,906	5,179
		実績	6,229	7,138	7,801
介護予防 訪問リハビリテーション	回	計画	1,249	1,366	1,583
		実績	1,209	1,988	2,428
介護予防居宅療養管理指導	人	計画	600	648	696
		実績	789	892	864
介護予防 通所リハビリテーション	人	計画	3,228	3,480	3,744
		実績	2,875	2,856	2,712
介護予防短期入所生活介護	日	計画	763	814	918
		実績	1,857	1,875	1,843
介護予防短期入所療養介護	日	計画	59	59	59
		実績	71	70	70
介護予防福祉用具貸与	件	計画	11,964	12,864	13,836
		実績	12,470	13,324	14,640
特定介護予防福祉用具販売	件	計画	408	432	468
		実績	227	216	144
介護予防住宅改修	人	計画	540	588	624
		実績	313	343	264
地域密着型サービス					
介護予防 認知症対応型通所介護	回	計画	60	60	60
		実績	52	65	50
介護予防 小規模多機能型居宅介護	人	計画	456	480	480
		実績	473	460	516

予防給付

(4) 地域密着型サービスの整備状況

地域密着型サービスの施設整備を重点的に進め、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護において、それぞれ1施設を整備しました。

図表6-6 地域密着型サービスの整備状況

(単位：か所)

区分	平成29年度末	第7期 (H30～R2年度)		令和2年度末 (見込み)
		計画	実績	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	計画	2	1
		実績	0	
認知症対応型通所介護	16	計画	1	11
		実績	0	
小規模多機能型居宅介護	20	計画	0	20
		実績	0	
認知症対応型共同生活介護	29	計画	6	30
		実績	1	
地域密着型特定施設(29人以下)	3	計画	0	3
		実績	0	
地域密着型介護老人福祉施設(29人以下)	8	計画	0	8
		実績	0	
看護小規模多機能型居宅介護	4	計画	2	5
		実績	1	

注：認知症対応型通所介護は、事業の廃止により5か所減

(5) 広域型サービスの整備状況

地域で生活する高齢者を支援するために、必要に応じて広域型サービス施設を整備します。

介護老人福祉施設は、既存施設を増築整備したため、施設数は変わりませんが、定員は増加しました。

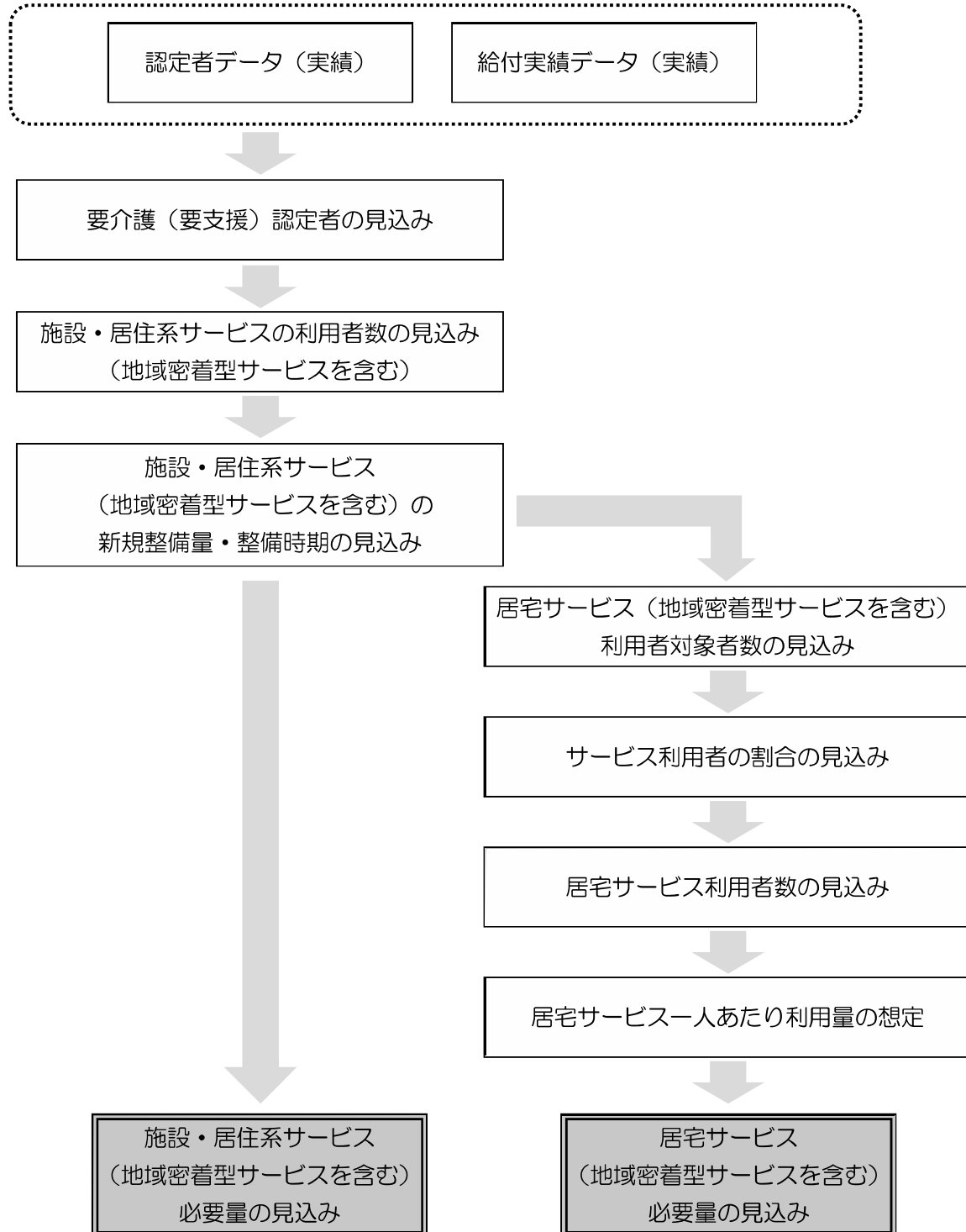
図表6-7 広域型サービスの整備状況

(単位：か所)

区分	平成29年度末	第7期 (H30～R2年度)		令和2年度末 (見込み)
		計画	実績	
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	11	計画	1	11
		実績	0	
介護老人保健施設	7	計画	0	7
		実績	0	
介護療養型医療施設	0	計画	0	0
		実績	0	
特定施設(介護付有料老人ホーム等)	8	計画	0	8
		実績	0	

3 介護保険サービスの必要量の見込み

介護保険サービス必要量の算定手順は以下のとおりです。



(1) 施設・居住系サービスの利用者数の見込み

施設・居住系サービスは、各サービスの利用状況に加え、高齢化率や認定者率の推計、施設の整備見込みや介護保険制度の改正内容等を踏まえ、利用者数を見込んでいます。

図表6-8 施設・居住系サービスの利用者数の見込み

(単位：人/月)

区分	第8期			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護保険施設					
介護老人福祉施設 (地域密着型含む)	1,049	1,056	1,064	1,155	1,505
介護老人保健施設	606	558	568	585	601
介護医療院	33	100	100	100	199
居住系サービス					
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	310	310	323	358	447
地域密着型特定施設(29人以下)	80	53	53	53	53
特定施設(有料老人ホーム等)	436	464	486	536	637
合計	2,514	2,541	2,594	2,787	3,442

(2) 広域型サービスの整備の見込み

地域で生活する高齢者を支援するため、また、家族の介護を理由とした離職の防止等を図るべく「介護離職ゼロ」を推進していくために、これまでのサービスの利用状況、認定者数、特別養護老人ホーム待機者等の推計に基づき、必要となる広域型サービスの施設整備を進めます。

図表6-9 広域型サービスの整備の見込み

(単位：か所)

区分	令和2年度末 (見込み)	第8期 (R3~R5年度)	令和5年度末 (見込み)
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	11	0	11
介護老人保健施設	7	△1	6
介護医療院	0	1	1
特定施設(介護付有料老人ホーム等)	8	1	9

(3) 地域密着型サービスの整備の見込み

地域で生活する高齢者を支援するために、これまでのサービスの利用状況、認定者数の推計に基づいて、医療ニーズ対応や24時間対応可能な地域密着型サービスの整備を推進します。

図表6-10 地域密着型サービスの整備の見込み

(単位：か所)

区分	令和2年度末 (見込み)	第8期 (R3~R5年度)	令和5年度末 (見込み)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	2
認知症対応型通所介護	11	0	11
小規模多機能型居宅介護	20	0	20
認知症対応型共同生活介護	30	4	34
地域密着型特定施設(29人以下)	3	△1	2
地域密着型介護老人福祉施設(29人以下)	8	1	9
看護小規模多機能型居宅介護	5	1	6

(4) 居宅サービス利用量の見込み（介護給付）

居宅サービスは、要介護認定者数の見込み、各サービスの利用状況、県の地域医療構想及び医療計画との整合性を踏まえ、利用者数及び利用回数等を見込んでいます。

図表6-11 居宅サービス利用量の見込み（介護給付）

区分	単位	第8期			長期推計	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅サービス						
居宅介護支援	人	57,648	59,700	61,716	65,016	83,112
訪問介護	回	484,772	502,070	518,872	546,331	706,634
訪問入浴介護	回	8,137	8,380	8,627	9,104	11,711
訪問看護	回	49,804	51,463	53,294	55,993	72,298
訪問リハビリテーション	回	6,738	6,985	7,380	7,496	9,560
居宅療養管理指導	人	13,824	14,316	14,784	15,564	20,112
通所介護	回	341,836	354,481	366,848	387,006	498,277
通所リハビリテーション	回	91,142	94,565	97,760	103,350	133,414
短期入所生活介護	日	77,862	80,485	83,195	87,764	113,424
短期入所療養介護	日	4,565	4,676	4,871	5,062	6,476
福祉用具貸与	件	41,676	43,140	44,604	46,980	60,456
特定福祉用具販売	件	504	528	552	576	732
住宅改修	人	600	636	672	684	852
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	336	336	348	384	492
夜間対応型訪問介護	人	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回	100,570	104,281	107,729	113,581	145,900
認知症対応型通所介護	回	20,250	20,386	20,531	20,947	22,913
小規模多機能型居宅介護	人	3,816	3,804	3,780	3,840	4,200
看護小規模多機能型居宅介護	人	1,368	1,404	1,452	1,524	1,932

介護給付

(5) 居宅サービス利用量の見込み（予防給付）

居宅サービスは、要支援認定者数の見込み、各サービスの利用状況、県の地域医療構想及び医療計画との整合性を踏まえ、利用者数及び利用回数等を見込んでいます。

図表6-12 居宅サービス利用量の見込み（予防給付）

区分	単位	第8期			長期推計	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅サービス						
介護予防支援	人	16,476	16,980	17,472	18,216	21,408
介護予防訪問入浴介護	回	216	216	216	276	276
介護予防訪問看護	回	7,439	7,686	7,871	8,210	9,661
介護予防訪問リハビリテーション	回	2,297	2,438	2,530	2,671	2,813
介護予防居宅療養管理指導	人	1,020	1,056	1,080	1,128	1,320
介護予防通所リハビリテーション	人	2,928	3,012	3,108	3,228	3,792
介護予防短期入所生活介護	日	1,957	2,088	2,088	2,162	2,516
介護予防短期入所療養介護	日	113	113	113	113	138
介護予防福祉用具貸与	件	13,752	14,184	14,592	15,216	17,880
特定介護予防福祉用具販売	件	228	228	252	252	300
介護予防住宅改修	人	360	372	372	396	468
地域密着型サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	回	113	113	113	113	113
介護予防小規模多機能型居宅介護	人	468	468	492	504	684

予防給付

4 介護保険サービス事業費の現状と見込み

(1) 介護保険サービス事業費

① 介護給付事業費

第8期計画期間における介護給付事業費の見込み及び長期推計は下記のとおりとなっています。

図表6-13 介護給付事業費

(単位：千円)

介護給付	実績		見込	第8期推計値			長期推計	
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
居宅サービス								
訪問介護	1,063,911	1,165,552	1,301,816	1,370,367	1,419,865	1,467,508	1,544,985	1,994,664
訪問入浴介護	96,150	88,724	92,254	99,049	102,056	105,060	110,872	142,597
訪問看護	273,676	254,182	273,255	284,744	294,322	304,777	320,140	413,174
訪問リハビリテーション	16,125	16,712	23,564	20,421	21,197	22,382	22,738	28,988
居宅療養管理指導	100,293	117,232	130,317	133,222	138,042	142,560	150,089	193,949
通所介護	2,367,935	2,491,685	2,542,215	2,673,137	2,773,305	2,870,001	3,028,014	3,910,994
通所リハビリテーション	783,651	781,874	726,655	801,454	832,048	859,894	909,036	1,177,197
短期入所生活介護	566,381	628,809	616,889	661,517	684,117	707,022	745,823	965,545
短期入所療養介護(老健)	56,564	45,171	39,518	51,275	52,570	54,619	56,865	72,902
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	499,372	523,144	542,597	560,166	579,615	599,224	631,085	816,233
特定福祉用具販売	14,731	12,812	13,305	14,114	14,797	15,392	16,092	20,415
住宅改修	47,825	48,415	37,804	47,410	50,274	52,866	53,945	66,841
特定施設入居者生活介護	813,814	825,271	839,966	850,143	907,656	949,927	1,047,264	1,246,413
地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	43,954	44,470	43,317	52,820	52,849	54,950	60,953	77,969
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	242,067	233,879	214,280	218,656	220,130	221,774	226,123	247,099
小規模多機能型居宅介護	714,082	710,153	738,441	742,604	740,955	738,807	749,664	837,172
認知症対応型共同生活介護	850,645	875,270	944,079	953,417	953,946	993,924	1,101,727	1,375,608
地域密着型特定施設入居者生活介護	158,865	167,995	182,267	185,123	122,867	122,867	122,867	122,867
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	667,115	722,310	748,394	775,676	803,237	830,884	872,223	1,134,872
看護小規模多機能型居宅介護	282,661	314,909	351,654	368,489	379,836	391,192	411,468	521,811
地域密着型通所介護	728,630	745,814	747,046	773,675	802,602	828,631	874,135	1,127,318
施設サービス								
介護老人福祉施設	2,403,204	2,422,363	2,453,983	2,724,127	2,722,049	2,722,049	2,919,686	3,803,983
介護老人保健施設	2,078,264	2,117,055	2,208,270	2,104,168	1,938,761	1,973,600	2,032,356	2,088,215
介護医療院	0	4,096	3,876	148,399	450,194	450,194	450,194	896,365
介護療養型医療施設	16,719	12,284	6,792	8,584	8,589	8,589	0	0
居宅介護支援	776,210	809,197	816,015	853,997	884,870	914,697	963,616	1,234,797
合計	15,662,844	16,179,378	16,638,569	17,476,754	17,950,749	18,403,390	19,421,960	24,517,988

②予防給付事業費

第8期計画期間における予防給付事業費の見込み及び長期推計は下記のとおりとなります。

図表6-14 予防給付事業費

(単位：千円)

予防給付	実績		見込	第8期推計値			長期推計	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防サービス								
介護予防訪問入浴介護	682	1,247	2,680	1,746	1,747	1,747	2,230	2,230
介護予防訪問看護	27,982	30,276	32,855	31,855	32,948	33,716	35,175	41,396
介護予防訪問リハビリテーション	3,592	5,827	7,081	6,738	7,156	7,428	7,842	8,256
介護予防居宅療養管理指導	7,341	8,206	8,111	9,242	9,572	9,792	10,222	11,962
介護予防通所リハビリテーション	97,341	98,006	96,471	104,391	107,505	110,838	115,172	135,563
介護予防短期入所生活介護	11,551	11,421	9,560	11,644	12,312	12,312	12,814	14,979
介護予防短期入所療養介護（老健）	567	611	611	1,132	1,132	1,132	1,132	1,343
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	73,435	81,664	93,692	88,109	90,876	93,486	97,484	114,572
特定介護予防福祉用具販売	5,258	4,965	3,306	5,523	5,523	6,104	6,104	7,267
介護予防住宅改修	27,565	30,772	20,719	28,297	29,172	29,172	31,108	36,730
介護予防特定施設入居者生活介護	62,202	72,764	75,503	76,672	80,434	84,641	93,253	110,279
地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型通所介護	468	629	509	1,078	1,078	1,078	1,078	1,078
介護予防小規模多機能型居宅介護	29,975	30,463	33,394	31,849	31,438	32,863	32,932	40,834
介護予防認知症対応型共同生活介護	3,813	0	0	0	0	0	0	0
介護予防支援	65,278	68,678	74,398	75,210	77,554	79,801	83,199	97,782
合計	417,050	445,529	458,890	473,486	488,447	504,110	529,745	624,271

(2) 標準給付費

第8期計画期間における標準給付費の見込み及び長期推計は下記のとおりとなっています。

図表6-15 標準給付費

(単位：千円)

区分	第8期推計値				長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	令和7年度	令和22年度
総給付費 (介護+介護予防給付事業費)	17,950,240	18,439,196	18,907,500	55,296,936	19,951,705	25,142,259
特定入所者介護サービス 費等給付額	371,220	341,647	352,892	1,065,759	371,703	484,252
高額介護サービス費等給 付額	375,918	382,482	394,858	1,153,258	419,094	524,549
高額医療合算介護サービ ス費等給付額	56,770	58,717	60,616	176,103	63,700	80,068
算定対象審査支払手数料	12,715	13,151	13,576	39,442	14,267	17,933
合計	18,766,863	19,235,192	19,729,443	57,731,498	20,820,469	26,249,060

5 地域支援事業の見込み

(1) 地域支援事業費

第8期計画期間における地域支援事業費の見込み及び長期推計は下記のとおりとなります。

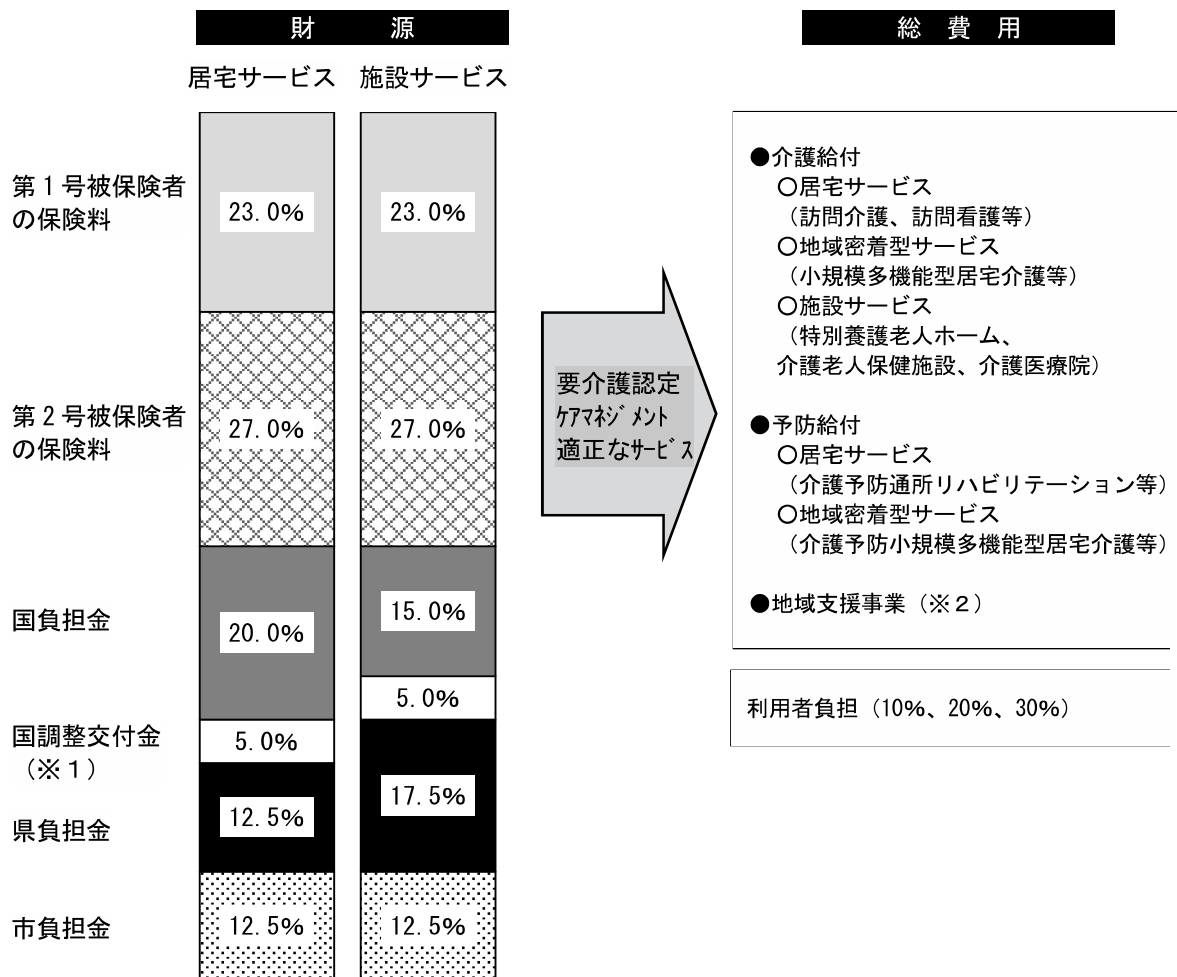
図表6-16 地域支援事業費

(単位：千円、件)

区分	第8期推計値				長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	令和7年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業	724,650	745,771	771,402	2,241,823	779,100	943,453
介護予防・日常生活支援サービス事業	709,351	730,457	756,069	2,195,877	763,760	928,113
訪問介護相当サービス	124,960 (6,429件)	128,313 (6,602件)	132,537 (6,819件)	385,810 (19,850件)	135,660 (6,980件)	162,483 (8,360件)
訪問型サービスA(健ヘル)	3,032 (156件)	3,096 (159件)	3,113 (160件)	9,241 (475件)	3,149 (162件)	3,335 (172件)
通所介護相当サービス	468,483 (16,464件)	483,072 (16,977件)	500,733 (17,598件)	1,452,288 (51,039件)	514,568 (18,084件)	630,323 (22,152件)
通所型サービスA(健デイ)	26,675 (12,847件)	27,602 (13,293件)	28,758 (13,850件)	83,035 (39,990件)	29,625 (14,268件)	36,873 (17,758件)
ケアマネジメント	65,042 (15,384件)	66,934 (15,832件)	69,149 (16,356件)	201,125 (47,572件)	70,912 (16,773件)	84,080 (19,887件)
その他の費用	21,157	21,437	21,775	64,369	21,978	23,152
一般介護予防事業	15,299	15,314	15,333	45,946	15,340	15,340
包括的支援事業及び任意事業	449,325	463,813	471,455	1,384,593	480,775	498,835
(1) 包括的支援事業	334,563	340,844	348,451	1,023,858	357,709	369,312
(2) 任意事業	114,762	122,969	123,004	360,735	123,066	129,523
介護サービス適正化事業	1,694	1,694	1,694	5,082	1,694	1,694
家族介護支援事業	1,538	1,538	1,538	4,614	1,538	1,538
その他事業	111,530	119,737	119,772	351,039	119,834	126,291
特定包括的支援事業	52,136	52,260	52,380	156,776	52,500	52,500
在宅医療・介護連携推進事業	695	695	695	2,085	695	695
生活支援体制整備事業	35,175	35,175	35,175	105,525	35,175	35,175
認知症初期集中支援事業	2,465	2,465	2,465	7,395	2,465	2,465
認知症地域支援・ケア向上事業	13,795	13,795	13,795	41,385	13,795	13,795
地域包括ケア推進事業	6	130	250	386	370	370
合計	1,226,111	1,261,844	1,295,237	3,783,192	1,312,375	1,494,788

6 第8期介護保険料について

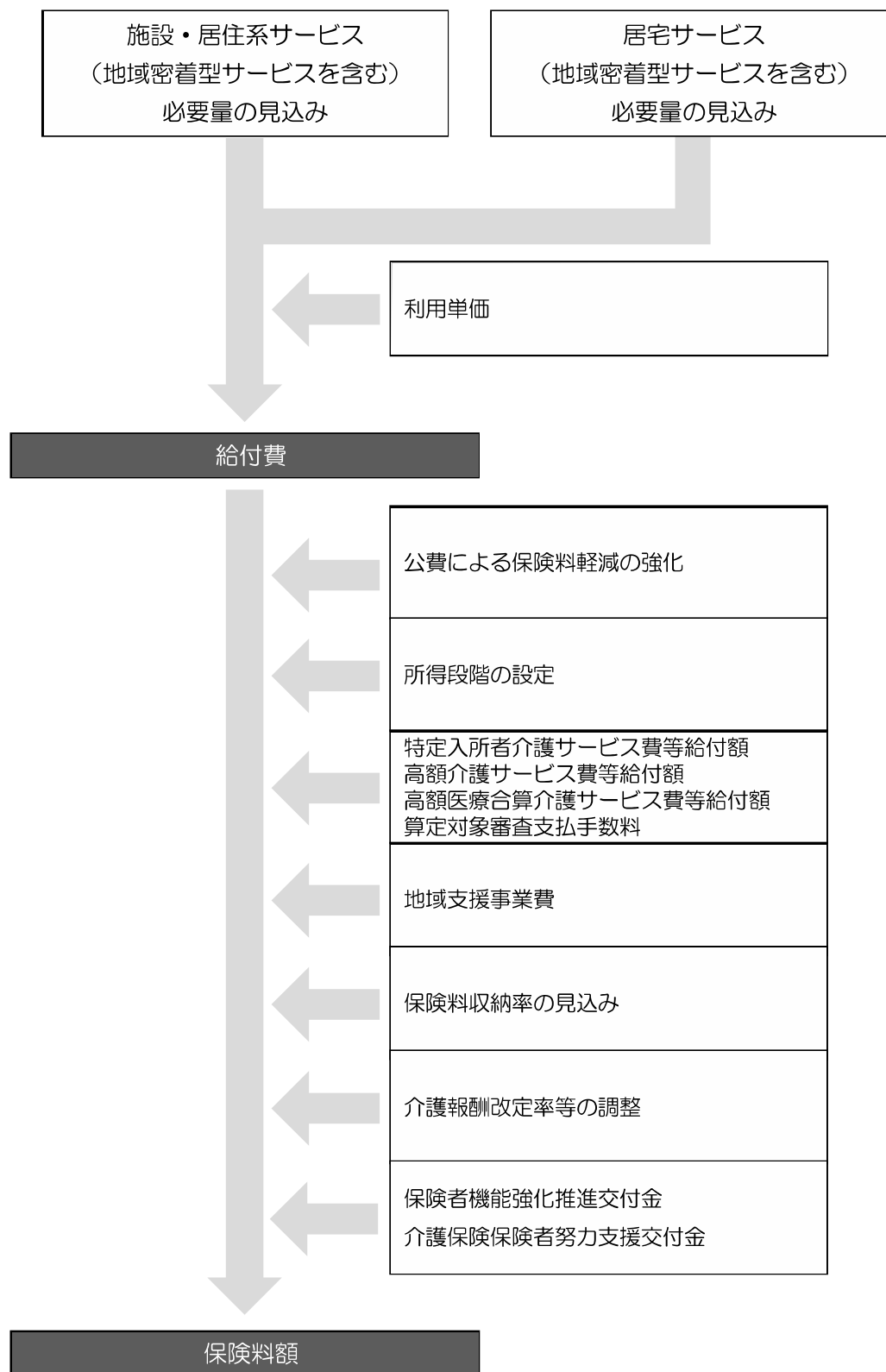
(1) 介護保険制度の費用負担構造



- ※1 調整交付金は、市町村間の後期高齢者割合等の違いを考慮し、5%を基準として市町村間で調整される財源です。本市に交付される調整交付金は5%に達しませんので、不足分は第1号被保険者の保険料を充てることになります。
- ※2 地域支援事業（本市においては介護予防・日常生活支援総合事業・包括的支援事業・任意事業）に係る費用負担構造
- ①介護予防・日常生活支援総合事業の財源は、第1号被保険者の保険料、第2号被保険者の保険料及び公費から構成されています。
 - ②包括的支援事業・任意事業の財源は、第1号被保険者の保険料及び公費から構成されています。

(2) 給付費・介護保険料の推計について

給付費・介護保険料の算定手順は以下のとおりです。



(3) 保険料設定の基本的な考え方

介護保険や地域支援事業に要する費用が増加する見込みの中で、より安定的な介護保険制度の運営のためには、被保険者の負担能力に応じて保険料を賦課する必要があります。

①本人が市民税課税者層の多段階設定

保険料負担段階の設定については、国は標準9段階に区分しておりますが、保険者の判断により、本人が市民税課税者層の区分を細分化して10段階以上の多段階設定にすることができます。本市は、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな設定とするため第8期保険料においても13段階の設定を継続します。

②負担能力に応じた保険料率（基準額×所得段階別の割合）の設定

保険料率の設定については、第7期保険料で設定した保険料率を継続し、本人が市民税非課税者層のうち、保険料段階の第2段階は国が示す保険料率の0.75を0.70に引き下げ、第4段階は国が示す保険料率の0.90を0.85に引き下げ、低所得者の負担軽減を図ります。

また、保険料段階が第6段階以上の本人が市民税課税者層に対しては、低所得者との負担能力のバランスを考慮した保険料率の設定を継続します。

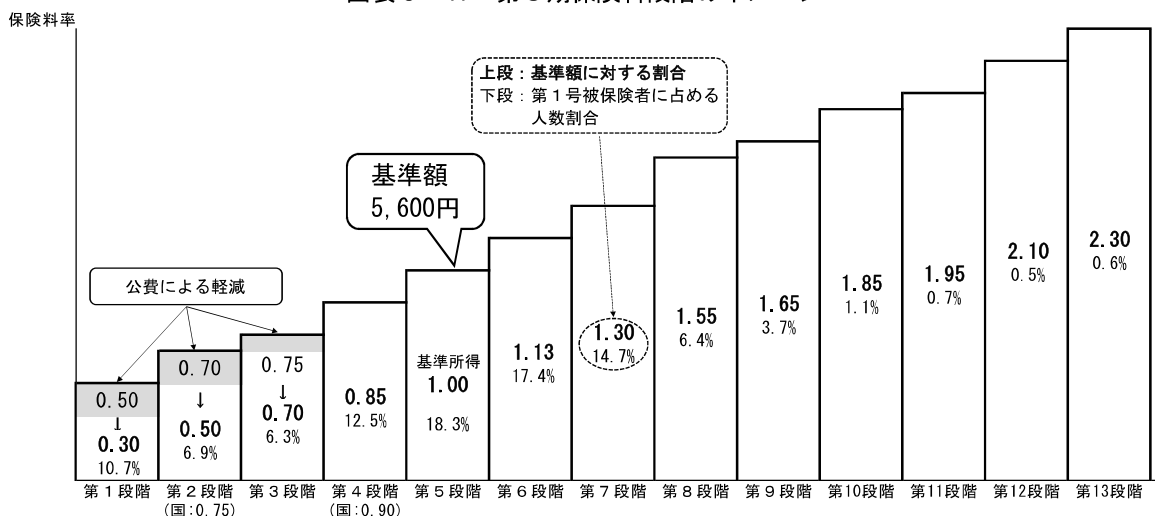
③保険料額の上昇の抑制

介護給付費準備基金を可能な限り取り崩し、介護報酬改定等による保険料額の上昇の抑制に努めます。

④公費による保険料軽減の強化

高齢化の進展に伴い、介護費用の増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中、介護保険制度を持続可能なものとするためには、低所得者も保険料を負担し続けることを可能にする必要があります。このため、本人が市民税非課税者層のうち、第1～3段階について、令和元年10月の消費税引き上げに伴う負担の軽減強化を継続します。

図表6-17 第8期保険料段階のイメージ



(4) 所得段階別介護保険料率

所得段階	対象区分		基準額に 対する割合	保険料額 (年額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 		0.30	20,160円
	本人が 市民税 非課税者	本人の前年の課税年金収入額と 合計所得金額から年金収入に係 る所得を控除した額の合計額が 80万円以下の人		
第2段階		世帯員 全員が 市民税 非課税者	0.50	33,600円
第3段階		本人の前年の課税年金収入額と 合計所得金額から年金収入に係 る所得を控除した額の合計額が 120万円超の人	0.70	47,040円
第4段階		世帯員に 市民税 課税者が いる人	0.85	57,120円
第5段階 (基準額)		本人の前年の課税年金収入額と 合計所得金額から年金収入に係 る所得を控除した額の合計額が 80万円超の人	1.00	67,200円
第6段階	本人が 市民税課税者	本人の前年の合計所得金額が 125万円未満の人	1.13	75,936円
第7段階		本人の前年の合計所得金額が 125万円以上210万円未満の人	1.30	87,360円
第8段階		本人の前年の合計所得金額が 210万円以上320万円未満の人	1.55	104,160円
第9段階		本人の前年の合計所得金額が 320万円以上520万円未満の人	1.65	110,880円
第10段階		本人の前年の合計所得金額が 520万円以上720万円未満の人	1.85	124,320円
第11段階		本人の前年の合計所得金額が 720万円以上1,020万円未満の人	1.95	131,040円
第12段階		本人の前年の合計所得金額が 1,020万円以上1,520万円未満 の人	2.10	141,120円
第13段階		本人の前年の合計所得金額が 1,520万円以上の人	2.30	154,560円

資料編

1 関連法令

(1) 老人福祉法第20条の8

(市町村老人福祉計画)

- 第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。
 - 3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。
 - 4 市町村は、第二項の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たっては、介護保険法第百十七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。
 - 5 厚生労働大臣は、市町村が第二項の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。
 - 6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。
 - 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
 - 8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 9 市町村は、市町村老人福祉計画（第二項に規定する事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

- 10 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(2)介護保険法第117条

(市町村介護保険事業計画)

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
 - 二 各年度における地域支援事業の量の見込み
 - 三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項
 - 四 前号に掲げる事項の目標に関する事項
- 3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
 - 二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策
 - 三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計
 - 四 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項
 - 五 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

- 六 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、地域支援事業と高齢者保健事業及び国民健康保険保健事業の一体的な実施に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項
- 4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第百十八条の二第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 7 市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。
- 8 市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。
- 9 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 12 市町村は、市町村介護保険事業計画（第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 13 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 介護保険制度改正の概要

(1) 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律

(令和元年5月22日公布)

●NDB、介護DB等の連結解析等【高確法、介護保険法、健康保険法】

医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）と介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）について、各DBの連結解析を可能とするとともに、公益目的での利用促進のため、研究機関等への提供に関する規定の整備（審議会による事前審査、情報管理義務、国による検査等）を行う。

●高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等【高確法、国民健康保険法、介護保険法】

75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行う。

(2) 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

(令和2年6月12日公布)

●地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

●地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進【介護保険法、老人福祉法】

- ①認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ②市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

●医療・介護のデータ基盤の整備の推進【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ①介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
- ②医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を、安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

●介護人材確保及び業務効率化の取組の強化【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ①介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ②有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

(3) 第8期計画において配慮すべき記載事項

『全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議』開示資料より

1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

- 2025・2040年を見据えた、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等。

2 地域共生社会の実現

- 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組。

3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

- 一般介護予防事業の推進に関して、「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施。
- 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の例示としての就労的活動等。
- 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて、計画を策定。
- 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進。（一般会計による介護予防等に資する独自事業等。）
- 在宅医療・介護連携の推進における、看取りや認知症への対応強化等の観点。
- 要介護（要支援）者に対するリハビリテーションの目標は、国で示す指標を参考。

- PDCA サイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備。

4 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

- 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すための5つの柱。(普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等。)
- 教育等、他の分野との連携に関する事項。

5 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性。
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気な高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策。
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性。
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組。

6 災害や感染症対策に係る体制整備

- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性。

3 計画策定の経過

開催日時	内容
令和元年12月 ～令和2年1月	高齢者保健福祉計画・介護保険保健事業計画策定のための基礎調査
令和2年4月21日 ～5月8日	・計画策定に係る事業調査（高齢者施策に関わる事業把握のための庁内調査）
令和2年4月24日	第1回介護保険運営協議会（書面開催） ・次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定における基礎調査について ・令和2年度高齢者福祉・介護保険事業の概要について
令和2年5月29日	第2回介護保険運営協議会（書面開催） ・次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定における基礎調査について ・ふじパワフル85計画V進捗状況について
令和2年6月26日	第3回介護保険運営協議会 ・次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る現状と課題の整理 ・令和元年度高齢者福祉・介護保険事業の実施状況について
令和2年7月17日	富士市高齢者対策庁内連絡会 ・高齢者の現状と課題について ・次期計画策定について
令和2年7月31日	第4回介護保険運営協議会 ・次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の基本理念等について ・介護保険の状況について（給付分析・被保険者数等）
令和2年9月18日	第5回介護保険運営協議会 ・次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（計画案） ・次期介護保険料金設定の考え方
令和2年10月20日	介護サービス相談員との意見交換会
令和2年10月23日	第6回介護保険運営協議会 ・高齢者保健福祉計画（最終案） ・介護保険事業計画（最終案）
令和2年11月19日	次期計画内容についての静岡県によるヒアリング
令和2年12月15日 ～令和3年1月15日	パブリック・コメント制度による意見募集
令和3年2月12日	第7回介護保険運営協議会（書面開催） ・パブリック・コメント制度による提出意見について ・第8期介護保険料の設定について

4 富士市介護保険運営協議会

(1) 富士市介護保険条例 (抜粋)

平成12年3月24日条例第21号
最終改正 令和2年12月15日条例第45号

第4章 介護保険運営協議会

(設置)

第13条 本市が行う法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画の策定並びにこれらの計画における施策の実施及び評価について協議するため、富士市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第14条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第15条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(規則への委任)

第16条 この章に定めるもののほか協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(2) 富士市介護保険に関する規則（抜粋）

平成 13 年 3 月 30 日規則第 20 号
最終改正 令和 2 年 12 月 15 日規則第 59 号

第 6 章 運営協議会

(運営協議会の所掌事務)

第 39 条 条例第 13 条の富士市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市町村介護保険事業計画及び市町村老人福祉計画の策定並びにこれらの計画における施策の評価に関すること。
- (2) 保険給付及び地域支援事業の種類、内容その他の施策の実施に関すること。
- (3) その他介護保険事業の適正な運営に関すること。

(委員の委嘱)

第 40 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する者
- (2) 介護給付等対象サービスを行う事業者を代表する者
- (3) 被用者保険等保険者を代表する者
- (4) 保健・医療・福祉に関する学識経験を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第 41 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 42 条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 43 条 協議会の庶務は、保健部介護保険課で処理する。

(委任)

第 44 条 この章に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(3) 富士市介護保険運営協議会委員名簿 (平成30～令和2年度)

(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会) 令和3年3月31日現在

区分	氏名	所属等
(被保険者代表) ※規則第40条第1号		
第1号被保険者	平山 裕子	富士市民生委員児童委員協議会
〃	加藤 崧	富士市生涯学習推進会連合会
〃	宮地 學	市民委員
〃	岡田 朝子	市民委員
第2号被保険者	富田 忍	富士地区労働者福祉協議会
〃	渡邊 京子	市民委員
〃	中村 菜穂美	市民委員
(事業者代表) ※規則第40条第2号		
サービス事業者 (居宅／社福・医療法人)	齊藤 雄介	富士市介護保険事業者連絡協議会 (特別養護老人ホーム月のあかり 施設長)
サービス事業者 (居宅／民間法人)	梶原 徳夫	富士市介護保険事業者連絡協議会 (有)梶原ケアコーポレーション 代表取締役)
(被用者保険等代表) ※規則第40条第3号		
組保管掌健康保険	海野 陽之	全国健康保険協会静岡支部
〃	朝比奈 正	静岡県自動車整備健康保険組合
(保健・医療・福祉学識経験者) ※規則第40条第4号		
医師	勝又 秀樹	一般社団法人 富士市医師会
歯科医師	近藤 正明	一般社団法人 富士市歯科医師会
薬剤師	清水 慶子	一般社団法人 富士市薬剤師会
主任介護支援専門員	大塚 芳子	富士市介護支援専門員連絡協議会 (富士市東部地域包括支援センター センター長)
福祉分野	増田 樹郎	愛知教育大学 名誉教授 (社会福祉学)
(市長が認める者) ※規則第40条第5号		
40歳未満の市民	鳥居 祥子	一般社団法人 富士青年会議所

5 介護保険サービス一覧

居宅サービス

※サービスの種類の項で下段に細字で示されているものは、要支援1・2の人が利用できる介護予防サービスの名称です。

	サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
訪問を受けて利用する	訪問介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが自宅を訪問して、介護や炊事・掃除等の身のまわりの援助をします。	※介護予防・日常生活支援総合事業にて実施
	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車等で自宅を訪問して、看護師等が入浴介助を行います。	その他の施設においての浴室利用が困難な場合、入浴車で自宅を訪問して介護予防を目的とした入浴介護サービスを提供します。
	訪問看護 介護予防訪問看護	看護師等が自宅を訪問して、看護の支援をします。	看護師等が自宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話または必要な診療の補助を行います。
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	専門職が自宅を訪問して、リハビリテーション等を行います。	専門職が自宅を訪問して、介護予防を目的としたリハビリテーション等を行います。
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問して、療養上の管理や指導を行います。	医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。
通所して利用する	通所介護（デイサービス）	デイサービスセンター等に通り、入浴、排泄等の介護や機能訓練等が受けられます。	※介護予防・日常生活支援総合事業にて実施
	通所リハビリテーション（デイケア） 介護予防通所リハビリテーション	医療機関や介護老人保健施設に通い、リハビリテーションが受けられます。	医療機関や介護老人保健施設に通い、介護予防を目的としたリハビリテーションが受けられます。
短期間入所する	短期入所生活介護（ショートステイ） 介護予防短期入所生活介護	短期間、介護老人福祉施設等に入所して、入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練が受けられます。	短期間、介護老人福祉施設等に入所して、介護予防を目的とした入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練が受けられます。
	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	短期間、介護老人保健施設・介護療養型医療施設に入所して、看護・介護及び機能訓練等が受けられます。	短期間、介護老人保健施設・介護療養型医療施設に入所して、介護予防を目的とした看護・介護及び機能訓練等が受けられます。
居宅での暮らしを支える	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができます。	介護予防を目的とした福祉用具を借りることができます。
	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	福祉用具の購入ができます。	介護予防を目的とした福祉用具の購入ができます。
	住宅改修費支給 介護予防住宅改修費支給	手すりの取付けや段差の解消等小規模な改修費用を支給します。	介護予防を目的とした手すりの取付けや段差の解消等小規模な改修費用を支給します。
在宅に近い暮らし	サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等の特定施設に入居している人が、介護や機能訓練、療養上の世話を受けられます。	有料老人ホーム等の特定施設に入居している人が、介護予防を目的とした介護や機能訓練、療養上の世話を受けられます。

地域密着型サービス

※サービスの種類の項で下段に細字で示されているものは、要支援1・2の人が利用できる介護予防サービスの名称です。
 ※原則として他の市町村のサービスは利用できません。

	サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
住み慣れた地域での生活を支援する	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	ホームヘルパーや看護師等が、定期的に巡回もしくは通報により自宅を訪問して、介護や炊事・掃除等の身のまわりの援助、療養上の世話または診療の補助（主治医が認めた場合のみ）をします。	利用できません。
	夜間対応型訪問介護	夜間にホームヘルパーが自宅を訪問して、介護や日常生活の世話をを行います。	利用できません。
	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の高齢者がデイサービスセンター等に通うことで、介護や機能訓練等が受けられます。	認知症の高齢者がデイサービスセンターに通うことで、介護予防を目的とした介護や機能訓練等が受けられます。
	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、訪問や泊まりのサービスを組み合わせて、介護や機能訓練等が受けられます。	通いを中心に、訪問や泊まりのサービスを組み合わせて、介護予防を目的とした介護や機能訓練等が受けられます。
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、介護や機能訓練等が受けられます。	(要支援1の人は利用できません)
	地域密着型 特定施設入居者生活介護	小規模な有料老人ホーム等（定員29人以下）に入所している人が、介護や機能訓練等が受けられます。	利用できません。
	地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模な特別養護老人ホーム（定員29人以下）に入所している人が、介護や機能訓練等が受けられます。	利用できません。
	看護小規模多機能型居宅介護	「小規模多機能型居宅介護」で利用できるサービスに、訪問看護を組み合わせたサービスです。	利用できません。
地域密着型通所介護	小規模なデイサービスセンター等（定員18人以下）に通い、入浴、排泄等の介護や機能訓練等が受けられます。	利用できません。	

施設サービス

※要支援1・2の人は利用できません。

	サービスの種類	
施設に入所する	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	日常生活全般について常に介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。 ※原則として要介護3～5の人が利用できます。
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定している人が自宅へ戻れるようにリハビリに重点を置いたケアが必要な人が入所します。
	介護医療院	病状が安定し、長期の療養を必要とする人が、医療や介護を受けながら生活するために入所します。
	介護療養型医療施設 (療養病床等)	病状が安定し、長期の療養を必要とする人が、医療や介護を受けるために入所します。 ※令和5年度末までに廃止・転換が予定されています。

6 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 一般介護予防事業（65歳以上の全ての人）

地域の互助を活かし、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、介護予防に資する体操等を実施し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で健康で自立した生活を送ることを目的とします。

(2) 介護予防・生活支援サービス事業

居宅サービス

※基本チェックリストとは、日常生活で必要となる機能の状態を確認する全25項目からなる調査票で、生活機能の低下のおそれがある高齢者を早期把握するためのツールです。

訪問を受けて利用する	サービスの種類	事業対象者 (要支援1・2、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人)
	介護予防訪問介護相当サービス	訪問介護員が自宅を訪問し、身体介護や生活援助、見守り援助等を行います。
	健康づくりヘルパー	訪問介護員が自宅を訪問し、生活援助（買い物、調理、洗濯、掃除等）を利用者とともにを行います。
	短期集中型訪問指導	保健師、管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士、理学療法士等が自宅を訪問し、体力改善や生活改善に向けた指導を最大で6か月行います。
通所して利用する	サービスの種類	事業対象者 (要支援1・2、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人)
	介護予防通所介護相当サービス	介護保険事業所等に通って利用する、介護予防を目的としたサービスです。送迎付きで食事や入浴、その他の必要な日常生活上の支援が受けられ、運動やレクリエーション等を行います。
	健康づくりデイサービス	介護保険事業所等に通って利用する介護予防を目的としたサービスです。希望により送迎も受けられます。4時間程度のデイサービスで、運動やレクリエーション、趣味活動等を行います。

7 用語解説

あ行

医療情報との突合

介護給付を支払った請求について、医療給付情報と突合し、請求内容を確認するものです。突合の結果、過誤と判断されたものについては、必要な処理を行います。

運転経歴証明書

運転免許証を自主返納した際に、受け取ることができる証明書です。なお、自主返納後5年以上経過している人や交通事故等により免許取り消しとなった人は、証明書の交付を受けられません。

エンディングノート

人生の最期を迎えるにあたり、自身の思いや希望を家族に伝えるために書き残すものです。

オーラルフレイル

口腔に関する衰えの放置等により、口腔機能の低下から、摂食・嚥下の障害、心身の機能低下につながる負の連鎖のことです。

か行

介護給付適正化計画

介護保険制度の信頼性を高め、持続可能な事業としていくため、「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」、「住宅改修・福祉用具点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付通知」の5つの事業を中心に、取組方針と成果指標を定めるものです。

介護サービス情報公表システム

インターネット上で全国約21万か所の介護サービス事業所の情報を公開する仕組み。事業所の情報は都道府県が行い、厚生労働省のホームページで閲覧することができます。

介護予防基本チェックリスト

高齢者が自分の生活や健康状態を振り返り、心身の機能の状況をチェックする調査票です。生活機能の低下の恐れがある高齢者を早期に把握し、介護予防・日常生活支援総合事業へつなげることにより、状態悪化を防ぐためのものです。全部で25項目あります。

介護予防サポーター

お住いの地域の公会堂等で、介護予防を目的とした高齢者向けの運動教室や料理教室を運営するスタッフです。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度上の市町村が行う地域支援事業の一つ。市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指します。

協議体（第1層協議体、第2層協議体）

地域課題やニーズを把握し、課題解決に向けた活動を推進するため、住民や様々な専門分野、行政を含めて構成された組織・ネットワーク。市全域を範囲とした第1層協議体と、小学校区を基本とする小圏域を範囲とした第2層協議体があります。

健康づくりヘルパー

介護保険法第115条の45第1項第1号にイに規定する第1号訪問事業に位置付けられる事業で、市が指定する事業者が緩和した基準により実施するサービスとして、利用者が居宅において、自立した日常生活を続けられるよう、必要な日常生活の支援を行うサービスです。

さ行

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造を有し、安否確認、生活相談サービスを提供する民間住宅です。介護保険サービスを利用するときは、別途契約を行う必要があります。

市民後見人

親族や専門職、社会福祉協議会の職員等を除く、一般市民による後見人です。資格はありませんが、養成講座の受講等により、一定の知識を身につけることが必要です。

社会資源

地域社会での問題を開設したり、福祉・介護のニーズを充足するために活用される各種の制度、施設・設備、事業者、団体、個人等が有する知識や技術の総称です。

若年性認知症

65歳未満で発症する認知症を言います。

住宅改修

介護保険の認定を受けた方が利用できるサービスで、手すりの取付けや段差解消などの住宅改修を行う際に、20万円を上限としてその費用の保険給付分が支給されます。

住宅型有料老人ホーム

生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。

介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能です。

生活支援体制整備事業

地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実を図るための事業です。「生活支援コーディネーター」と「協議体」を設置し、地域の互助を高め、住民主体によるサービスの活性化を進め、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを目指します。

縦覧点検

介護保険サービスの給付状況について、複数月にまたがる請求明細書の確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を確認します。確認結果に基づき、過誤調整を行います。

手段的日常生活動作（IADL）

Instrumental Activities of Daily Living の略。日常生活を送る上で必要な動作のうち、買い物や洗濯、電話、薬の管理、金銭管理、趣味活動等、日常生活上の複雑な動作のことです。

生活・介護支援サポーター

地域のインフォーマルサービスの担い手として、ゴミ出しや買い物、掃除、話し相手等、介護保険制度ではまかないきれない活動を行うボランティアです。生活・介護支援サポーターになるための養成講座が開設されています。

生活支援コーディネーター（第1層コーディネーター、第2層コーディネーター）

高齢者の生活支援や介護予防の基盤整備を推進するため、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた調整機能を持つ人。市全域を対象に生活支援の担い手の養成やサービスの開発等をする第1層コーディネーター、日常生活圏域においてニーズとサービスのマッチング等をする第2層コーディネーターがあります。

成年後見制度

判断能力の不十分な人を保護するための民法上の制度で、法定後見制度と任意後見制度があります。介護保険サービスの利用や財産の管理等について支援します。

た行**地域医療構想**

地域医療構想は、将来人口推計を基に2025年（令和7年）に必要となる病床数（病床の必要量）を4つの医療機能ごとに推計した上で、地域の医療関係者の協議を通じて病床の機能分化と連携を進め、効率的な医療提供体制を実現する取組です。

2014年（平成26年）6月に成立した「医療介護総合確保推進法」に基づき、2018年（平成30年）4月から始まった第7次医療計画の一部として位置付けられました。

地域ケア会議

医療、介護等の多職種や地域住民等が協働して高齢者の個別課題の解決や、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげるなどの役割を果たす会議です。

地域密着型サービス

介護保険サービスのうち住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスです。原則として、富士市民だけが利用できます。また、事業者の指定は市町村が行います。

な行**ナッジ理論**

文章の表記や表示方法等を工夫することで、人の心理に働きかけ、自らより良い選択を取れる等に手助けする方法です。元来は経済学の理論ですが、幅広い分野で人の行動に働きかけるものとして、活用されています。

認知症カフェ

認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場のことです。参加者の団らんや相談、情報交換を目的としています。

認知症ケアパス

認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいかをあらかじめ市民に明示したものです。認知症の人の状態に応じたサービス提供の流れがわかります。

認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を見守り応援者となる「認知症サポーター」を養成する講座です。受講者には「オレンジリング」をお渡しします。

認知症推進施策大綱

高齢化に伴い認知症の人が増えていくと考えられることから、「共生」と「予防」を両輪とした施策を推進するための基本方針を定めたもの。令和元年6月18日に認知症施策推進関係関係会議において、とりまとめられました。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームのことであります。

ノーマライゼーション

障害の有無や性別、年齢等の違いに関わらず、当事者の主体的な生活や権利が保障された生活環境を表す概念です。

は行

福祉用具貸与・購入

福祉用具貸与は、要支援・要介護の認定を受けた人が日常生活において自立支援や介護者の負担軽減のために必要な用具を貸与するサービスです。

福祉用具購入は、要支援・要介護の認定を受けた人が日常生活において必要な用具のうち「貸与に馴染まないもの」の販売を行います。具体的には「腰掛便座」、「自動排泄処理装置の交換可能部品」、「入浴補助用具」、「簡易浴槽」、「移動用リフトの吊り具の部分」になります。

ふれあい・いきいきサロン

地域のまちづくりセンターや集会所等において、ボランティアとともにおしゃべりや健康体操等を楽しみながら住民同士が交流を深め、孤独感や不安感の解消、介護予防の促進を図るところです。

訪問型サービスC

管理栄養士や歯科衛生士、作業療法士等の専門職が高齢者の居宅を訪問し、生活機能の向上に向けた相談指導を行うサービスです。基本的に、3～6か月の短期間で集中的に行います。

保険者機能強化推進交付金

介護保険事業のPDCAサイクルによる取組の一環で、自治体への財政的インセンティブとして、市町村の取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を支援するために、平成29年度に創設された交付金です。

や行**悠容クラブ（老人クラブ）**

地域ごとに、概ね 60 歳以上の高齢者で組織され、老後の生活を健全で豊かなものにし、生きがいを生みだし、高齢者の福祉を高めるための活動を行うことを目的に、教養講座、健康づくり、レクリエーション、社会奉仕活動等を行う親睦団体です。

わ行**ワーク・ライフ・バランス**

「仕事と生活の調和」を目指した、働き方や社会構造の見直しを目指す概念です。

ふじパワフル85計画VI
第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画
令和3年3月発行

発行 富士市

〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地

URL：<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/>

編集 富士市 保健部 介護保険課

TEL：0545-55-2767

E-mail：ho-kaigo@div.city.shizuoka.jp

高齢者支援課

TEL：0545-55-2916

E-mail：ho-koureishien@div.city.shizuoka.jp